

第2章 二国間・地域的な経済連携協定における 知的財産を巡る状況に関する調査

I. 我が国の経済連携交渉（知財分野）の状況

1. 我が国の経済連携の推進状況

（1）経済連携交渉の状況

我が国はこれまで21の国・地域との間で18の経済連携協定を発効させてきた。最近では、2018年12月30日に環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定）がメキシコ・日本・シンガポール・ニュージーランド・カナダ・オーストラリアの6カ国間で発効し、日EU経済連携協定（日EU・EPA）が2019年2月1日に発効している。

なお、現在、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、日トルコEPA、日中韓FTA等が交渉中である。

（2）経済連携交渉における知財戦略

我が国企業の海外展開において、アジア地域を中心とした途上国では、TRIPS協定履行のため最低限の法制度は整備されたものの、特に運用・執行面で、知的財産の保護水準が不十分であることが課題となっている。知的財産の保護強化、実効的なエンフォースメントといった知的財産保護体制を構築するために、WTO等のマルチによる体制構築に比べ、より迅速な交渉が可能である二国間及び多国間での経済連携交渉を通じて、ルール構築を図っていくことが重要である。

これまでに我が国が締結した経済連携協定は、日ASEAN包括的経済連携（AJCEP）を除き、知的財産に関する規定を設けている。そこではTRIPS協定を上回る義務も規定しており、現在までに締結してきた我が国の主要なEPA/FTAの知的財産章における特徴は、大きく分類すると以下の3点となる¹。

（a）手続の簡素化・透明化

TRIPS協定は権利取得についての手続の詳細は定めていないが、特許出願などの手続における公証義務の原則廃止、優先権証明書²の翻訳文証明手続の簡素化などの規定をEPA/FTAに導入することにより、相手国における手続面の負担を軽減し、権利取得の容易化を図っている。また、知的財産保護関連情報の入手を容易にする規定を導入することで、出願や権利執行などに関する予見性の向上を図っている。

¹ 経済産業省通商政策局編 2018年版不正貿易報告書 第Ⅲ部第4章「知的財産」（P463）

(b) 知的財産の保護強化

知的財産保護の実体面について、例えば、日本国特許庁の特許審査結果を提出することにより、相手国で実体審査を経ずに特許取得ができるようにする、あるいは、相手国で早期に特許審査をするよう請求ができるようにするなどの制度を導入する規定により、相手国における権利付与の迅速化を図っている。また外国周知商標を保護する規定を盛り込むなど、相手国における知的財産保護の実体面の充実を図っている。

(c) エンフォースメント強化

TRIPS 協定は、第 51 条において国境措置、第 61 条において刑事罰につき規定しているが、義務規定の対象とされているのは不正商標商品及び著作権侵害物品についてのみであり、その他の知的財産侵害物品に関しては共に任意規定となっている。そこで、国境措置、刑事罰の対象を拡大するとともに、TRIPS 協定で明示的に記載されていない形態模倣行為の禁止等を明確に規定するなど、保護対象の拡大及び明確化による実体的なエンフォースメント強化を行うとともに、TRIPS 協定第 57 条に規定されている情報通知を義務化するなど、手続面での改善により、エンフォースメント強化を図っている。

2. TPP11 協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）について

(1) TPP11 協定の概要

TPP11 協定は、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定²について離脱を表明した米国以外の国の間で、一部条文を除く同協定の内容を実現するための協定であり、米国の不在に伴い停止（凍結）する項目を絞り込み、TPP 協定の高い水準を維持する³。

TPP 協定は 2016 年 2 月に 12 か国によって署名されたが、2017 年 1 月に米国が離脱宣言をしたことから、11 か国の閣僚が TPP の早期発効に向けた検討を行うことで合意し、同年 11 月にベトナムで開催された TPP 閣僚会合において、TPP11 協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定：CPTPP）が大筋合意された。2018 年 3 月に、11 か国の閣僚が署名を行い、2018 年 10 月 31 日、我が国を含む 6 か国（メキシコ・日本・シンガポール・ニュージーランド・カナダ・オーストラリア）が国内手続を完了し、協定の寄託国であるニュージーランドに対し通報した。これにより、TPP11 協定は 2018 年 12 月 30 日に発効した。なお、ベトナムにおいても、2019 年 1 月 14 日

² TPP の概要については「『国際知財制度研究会』報告書（平成 28 年度）」第 1 章（P2～P28）を参照のこと。

https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/trips_chousa_houkoku/28_all.pdf

³ 外務省 HP 「TPP11 について」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000022863.pdf>

に発効している。

TPP11 協定は、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で 21 世紀型のルールを、アジア太平洋に構築し、自由で公正な巨大市場（世界 GDP の約 13%、貿易総額の 15%、人口約 5 億人）を作り出した⁴。

（2）凍結項目について

知的財産分野において、特許期間延長制度（第 18・46 条、第 18・48 条）、新薬のデータ保護期間に係るルール（第 18・50 条、第 18・51 条）、著作権の保護期間（第 18・63 条）等が凍結項目となっている。なお、TPP11 協定における全体の凍結項目のうち、半数が知的財産に関する規定である。

第 18 章（知的財産）における特定の規定の適用の停止⁵（TPP11 協定附属書 7 項）

(a) 第 18・8 条（内国民待遇）1 の注 2 第 3 文及び第 4 文の規定

同条 1 は第 18 章（知的財産）における内国民待遇を規定している。適用を停止する同条 1 の注 2 第 3 文の規定は、この「特にこの章の規定が適用される知的財産権の使用に影響する事項」には、著作権及び関連する権利に基づく使用に関するあらゆる形態の支払金（利用許諾の手数料、使用料、衡平な報酬、補償金等）を含むことを定め、また、適用を停止する同条 1 の注 2 第 4 文の規定は、第 3 文の規定が TRIPS 協定第 3 条（内国民待遇）1 の注に規定する「知的所有権の使用に関する事項」についての締約国の解釈に影響を及ぼすものではないことを定める。第 3 文の規定の適用の停止により、締約国は、内国民待遇が義務付けられる知的財産権の保護の対象に当該支払金を含むとの解釈に拘束されなくなる。また、第 3 文の規定の適用の停止に伴い、当該解釈が TRIPS 協定の解釈に影響を及ぼさない旨の第 4 文の規定は不要となることから、その適用を停止する。

(b) 第 18・37 条（特許を受けることができる対象事項）中次に掲げる規定

(i) 第 18・37 条（特許を受けることができる対象事項）2 の規定

同条 2 の規定は、一定の条件の下で、「既知の物の新たな用途」又は「既知の物を使用する新たな方法」の発明のうち少なくともいずれかの発明について特許が与えられることを確認することについて定める。この規定の適用の停止により、締約国間でこの協定の下でこれらに該当する発明について特許が与えられることの確認は行われな

⁴ 経済産業省 HP 「TPP11 について」

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade/downloadfiles/tpp/20181227001.pdf

⁵ 外務省「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の説明書」（P6～P10）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000351512.pdf>

(ii) 第 18・37 条（特許を受けることができる対象事項）4 第 2 文の規定

同条 4 第 2 文の規定は、一定の条件の下で、「植物に由来する発明」について特許が与えられることを確認することについて定める。この規定の適用の停止により、締約国間でこの協定の下でこれらに該当する発明について特許が与えられることの確認は行われな

(c) 第 18・46 条（特許を与える当局の不合理な遅延についての特許期間の調整）（注を含む。）の規定

同条は、自国における特許の付与において不合理な遅延がある場合に、当該遅延について補償するために特許期間を調整するための手段を定め、特許権者の要請があるときは当該遅延について補償するために特許期間を調整すること等を定める（最大 5 年）。この規定の適用の停止により、締約国は、この規定に基づく義務を負わなくなる。

(d) 第 18・48 条（不合理な短縮についての特許期間の調整）（注を含む。）の規定

同条は、医薬品の販売承認の手續の結果として生じた有効な特許期間の不合理な短縮について特許権者に補償するため特許期間の調整を利用可能なものとする

(e) 第 18・50 条（開示されていない試験データその他のデータの保護）（注を含む。）の規定

同条は、新規の医薬品の販売承認を与える条件として、締約国が、当該医薬品の安全性及び有効性に関する開示されていない試験データ等の提出を要求する場合に、当該新規の医薬品の当該締約国における販売承認の日から少なくとも 5 年間、第三者がそれらデータを提出した者の承諾を得ないで、当該情報等に基づき同一又は類似の製品を販売することを認めてはならないこと等を定める。この規定の適用の停止により、締約国は、このようなデータ保護制度に係る義務を負わなくなる。

(f) 第 18・51 条（生物製剤）（注を含む。）の規定

同条は、新規の生物製剤等の販売承認を与える条件として、締約国が、当該生物製剤等の安全性及び有効性に関する開示されていない試験データ等の提出を要求する場合に、当該生物製剤等の当該締約国における最初の販売承認の日から少なくとも 8 年間、第三者がそれらデータを提出した者の承諾を得ないで、当該情報等に基づき同一若しくは類似の生物製剤等を販売することを認めないこと、又は市場において同等の効果をもたらすために少なくとも 5 年間そのような販売を認めないことに加えて他の

措置をとること等のいずれかを行うことを定める。この規定の適用の停止により、締約国は、このようなデータ保護制度に係る義務を負わなくなる。

(g) 第 18・63 条（著作権及び関連する権利の保護期間）（注を含む。）の規定

同条は、著作物等の保護期間について、著作者の生存期間及び著作者の死後少なくとも 70 年、又は、著作物等の権利者の許諾を得た最初の公表の年の終わりから少なくとも 70 年とすること等を規定する。この規定の適用の停止により、締約国は、このような著作権等の保護期間に係る義務を負わなくなる。

(h) 第 18・68 条（技術的保護手段）（注を含む。）の規定

同条は、著作物等を保護する技術的手段を権限なく回避する行為や、回避することを目的とした装置の製造やサービスの提供等に対して、民事上及び行政上の救済措置を講ずることを定める。また、故意に及び商業上の利益又は金銭上の利得のためにこれらの行為が行われた場合には、刑罰の対象とすることについて定める。この規定の適用の停止により、締約国は、このような技術的手段についての救済措置等に係る義務を負わなくなる。

(i) 第 18・69 条（権利管理情報）（注を含む。）の規定

同条は、権利管理情報を除去したりや改変したりする行為、権利管理情報が権限なく改変されたことを知りながら当該権利管理情報の頒布等をする行為などに対して、民事上及び行政上の救済措置を講ずることを定める。また、故意に及び商業上の利益又は金銭上の利得のためにこれらの行為が行われた場合には、刑罰の対象とすることについて定める。この規定の適用の停止により、締約国は、このような権利管理情報についての救済措置等に係る義務を負わなくなる。

(j) 第 18・79 条（衛星放送用及びケーブル放送用の暗号化された番組伝送信号の保護）（注を含む。）の規定

同条は、衛星放送用の暗号化された番組伝送信号を無許諾で復号化することを補助する装置等の製造等を行うことについての刑罰及び民事上の救済措置について定め、ケーブル放送用の暗号化された番組伝送信号を無許諾で受信する機器の製造等を行うことについての刑罰又は民事上の救済措置について定める。この規定の適用の停止により、締約国は、このような衛星放送用及びケーブル放送用の暗号化された番組伝送信号についての救済措置等に係る義務を負わなくなる。

(k) 第 18・82 条（法的な救済措置及び免責）（注を含む。）、附属書 18-E（第 J 節（インターネット・サービス・プロバイダ）の附属書）、附属書 18-F（第 J 節（インターネット・サービス・プロバイダ）の附属書）

同条は、締約国が、オンラインの環境において生ずる著作権の侵害に対処するため権利者が法的な救済措置を利用することができることを確保し、著作権の侵害について、インターネット・サービス・プロバイダ（ISP）が提供するオンライン・サービスに関する適当な免責を確立すること等を定める。また、附属書 18-E の規定は、オンライン上の著作権の保護に関し、ISP に対して一定の施策を講じている締約国には、同条に規定する義務が適用されないことを定め、附属書 18-F の規定は、締約国が同条を含む第 18 章（知的財産）第 J 節（インターネット・サービス・プロバイダ）の規定を実施する代わりに、アメリカ合衆国とチリとの間の自由貿易協定の関連する規定を実施することができることを定める。これらの規定の適用の停止により、締約国は、同条に定める法的な救済措置及び免責に係る義務を負わなくなる。

3. 日 EU・EPA 知財章の概要

(1) 日 EU・EPA の概要

日 EU 経済連携協定（日 EU・EPA）は、2011 年 3 月に開催された第 20 回日 EU 定期首脳協議において、交渉の大枠を定めるスコーピング作業を開始することが合意され、2013 年 3 月の日 EU 首脳電話会談において、交渉の開始が決定された。

2013 年 4 月の交渉開始から約 4 年をかけた計 18 回の交渉会合が開催された後、2017 年 12 月に交渉妥結、2018 年 7 月に署名され、同年 12 月に日 EU 双方の国会及び欧州議会での承認を経て、2019 年 2 月 1 日に発効に至った。

本協定により高いレベルの関税撤廃・削減のみならず、知財等の高いレベルのルール構築が行われ、日欧双方の貿易・投資が促進されることが期待される。本協定の発効により、世界 GDP の約 3 割、世界貿易の約 4 割を占める世界最大級の自由で先進的な経済圏が誕生した⁶。

(2) 知財章の概要⁷

日 EU 双方とも既に高いレベルの知的財産保護制度を有しているところ、TRIPS 協定よりも高度又は詳細な規律を定める観点から、知的財産に関する制度の運用における透明化、十分かつ効果的な実体的権利保護を確保するとともに、知的財産の権利行使、協力及び協議メカニズム等について規定し、知的財産の保護と利用の推進を図る内容となっている。

主な内容

⁶ 経済産業省 HP 「日 EU・EPA（経済連携協定）」
http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/epa/eu/eu_epa.html

⁷ 外務省 「日 EU・EPA ファクトシート」（P37～P38）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000382020.pdf>

ア 一般規定

・国際協定、内国民待遇、最恵国待遇、手続事項及び透明性、知的財産の保護に関する啓発の促進等について規定する。

イ 知的財産に関する基準

・著作権及び関連する権利

著作者、実演家、レコード製作者及び放送機関の権利の保護、著作物等の保護期間の延長（著作者の死後 70 年等）、権利の制限と例外等について規定する。

・商標

商標権者の排他的権利及び例外、商標を表示するラベル・パッケージを商標権者の許諾を得ずに製造・輸入等する行為の禁止、周知商標の保護について規定する。

・地理的表示(GI)

附属書に掲載される双方の農産品及び酒類の GI に TRIPS 協定第 23 条と概ね同等の高いレベルの保護を与えること等を規定する。

権限のある当局に対し、自国・地域の法令に従い、職権で又は関係者の要請に応じて、附属書に掲載される GI を保護するために必要な措置をとる権限を与えることを規定する。

知的財産に関する委員会において、附属書に掲載される GI のリストを修正することができることを規定する。

附属書に掲載される GI の保護の継続に影響を与える事由が生じた場合に、要請に応じて締約者間で協議を行うことを規定する。

・意匠

意匠権者の排他的権利及び例外、秘密意匠制度、意匠権の存続期間等について規定する。

・未登録の商品形態

商品の形態の模倣行為に対して法的救済手段を設けることを規定する。

・特許

特許権者の排他的権利及び例外、特許制度の国際調和に向けた協力、審査結果の相互利用促進に向けた協力等について規定する。また、医薬品及び農薬に係る特許の保護期間延長について規定する。

・営業上の秘密及び開示されていない試験データその他のデータ

営業上の秘密の不正取得・開示・使用に対する保護、医薬品及び農薬の販売承認手続における試験データの保護等について規定する。

- ・植物の新品種

植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV）の1991年改正条約上の権利・義務に従い、植物新品種の保護を与えることについて規定する。

- ・不正競争

不正競争行為に対する効果的な保護、ドメイン名（国別トップレベルドメイン）の不正登録行為に対する救済措置等について規定する。

ウ 知的財産の権利行使

- ・民事上の救済に係る権利行使

知的財産侵害に対する民事上の救済手続に関し、証拠保全措置、暫定的・予防的措置、差止命令、損害賠償等について規定する。

- ・営業上の秘密の不正使用に対する権利行使

営業上の秘密の不正使用に対する民事上の救済手続に関し、差止命令、損害賠償、秘密保持命令等について規定する。

- ・国境措置に係る権利行使

税関における知的財産侵害物品の差止申立制度、職権による水際取締り、権利者への情報提供、税関当局間の協力等について規定する。

エ 協力及び協議メカニズム

- ・協力

知的財産分野において、情報交換、経験及びスキルの共有その他の形態等による協力を行うことについて規定する。

- ・知的財産に関する委員会

本章の規定の効果的な実施のために、知的財産に関する委員会を設立することについて規定する。

4. 東アジア地域包括的経済連携（RCEP）交渉について

RCEP(Regional Comprehensive Economic Partnership の略、アールセップ)は、日中韓印豪 NZ の 6 カ国が ASEAN と持つ 5 つの FTA を束ねる広域的な包括的経済連携構想

であり、2011年11月にASEANによって提唱された。その後、16カ国による議論を経て、2012年11月のASEAN関連首脳会合において正式に交渉が立上げられた。

RCEPが実現すれば、人口約34億人（世界の約半分）、GDP約20兆ドル（世界全体の約3割）、貿易総額10兆ドル（世界全体の約3割）を占める広域経済圏が出現する⁸。

交渉立上げを首脳に提言するため、2012年8月、ASEAN+FTAパートナー諸国経済大臣会合で採択された「東アジア地域包括的経済連携（RCEP）交渉の基本指針及び目的」⁹では、「東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国及びASEANのFTAパートナー諸国の間で、現代的な、包括的な、質の高い、かつ、互恵的な経済連携協定を達成すること」をRCEP交渉の目的とし、「RCEPは物品貿易、サービス貿易、投資、経済及び技術協力、知的財産、競争、紛争解決及びその他の事項を含む」ことが合意されている。また、知的財産に関しては、「RCEPにおける知的財産に関する条文は、経済統合及び知的財産の利用、保護、執行における協力を推進することにより、貿易及び投資に対する知的財産権関連の障壁を削減することを目指す。」ことを指針としている。

第1回交渉会合が開催された2013年5月から2019年2月現在まで、25回の交渉会合、12回の閣僚（中間）会合及び2回の首脳会合等が開催されている。2018年11月にシンガポールで開催された第2回RCEP首脳会合において、RCEP交渉に係る共同首脳声明が発出され、2019年に交渉を妥結する決意であることが確認された。

以上

⁸ 経済産業省 HP「東アジア地域包括的経済連携（RCEP）」

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/east_asia/activity/rcep.html

⁹ 外務省「東アジア地域包括的経済連携（RCEP）交渉の基本指針及び目的（仮訳）」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/11/pdfs/20121120_03_04.pdf

II. 我が国が締結済みの ASEAN 主要国との EPA/FTA 知財章の実効性に関する調査

1. はじめに

我が国はこれまで 21 の国・地域との間で 18 の経済連携協定を署名・発効済みであり、これらの多くに、知的財産に関する規定（知財章）が盛り込まれている。これらには、TRIPS 協定と同等もしくはこれを上回る規定（TRIPS プラス）が置かれているものもあり、手続面、実体面において我が国企業が安心して事業展開できるよう、交渉時に相手国へ制度整備を求めたことが窺える。しかしながら、知財に関する協定上の明示的な義務が、締約国の国内法制においていかにして履行されているか、現状必ずしも明らかではなく、規定自体は設けられているものの実際の運用が伴っていない、といった問題がある可能性も指摘されている。

この点、我が国が締結した経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)知的財産章における規律について、現状の実効性及び実態に即した課題について分析することは、今後の EPA/FTA 交渉戦略を検討する上で有用であるほか、既決 EPA/FTA の見直しを行うに際しても大変有益な情報となる。そこで、我が国が締結した EPA/FTA のうち、特に ASEAN 地域 6 か国（シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン及びベトナム。以下、「ASEAN 主要国」という。）との間の EPA/FTA の知的財産章における規律について、その実効性及び実態に即した課題に関する調査・分析を行った。対象としたのは、日シンガポール、日マレーシア、日タイ、日インドネシア、日フィリピン及び日ベトナムの各 EPA の知財章における規定である。

調査については、文献による調査、業界団体 11 者への質問票調査及び国内企業 10 社へのヒアリング調査を実施した。質問票調査については、11 者のうち 8 者から回答が得られた。なお、質問票調査及びヒアリング調査の結果については、回答内容の正否、現状の制度との整合性については不問とし、実際に得られた回答に基づいて掲載している。

2. ASEAN 主要国との EPA 知財章の実効性及び実態に即した課題に関する調査・分析

2-1. 文献調査結果

(1) ASEAN 主要国における知的財産に関連する問題

文献調査により把握された ASEAN 主要国における知的財産の保護に関する主な問題は、以下の通りである。

- 模倣品・海賊版等の流通と権利行使の実効性の問題¹

知的財産に関して ASEAN 主要国に共通する最も重大な問題は、自動車部品やコンテンツをはじめとする多くの商品で、模倣品・海賊版等の不正商品の製造・流通による知的財産権侵害が多数発生していることと、これらの知的財産権侵害を除去するための権利行使の実効性が十分に確保されていないことである。

TRIPS 協定では、相当部分が権利行使（司法手続きによる救済措置（侵害差止、損害賠償、侵害品廃棄、差押え及び証拠保全のための暫定措置等）、税関による国境措置、刑事上の取締・制裁等）に関する規定に充てられ（第 41 条～第 61 条）、加盟国に対して、効果的かつ迅速な措置を可能とするように国内法制度を確保することを義務付けている（第 41 条）。効果的かつ迅速な権利行使が得られない場合には、協定の義務に違反する可能性がある。

- 審査の遅延の問題^{2,3}

ASEAN 諸国の知的財産保護については、TRIPS 協定の履行を目的とする知的財産保護法令の整備が進められ、各国とも法制度自体は整備されつつあるが、特許出願数が増加し、審査の遅延が問題となっており、出願人にとって安定した知的財産保護の取組みに影響が生じる状況である。出願日から登録日までの平均期間は、2017 年登録の案件で、シンガポールについては 4.2 年⁴、マレーシアについては 6.7 年⁵、タイについては 8.9 年⁶、インドネシアについては 5.4 年⁷、フィリピンについては 3.8 年⁸、ベトナムについては 6.3 年⁹となっている。タイについては、かねてより出願から権利化まで平均 10 年以上かかる審査遅延が問題となっており、様々な施策（審査官・職員の増員、新人審査官への研究等）により改善

¹ 「2017 年版不公正貿易報告書 第 I 部 各国・地域別政策・措置 第 3 章 ASEAN 諸国」93 頁（経済産業省、2017 年 5 月 23 日）http://www.mecti.go.jp/committee/summary/0004532/2017/pdf/01_03.pdf [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

² ASEAN 知財動向報告会「ASEAN 知財概況紹介」（日本貿易振興機構（ジェトロ）、2018 年 5 月 30 日）<https://www.jetro.go.jp/world/asia/asean/ip/meeting20180530.html> [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

³ 「2018 年版アンケート新規意見：貿易・投資上の問題点と要望 ーアジア編ー」1-2 頁、109 頁（貿易・投資円滑化ビジネス協議会、2018 年 8 月）<http://www.jmcti.org/mondai/sokuhou.html> [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

⁴ 特許庁委託事業「シンガポール知的財産局が提供する産業財産権データベースの調査報告」112 頁（日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所 知的財産部、2018 年 3 月）

⁵ 特許庁委託事業「マレーシア知的財産局が提供する産業財産権データベースの調査報告」102 頁（日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所 知的財産部、2018 年 3 月）

⁶ 特許庁委託事業「タイ知的財産局が提供する産業財産権データベースの調査報告」94 頁（日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所 知的財産部、2018 年 3 月）

⁷ 特許庁委託事業「インドネシア知的財産局が提供する産業財産権データベースの調査報告」107 頁（日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所 知的財産部、2018 年 3 月）

⁸ 特許庁委託事業「フィリピン知的財産局が提供する産業財産権データベースの調査報告」63 頁（日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所 知的財産部、2018 年 3 月）

⁹ 特許庁委託事業「ベトナム知的財産局が提供する産業財産権データベースの調査報告」103 頁（日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所 知的財産部、2018 年 3 月）

されつつある状況である^{10,11,12}。

ASEAN6 各国における審査促進の方法としては、ASEAN 特許審査協力 (ASEAN Patent Examination Co-operation : ASPEC) プログラム、特許審査ハイウェイ試行プログラム (PPH) がある。日シンガポール PPH は実施中であり¹³、日マレーシア PPH は 2020 年 9 月 30 日まで¹⁴、日タイ PPH は、2019 年 12 月 31 日まで¹⁵、日インドネシア PPH は 2019 年 5 月 31 日まで¹⁶、日フィリピン PPH は 2021 年 3 月 11 日まで¹⁷、日ベトナム PPH は 2022 年 3 月 31 日まで¹⁸実施される。日ベトナム PPH については、2019 年 4 月 1 日より、3 年間の試行期間の更新に合わせて、ベトナム国家知的財産庁が一年間に受け付ける PPH 申請の件数が、従来の 100 件から 200 件に倍増する予定である¹⁹。

シンガポール²⁰、マレーシア²¹、タイ²²、インドネシア²³において、修正実体審査制度が存

¹⁰ 特許庁「特許行政年次報告書 2018 年版」278 頁

¹¹ 「カンボジア、タイとの協力を強化します。」(特許庁、2016 年 5 月 9 日)

<http://www.jpo.go.jp/news/ugoki/201605/051001.html> [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

¹² 「タイの新人特許審査官を日本の特許審査官が指導しています！」(特許庁、2016 年 10 月 26 日)

<https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/201610/102601.html> [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

¹³ 「日シンガポール特許審査ハイウェイ試行プログラムについて」(特許庁、2013 年 2 月 13 日)

https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/pph_singapore.html [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

¹⁴ 「日マレーシア特許審査ハイウェイ試行プログラムについて」(特許庁、2018 年 1 月 4 日)

https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_malaysia_highway.html [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

¹⁵ 「日タイ特許審査ハイウェイ試行プログラムについて」(特許庁、2018 年 1 月 4 日)

https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_thailand_highway.html [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

¹⁶ 「日インドネシア特許審査ハイウェイ試行プログラムについて」(特許庁、2017 年 3 月 24 日)

https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_indonesia_highway.html [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

¹⁷ 「日-フィリピン特許審査ハイウェイ試行プログラムについて」(特許庁、2018 年 3 月 12 日)

https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_philippine_highway.html [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

¹⁸ 「日ベトナム特許審査ハイウェイ試行プログラムについて」(特許庁、2019 年 2 月 19 日)

https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_vietnam_highway.html [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

¹⁹ 「日ベトナム特許審査ハイウェイ試行プログラムについて」(特許庁、2019 年 2 月 19 日)

https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_vietnam_highway.html [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

²⁰ 「日本特許庁をシンガポール特許法の修正実体審査における「所定特許庁」に指定」(特許庁、2004 年 4 月 9 日)

<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/sg/asia-smse.html> [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

²¹ 「マレーシアにおける修正実体審査請求」(独立行政法人工業所有権情報・研修館、2016 年 4 月 5 日)

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/application/10370/> [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

²² 特許庁 新興国等知財情報データベース「タイにおける特許出願の拒絶理由の解消」(2015 年 2 月 12 日)

<http://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2015/05/f7ce7b2271fe5a28186cef48090c05b4.pdf> [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

²³ 「インドネシアにおける特許の早期権利化」(独立行政法人工業所有権情報・研修館、2015 年 3 月 27 日)

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/application/8146/> [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

在する。フィリピンにおいては、対応外国出願の登録特許の写しを提出できる制度があり²⁴、審査の際に提出するベトナムにおいては、実体審査の際に外国対応出願の審査結果を活用できる²⁵。

- 人材の教育、確保の問題^{26,27}

特許出願における審査の担当者によるバラツキやレベルの差といった審査の質の問題が指摘されている。知的財産保護制度を運用する人材の確保が重要であり、官民を問わず、知的財産問題に関する知見を有する専門家の養成に力を注がなければならない。

ASEAN 諸国は、不正商品の流通国となっている事例も多いことから、国境措置の実効性を向上させるため、税関職員の人材育成に対する支援の強化等について、先進国は制度整備への協力、研修制度の充実等の技術援助活動を積極的に推進していくべきである。

知的財産の保護についての啓発（知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む）促進については、必要な措置をとることが ASEAN 主要国におけるそれぞれの EPA 知財章に規定されている（日シンガポール EPA 第 96 条、日マレーシア EPA 第 118 条、日タイ EPA 第 128 条、日インドネシア EPA 第 111 条、日フィリピン EPA 第 122 条、日ベトナム EPA 第 85 条）。

- 知的財産保護関連情報の検索・入手を容易にする環境整備の問題^{28,29,30}

我が国が締結済の ASEAN 主要国における EPA/FTA の知財章の一部には、産業財産権の出願・登録情報及びこれらに関し知財庁が保有する一件書類、並びに知的財産保護制度に

²⁴ 特許庁 新興国等知財情報データベース「フィリピンにおける特許権早期取得のテクニック」（2015 年 12 月 8 日）
<http://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2016/03/a268c2d4a0cd81437d7a8b7b9a1137c3.pdf> [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

²⁵ 「ベトナムにおける特許の早期権利化の方法」（独立行政法人工業所有権情報・研修館、2015 年 3 月 31 日）
<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/application/8498/> [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

²⁶ 「2018 年版不公正貿易報告書 第 1 部 各国・地域別政策・措置 第 3 章 ASEAN 諸国」59 頁（経済産業省、2018 年 6 月 18 日）
http://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/pdf/2018_01_03.pdf [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

²⁷ 「2018 年版アンケート新規意見：貿易・投資上の問題点と要望 -アジア編-」1 頁（貿易・投資円滑化ビジネス協議会、2018 年 8 月）
<http://www.jmcti.org/mondai/sokuhou.html> [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

²⁸ 南宏輔他「知的財産分野におけるアジアとの協力について～アセアン、インドを中心に～」JAPIO YEAR BOOK 2013, 9 頁（2013 年）

²⁹ 「2018 年版アンケート新規意見：貿易・投資上の問題点と要望 -アジア編-」2 頁（貿易・投資円滑化ビジネス協議会、2018 年 8 月）
<http://www.jmcti.org/mondai/sokuhou.html> [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

³⁰ 「2018 年版不公正貿易報告書 第 1 部 各国・地域別政策・措置 第 3 章 ASEAN 諸国」59 頁（経済産業省、2018 年 6 月 18 日）
http://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/pdf/2018_01_03.pdf [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

関する情報（エンフォースメントに関する自国の活動についての情報を含む）を公衆が容易に利用できるようにするため、適切な措置をとることを規定する条項がある。このような知財情報への簡易なアクセスは、企業が ASEAN 主要国に事業進出する際における権利調査を行う上で特に重要である。

しかしながら、ASEAN 主要国の特許庁は、知財情報検索・入手のためのインターネットサービスを一応整備しているものの、一部の国は、公報に権利クレームが掲載されていない、英語での検索機能を提供していない、不備・欠落が多く調査結果の信頼性が劣る等、調査環境として必ずしも十分ではなく、正確な他者特許リスクが把握できないといった指摘がある。

このように ASEAN 主要国における知財情報の調査について、日米欧などの先進国において調査する場合と同様のクオリティを期待することは困難であり、精度の向上等の改善が望まれている。また、権利付与・登録機関や執行機関の事務が適切かつ効率的に機能するためにも、情報システムの整備等が必要である。

● 第一国出願義務の問題³¹

シンガポール、マレーシア、ベトナムにおいては、第一国出願義務が法令で規定されている（シンガポール特許法第 34 条、マレーシア特許法第 23A 条、ベトナム政府決議 122/2010/ND-CP 23b 条）。法令が明確でなく有効な知的財産権の確保が困難である、国をまたいだ研究開発が行われることがある今日において、複数国での第一国出願義務が抵触するリスクが懸念される、といった問題がある。

第一国出願義務の適用緩和あるいは撤廃、法令の明確な規定が望まれている。

以下に、我が国が締結済の ASEAN 主要国におけるそれぞれの EPA について、知財章の概要並びに実効性及び実態に即した課題を述べる。

（2）日シンガポール EPA 知財章

（a）概要

本協定では、第 10 章の第 96 条から第 100 条に知的財産章が設けられており、知的財産権の分野における協力（第 96 条）、知的財産権に関する合同委員会の設置（第 97 条）、特許付与手続の円滑化（第 98 条）、知的財産権データベース利用の容易化（第 99 条）が規定されている³²。

³¹ 「2018 年版アンケート新規意見：貿易・投資上の問題点と要望 ―アジア編―」124 頁、143 頁、169 頁（貿易・投資円滑化ビジネス協議会、2018 年 8 月）<http://www.jmcti.org/mondai/sokuhou.html> [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

³² 日・シンガポール EPA：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/singapore/kyotei/pdfs/honbun.pdf> [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

特許付与手続の円滑化においては、日本の特許出願に対応するシンガポール特許出願の特許付与手続を円滑にするための措置をとり、措置の詳細は実施取極で定めることが規定され、実施取極第 11 条において日本国特許庁をシンガポール特許法上の「所定特許機関」に指定することが規定された³³。その結果、シンガポール特許出願に対応する日本の特許出願の審査結果をシンガポール知的財産庁に提出することにより基本的に日本の審査結果が受け入れられ、シンガポールで同国特許を安価な料金を迅速に取得することが可能となった。

知的財産権データベース利用の容易化においては、両国の公開されている知的所有権データベース（シンガポールの「サーフ IP」（知的所有権に関するシンガポール知的財産庁（IPOS: Intellectual Property Office of Singapore）のポータル）と日本の IPDL との間、及び IPOS が所有する「e パテント」と IPDL との間）の利用を容易にするための適切な措置をとることが規定されている。

（b）実効性及び実態に即した課題

文献調査により把握されたシンガポールにおける EPA 知財章又は知的財産関連制度の実効性及び実態に即した課題は、以下の通りである。

● 外国ルートの廃止³⁴

2014 年 2 月 14 日の改正特許法では、米国、カナダ、欧州特許庁、英国、オーストラリア、ニュージーランド、日本又は韓国における所定の特許庁に出願された対応特許出願のサーチ・審査結果（拒絶理由のない最終的なもの）を利用する補充審査により特許を取得できるという外国ルートの制度が存在した。この外国ルートは、審査料が無料かつ比較的容易に特許が取得できる点で利便性が高く、一定程度の利用が存在していたが、これを廃止し、2020 年 1 月 1 日以降に出願される特許出願は、IPOS の実体審査を受けることが必要となった。これは、シンガポールへの出願に対しては IPOS が実体審査を行うことで、権利の質を向上させる戦略に基づいたものであるが、今後、外国ルートの廃止によって、外国ルート出願が実体審査を求める形態の出願へと円滑に移行するのか、あるいは、海外の出願人がシンガポールでの権利取得をあきらめる方向に動くのか、その動向が注目される。

● 知的財産権の権利行使の実効性が把握できない³⁵

³³ 実施取極：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/singapore/kyotei/pdfs/jisshitorikime.pdf> [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

³⁴ 五十棲 毅「シンガポールにおける特許審査の発展」（知財ぷりずむ Vol.15、No.173、3-10 頁、2017 年 2 月）

³⁵ 特許庁委託事業「シンガポールにおける知的財産権の権利執行状況に関する調査」1 頁（日本貿易振興機構（JETRO）シンガポール事務所 知的財産部、2018 年 3 月）

シンガポールでは、他の ASEAN 諸国とは異なり、模倣品や海賊品の被害が少ないものの、全くないということではなく、シンガポールにおける知的財産権の権利行使の実態を把握したいという要望も存在する。

しかしながら、シンガポールでは知的財産権関連の訴訟件数が極端に少ないことから、知的財産権の権利行使の実効性は必ずしも明らかではなく、効果的な権利行使を実現するための実務的な情報が不足していると言える。そのため、シンガポールで知的財産権を有する日本の権利者にとっては、どのように権利行使を行うことが有効であるか判断できず、また、権利行使の結果の予測が困難であり、その結果、効果的な権利行使を行うことができない日本企業や、行使すること自体を躊躇してしまう日本企業が少なくないのが実情である。

- シンガポール税関が有する差止め及び留置する権限の対象は、著作権及び商標権のみである^{36,37}

シンガポールにおける知的財産関連法規における弱点は、シンガポール税関における差止め及び留置する権限が、特許権、意匠権、そして他の知的財産権には適用されず、著作権法及び商標法にのみ適用されるということである。

- 税関登録制度が存在しないため、知的財産権者は侵害品が輸入されないようにするためにより積極的にならなければならない^{36,38}

税関登録制度では必ずしも効率的に水際措置が実施できないと考えられており、港湾及び空港において適法な貿易の流れの不当な妨げとなる可能性も考慮し、シンガポールには税関登録制度は設けられていない。税関登録制度が存在しないため、知的財産権者は侵害品が輸入されないようにするためにより積極的にならなければならない。知的財産権者は積極的に、輸入貨物を監視し、侵害品が輸入されたとき知的財産権者が疑う場合は、長官に書面通知を送付し、書面が送付されると、税関職員は差止めをすることができる。このことは、知的財産権者にさらなる負担を与える。

知的財産権者は、例えば知的財産権者が税関職員に模倣品の識別方法を教える研修会を設ける等、侵害品の輸入を回避することに関してシンガポール税関と協力することに留意すべきである。このような研修会は過去に開催されていた。

³⁶ 特許庁委託事業「アセアン主要国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）の税関における知財関連法規・運用実態に関する調査」66頁（日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所 知的財産部、2018年4月）

³⁷ IPBE 法や地理的表示法の施行により、意匠権、地理的表示を含むように拡張される予定。詳細は第3章 II. 2. (1) シンガポールを参照。

³⁸ 平成28年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業「模倣被害に対する主要各国による措置及び対策に関する実態調査報告書」325, 328頁（一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 AIPPI・JAPAN、平成29年3月）

- 侵害被疑品の差止め対象が主に輸入のみである^{39,40}

シンガポールでは、上記の通り、水際措置の対象となる知的財産権は、商標権及び著作権のみである。また、これらの権利については、主に輸入における侵害被疑品が差止めによる保護の対象となっている。輸出及びトランジットにおける侵害被疑品については、職権による差止め等についての規定はあるが、権利者等からの申立てによる侵害被疑品の差止めについては規定されていない。また、シンガポールでは、税関登録制度では必ずしも効率的に水際取締りが実施できないと考えられており、港湾及び空港において適法な貿易の流れの不当な妨げとなる可能性も考慮し、税関登録制度は設けられていない。

(3) 日マレーシア EPA 知財章

(a) 概要

本協定では、第 9 章に第 112 条から第 130 条までの全 29 条からなる独立した知的財産章が設けられている⁴¹。

日マレーシア両国の目指す方向性として、知的財産の十分、効果的かつ無差別の保護、知的財産保護制度の効率的かつ透明な運用の促進、知的財産侵害に対する権利執行措置の提供、が明確化されるとともに（第 112 条）、知的財産章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うことや、知的財産に関するあらゆる問題について討議すること等を実施するための枠組みとして「知的財産小委員会」の設置が定められている（第 129 条）。

主な条項は以下の通りである⁴²。

① 手続の簡素化・透明化

- 国際分類の付与（第 116 条第 2 項）

特許出願、商標出願に対し、マレーシアが未加入（日本は加入済）であるストラスブール協定、ニース協定に基づく分類を付与することを両国で義務化した（EPA 発効後の 2007 年、マレーシアはニース協定に加入）。

³⁹ 平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業「模倣被害に対する主要各国による措置及び対策に関する実態調査報告書」325 頁（一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 AIPPI・JAPAN、平成 29 年 3 月）

⁴⁰ IPBE 法や地理的表示法の施行により、輸出やトランジットに対しても拡張される予定。詳細は第 3 章 II. 2. (1) シンガポールを参照。

⁴¹ 日・マレーシア EPA：https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/malaysia/kyotei/pdfs/wabun.pdf [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

⁴² 「2017 年版不公正貿易報告書 第三部 経済連携協定・投資協定 第 4 章 知的財産」650-651 頁（経済産業省、2017 年 5 月 23 日）http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004532/2017/pdf/03_04.pdf [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

- 知的財産保護関連情報の入手容易化（第 117 条）

知的財産権の効果的な行使を確保するための自国の活動に関する情報その他の知的財産の保護に関する制度についての情報を公衆が利用できるようにするため、適切な措置をとることを規定した。

- 特許出願日から 18 か月後の出願公開制度の導入（第 119 条第 5 項）

マレーシアでは、特許出願を特許登録時まで非公開とする制度となっていたが、出願日から 18 か月後に公開する制度（出願公開制度）を規定した。

②知的財産の保護強化

- 特許審査の迅速化（第 119 条第 3 項及び第 4 項）

自身の特許出願の審査を通常の出願よりも優先して受けることの合理的理由（権利侵害等）がある場合には、その旨の請求を出願人が行うことができる仕組みを導入した。

また、一方国に出願している特許出願を他方国に出願している場合に、他方国において通常の出願よりも優先して審査を受けることができる仕組みを導入した。

- 意匠の新規性阻却事由の拡大（第 120 条第 2 項及び第 3 項）

マレーシアでは、意匠の新規性阻却事由を「マレーシアで公衆に公開済であるもの」としていたが、更に「インターネットを通じて公開されたもの」を追加した。併せて、「上記公開対象地域を外国にまで拡大するよう努めること」を規定した。

- 周知商標の保護の強化（第 121 条第 2 項）

一方国内で周知されている商標について、他方国において不正目的で出願された場合、当該出願を拒絶又は取消すことを規定した。

- 不正競争の明確化（第 124 条第 2 項）

マレーシアでは不正競争防止法が存在しないため、TRIPS 協定では明記されていない「他人の商品形態を模倣した商品の提供行為」、「ドメインネームの不正使用行為など」が本 EPA 協定上の不正競争の対象に含まれることを明記した。

- 非開示情報の十分かつ効果的な保護の確保（第 124 条第 3 項）

自国の法令において、開示されていない情報（営業秘密）が十分かつ効果的に保護されることを確保する旨を規定した。

- 不正競争行為への救済措置（第 124 条第 4 項）

不正競争行為を防止し、又は処罰するために適切な救済について定めることを規定した。また、不正競争行為により営業上の利益が影響を受けると考える者が訴えを提起し、当該行為の停止若しくは予防、物品の廃棄、設備の除去又は損害賠償を請求できることを確保する旨についても規定した。

③エンフォースメント強化

- 税関差止め対象権利の拡大（第 125 条第 1 項）

TRIPS レベルの商標、著作権等の侵害品についての当局による解放の停止の申立手続を定めることを規定するとともに、特許権、実用新案権、意匠権及び植物の新品種に関連する権利の侵害品についての当局による解放の停止の申立手続の制定を許容することも規定した。

- 権利侵害物品情報通知の義務化（第 125 条第 2 項）

権利侵害物品の荷送人・輸入者の名称・住所を権利者に通報することは、TRIPS 協定第 57 条において任意規定とされているが、これを両国で義務化した。

- 積み戻し禁止の対象拡大（第 125 条第 3 項）

侵害物品の積み戻しを禁止することについては、TRIPS 協定第 59 条において、商標のみが保護対象となっていたが、この対象に著作権も含めた。

- 刑事上の制裁に係る権利行使（第 127 条）

刑事上の手続と罰則について、TRIPS 第 61 条においては商標権、著作権及び著作隣接権が対象となっているが、他の知的財産権についても刑事上の手続と罰則を定めるよう努めることを規定した。

(b) 実効性及び実態に即した課題

文献調査により把握されたマレーシアにおける EPA 知財産又は知的財産関連制度の実効性及び実態に即した課題は、以下の通りである。

①EPA の義務の不履行⁴³

- 第 117 条 透明性

- (c) 国境措置としての侵害物品解放停止に関する情報の公衆への利用可能化

- (d) 知的財産の保護に関する制度についての情報の公衆への利用可能化

本調査では、規定を確認することができなかつたため、EPA の義務との整合性に疑念がある。

- 第 121 条 商品及びサービスに係る商標

- 第 2 項 他の締約国での周知商標を凶利加害目的で使用する商標の登録拒絶・取消

商標法は、マレーシアで登録されていない他の国で周知の商標と同一又は類似の商標の登録を拒絶する権限を登録官に与えておらず、登録官は、審査の過程において、未登録海外周知商標を考慮しないとされており、そのため同項の EPA の義務との整合性に疑念がある。

マレーシア周知商標の保有者は、商標法 14 条(1)(d)及び 45 条(1)(a)に基づき、そのマレーシア周知商標と同一又は類似の標章が商標登録された場合には、裁判所に登録簿の更正を求めることができる。ただし当該周知商標がマレーシアで周知である必要があるため、取消しに関しても EPA の義務との整合性に疑念がある。

- 第 125 条 国境措置に係る権利行使

- 第 3 項 商標／著作権・隣接権侵害物品の当局による積戻しの不許容

侵害物品の当局による積戻しを認めないとする規定はマレーシアには存在しない。ただし、商標法 70 O 条に基づき、商標侵害物品の輸出の再発が発見された場合、権限ある当局が、一応の証拠に基づいて、その職権により物品の解放の中断、押収留置できる。しかし、同条に関する規則は無く、また当局の職員が知的財産権の問題について訓練を受けていないため、実務上職権での留置には消極的とされている。

⁴³ 「各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性分析調査『国際知財制度研究会』報告書（平成 26 年度）」13 頁（一般財団法人 知的財産研究所、2015 年 3 月）

②税関における運用実態の問題点^{44,45}

国境措置に対して、マレーシア税関（RMC）によって実施される識別手続が存在しない。マレーシア税関は、マレーシアに模倣品が輸入された疑いがある場合、国内取引・消費者保護省（MDTCA）、あるいは、直接ブランド所有者のいずれかに連絡し、商品が模倣品であるという知的財産権所有者の確認に基づいて、更なる措置のために、国内商業・消費者問題省にその商品を手渡すのみである。

1976年マレーシア商標法の700条は、職務権限をマレーシア税関に与えている。権限のある職員は、自分が獲得した一応の証拠（prima facie）に基づいて模倣品であると判断した商品を差止又はその解放を保留することができる。しかしながら、どのように職員がこの条項を実施するのかについての規定は存在しない。実際に、職員は通常、知的財産権の問題について十分な知識を備えておらず、訓練も受けていないため、ブランド所有者の十分な協力及び訓練なしでは商品を留置することを躊躇する。

また、登録商標の所有者は、模倣品の輸入を差し止めるための申請を行うことができるが、特定の積荷の詳細を提供しなければならず、実現のハードルが高い。

水際取締に関する税関における知的財産権の登録制度はない。また、税関において輸入禁止に関する権利や特定情報を直接記録するシステムはない。

2017年に、国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）を代表する日系企業が、MDTCA職員、税関職員らと意見交換を行い、模倣品の販売を繰り返す悪質業者に対する対策、税関登録制度の導入、差止めの申立てに必要な要件の緩和、近年増加するeコマースサイトにおける模倣品流入の拡大に対する注意喚起と対策等を要望している⁴⁶。

③TRIPS 協定との整合性

マレーシアにおいて、慢性C型肝炎治療薬について特許権者が自発的ライセンスの用意があることを公表したにもかかわらず、2017年9月に強制実施権が発動された。製薬業界からは、TRIPS協定31条の条件を満たさない安易な強制実施権が発動されないこと、及び強制実施権発動の基準や手順の明確化を望む声があがっている⁴⁷。

⁴⁴ 特許庁委託事業「アセアン主要国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）の税関における知財関連法規・運用実態に関する調査」28頁（日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所 知的財産部、2018年4月）

⁴⁵ 平成28年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業「模倣被害に対する主要各国による措置及び対策に関する実態調査報告書」314頁（一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 AIPPI・JAPAN、平成29年3月）

⁴⁶ 「真贋判定セミナーをマレーシアで開催－電子商取引の利用増で模倣品対策の重要性増す－（マレーシア）」（日本貿易振興機構（JETRO）、2017年12月28日）

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/12/c462c869718e7618.html> [最終アクセス日：2019年2月25日]

⁴⁷ 「2018年版アンケート新規意見：貿易・投資上の問題点と要望－アジア編－」124頁（貿易・投資円滑化ビジネス協議会、2018年8月）<http://www.jmcti.org/mondai/sokuhou.html> [最終アクセス日：2019年2月25日]

④知的財産関連制度の実効性及び実態に即した課題⁴⁸

その他、公開情報において、以下に示す知的財産関連制度の問題に対する改善要望が見受けられる。

- ✓ 審査官の裁量となっている通常実体審査における延長の認定についての改善
- ✓ 通常実体審査を請求した場合でも、修正実体審査に移行できる制度への改正
- ✓ 分割出願制度の見直し（拒絶査定、特許査定時に分割することができない。また、最初の審査官の報告書の郵送後3ヶ月を経過した場合に分割することができない。）

（4）日タイ EPA 知財章

（a）概要

本協定には、第10章に第122条から第144条までの全23条からなる独立した知的財産章が設けられている⁴⁹。

日タイ両国の目指す方向性として、知的財産の十分、効果的かつ無差別的な保護、知的財産保護制度の効率的かつ透明な運用の促進、知的財産侵害に対する権利執行措置の提供、が明確化されるとともに（第122条）、知的財産章の規定の実施及び運用について見直しを行うことや、知的財産に関するあらゆる問題について討議すること等を実施するための枠組みとして「知的財産小委員会」の設置が定められている（第143条）。

主な条項は以下のとおりである⁵⁰。

①手続の簡素化・透明化

- 国際分類の付与（第126条第2項）

タイは特許分類に関するストラスブール協定、及び商標分類に関するニース協定ともに未加盟であるところ、これら国際分類に従った分類の付与を可能な範囲で両国の義務とした。

- 知的財産保護関連情報の入手容易化（第127条）

産業財産権の出願・登録情報及びこれらに関し知財庁が保有する一件書類、並びに知的財

⁴⁸ 「2018年版アンケート新規意見：貿易・投資上の問題点と要望－アジア編－」123-124頁（貿易・投資円滑化ビジネス協議会、2018年8月）<http://www.jmcti.org/mondai/sokuhou.html> [最終アクセス日：2019年2月25日]

⁴⁹ 日・タイ EPA：https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/pdfs/mokuji.pdf [最終アクセス日：2019年2月25日]

⁵⁰ 「2017年版不公正貿易報告書 第三部 経済連携協定・投資協定 第4章 知的財産」652-653頁（経済産業省、2017年5月23日）http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004532/2017/pdf/03_04.pdf

産保護制度に関する情報（エンフォースメントに関する自国の活動についての情報を含む）を公衆が容易に利用できるようにするため、適切な措置をとることを規定した。

②知的財産の保護強化

- 新規性阻却事由の拡大（第 130 条第 2 項、第 131 条第 2 項）

タイ国外において公知となった発明及び意匠、並びにインターネット等を介して公知となった発明が新規性を喪失することを規定した。

- 微生物発明の保護（第 130 条第 3 項）

特許出願に係る保護の対象が天然の微生物に関連するという理由のみで拒絶されない旨を規定した。

- 外国周知商標の保護（第 132 条第 2 項）

外国で周知の商標であって、不正の目的をもって使用するもの又は権利者若しくは出所についての混同を招くものについて、当該登録を拒絶又は取消すことを規定した。

- 不正競争の明確化（第 136 条第 2 項）

混同を生じさせるようなすべての行為、信用を害するような虚偽の主張、商品の性質等について公衆を誤らせるような取引上の表示及び主張を特に禁じることを規定した。

- 不正競争行為への救済措置（第 136 条第 3 項）

不正競争行為を防止し、又は処罰するために適切な救済について定めることを規定した。

- 非開示情報の十分かつ効果的な保護の確保（第 137 条）

自国の法令において、開示されていない情報（営業秘密）が十分かつ効果的に保護されることを確保する旨を規定した。

③エンフォースメント強化

- 国境措置の強化（第 138 条第 1 項、第 4 項）

商標、著作権等の侵害品についての税関当局による解放の停止の申立手続を定めることを規定するとともに、商標権、著作権及び著作隣接権の侵害物品につき、税関当局が職権により水際措置を開始できることを確保した。

- 権利侵害物品情報通知の義務化（第 138 条第 3 項）

権利侵害物品の荷受人・輸入者の名称・住所を権利者に通報することは、TRIPS 協定第 57 条において任意規定とされているが、これを両国で義務化した。

- 積み戻し禁止の対象拡大（第 138 条第 5 項）

侵害物品の積み戻しを禁止することについて、TRIPS 協定第 59 条においては商標のみが対象となっているが、この対象に著作権及び著作隣接権も含めた。

- 刑事手続・罰則対象権利の拡大（第 140 条第 1 項、第 4 項）

刑事上の手続と罰則の対象となる権利について、TRIPS 協定第 61 条においては商標権、著作権及び著作隣接権が対象となっているが、これを知的財産全体（特許権、実用新案権、意匠権、半導体回路配置権、及び植物の新品種に関連する権利）にまで拡大した。また、特許権・実用新案権・意匠権・商標権及び植物の新品種に関連する権利の侵害を非親告罪とした。

（b）実効性及び実態に即した課題

文献調査により把握されたタイにおける EPA 知財章又は知的財産関連制度の実効性及び実態に即した課題は、以下の通りである。

①EPA の義務の不履行

- 第 130 条 特許
第 2 項 新規性阻却事由

タイ国外において公知となった発明が新規性を喪失することが規定されているが、国内法においては、新規性の要件として、出願日より前に、タイ国内において公知又は公然使用されていないこと、とされており（第 6 条）、公知公用は国内に限定されることから EPA の

義務との整合性に疑念がある。世界公知公用の採用が望まれている⁵¹。

特許法の改正が予定されており、改正案においては、国内での公知・公用から、世界主義に拡大される予定であり⁵²、今後の動向に注視を要する。

- 第 131 条 意匠
第 2 項 新規性阻却事由

タイ国外において公知となった意匠が新規性を喪失することが規定されているが、国内法においては、新規性の要件として、頒布された刊行物に関しては世界主義が採用されているが、公知及び公用に関しては国内に限定されており⁵³、EPA の義務との整合性に疑念がある。

- 第 138 条 国境措置に係る権利行使
第 4 項 職権による国境措置

法律上は、税関職員は権利者からの申出がなくとも、知的財産権を侵害している疑いのある輸出入貨物の通関を差し止める権限があるが、税関での効率的な差止を行うためには、実務上は、権利者側から税関に対して知的財産権の保護申請書を提出し、知的財産権を侵害している疑いのある輸出入貨物を検査するよう働きかける必要がある⁵⁴。

②模倣品の流通

EPA において、国境措置の強化が第 138 条第 1 項及び第 4 項で定められ、また、刑事上の制裁について第 140 条に定められている。

企業からは、模倣品への政府の対処はまだ不十分であり、ハードウェア、ソフトウェアの模倣品が依然として流通していることから、水際措置の強化、厳罰化を望む声がある⁵⁵。

⁵¹ 「2018 年版アンケート新規意見：貿易・投資上の問題点と要望 ―アジア編―」158 頁（貿易・投資円滑化ビジネス協議会、2018 年 8 月）<http://www.jmcti.org/mondai/sokuhou.html> [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

⁵² 「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド タイ王国」（特許庁、2017 年 10 月 21 日）
https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/pdf/Asia_Thailand_sys.pdf#view=fit&toolbar=1&navpanes=0 [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

⁵³ 「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド タイ王国」（特許庁、2017 年 10 月 21 日）
https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/pdf/Asia_Thailand_sys.pdf#view=fit&toolbar=1&navpanes=0 [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

⁵⁴ 平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業「模倣被害に対する主要各国による措置及び対策に関する実態調査報告書」298 頁（一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 AIPPI・JAPAN、平成 29 年 3 月）

⁵⁵ 「2018 年版アンケート新規意見：貿易・投資上の問題点と要望 ―アジア編―」（貿易・投資円滑化ビジネス協議会、2018 年 8 月）<http://www.jmcti.org/mondai/sokuhou.html> [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

③知的財産関連制度の実効性及び実態に即した課題^{56,57}

その他、公開情報において、以下に示す知的財産関連制度の問題に対する改善要望が見受けられる。

- ✓ 審査の遅延
- ✓ 出願人が自発的に分割出願できる制度への改正
- ✓ 拒絶査定時、特許査定時に分割出願できる制度への改正
- ✓ 出願公開時期を明確にする規定の新設
- ✓ 審査請求時期を出願日基準とする改正

なお、特許法の改正案において、最初の公開は、方式的要件審査後でタイ出願の出願日から18ヶ月以内に行うこととなっており、この公開後、出願人は出願日から3年以内に審査請求をする必要があるとされている⁵⁸。今後の動向に注視を要する。

(5) 日インドネシア EPA 知財章

(a) 概要

本協定には、第9章に第106条から第123条までの全18条からなる独立した知的財産章が設けられている⁵⁹。

日インドネシア両国の目指す方向性として、知的財産の十分、効果的かつ無差別的な保護、知的財産保護制度の効率的かつ透明な運用の促進、知的財産侵害に対する権利執行措置の提供、が明確化されるとともに（第106条）、知的財産章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うことや、知的財産に関するあらゆる問題について討議すること等を実施するための枠組みとして「知的財産小委員会」の設置が定められている（第123条）。

主な条項は以下のとおりである⁶⁰。

⁵⁶ ASEAN 知財動向報告会「ASEAN 知財概況紹介」（日本貿易振興機構（ジェトロ）、2018年5月30日）

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/asean/ip/meeting20180530.html> [最終アクセス日：2019年2月25日]

⁵⁷ 「2018年版アンケート新規意見：貿易・投資上の問題点と要望 ―アジア編―」158頁（貿易・投資円滑化ビジネス協議会、2018年8月）<http://www.jmcti.org/mondai/sokuhou.html> [最終アクセス日：2019年2月25日]

⁵⁸ 「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド タイ王国」（特許庁、2017年10月21日）
https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/pdf/Asia_Thailand_sys.pdf [最終アクセス日：2019年2月25日]

⁵⁹ 日・インドネシア EPA：https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/indonesia/pdfs/mokuji.pdf [最終アクセス日：2019年2月25日]

⁶⁰ 「2017年版不公正貿易報告書 第三部 経済連携協定・投資協定 第4章 知的財産」653-654頁（経済産業省、2017年5月23日）http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004532/2017/pdf/03_04.pdf [最終アクセス日：2019年2月25日]

①手続の簡素化・透明化

- 公証義務の原則禁止（第 109 条第 2 項）

産業財産権の出願その他の行政手続について、当局に提出される書類上の署名その他の提出者を特定する方法についての公証義務を原則として禁止した。

- 優先権証明書翻訳認証の禁止（第 109 条第 4 項）

優先権証明書の翻訳文に対する認証を要求することを禁止する旨を規定した。

- 「包括委任状制度」の導入（第 109 条第 5 項）

産業財産権の出願その他の行政手続について、手続をする者が代理人に対し、現在及び将来にわたる複数の事件に対する包括的な代理権の授与を可能とする包括委任状制度を導入する旨を規定した。

- 国際分類の付与（第 109 条第 8 項）

特許分類に関するストラスブール協定、及び商標分類に関するニース協定に従った分類の付与を義務としている。

- 知的財産保護関連情報の入手容易化（第 110 条）

知的財産権の効果的な行使を確保するための自国の努力に関する情報その他の知的財産の保護に関する制度についての情報を公に利用できるようにするため、適切な措置をとることを規定した。

②知的財産の保護強化

- 特許において「コンピュータ・プログラム関連発明の保護」を規定（第 112 条第 1 項）

特許出願に係る保護の対象がコンピュータ・プログラムに関連するという理由のみで拒絶されない旨を規定した。

- 特許において、「特許出願分割制度」を規定（第 112 条第 2 項）

二以上の発明を含む特許出願を一定の数の特許出願に分割することができることを確保することを規定した。

- 特許において「審査・審判結果の提供に基づく早期審査制度」の導入（第 112 条第 3 項、第 4 項）

一方国に出願している特許出願を他方国に出願している場合に、他方国において通常の出願よりも優先して審査を受けることができる仕組みを導入した。

審査促進の方法としては、ASEAN 特許審査協力（ASEAN Patent Examination Cooperation : ASPEC）プログラム、特許審査ハイウェイ試行プログラム（PPH）、修正実体審査がある⁶¹。PPH は、2019 年 5 月 31 日まで試行期間が延長されている⁶²。

- 特許出願に対する情報提供機会の確保（第 112 条第 5 項）

発明の新規性または進歩性を否定し得る情報を、特許出願が継続している間に行政当局に対し書面により提出することができ、適当な場合には審査に当たり当該情報を考慮する旨を規定した。

- 特許権侵害とみなす行為（第 112 条第 7 項）

物の発明についての特許、及び方法の発明についての特許に関して、特許権侵害とみなす行為を規定した。

- 意匠において「類似意匠」の保護及び「部分意匠制度」の導入（第 113 条第 3 項、第 4 項）

意匠権の範囲を、同一のみならず類似の意匠にまで拡大。また、独立した製品として取引の対象とされず流通をしない物品の部分に係る意匠を、意匠法の保護対象とする制度を導入した。

- 商標において「外国周知商標制度」の導入（第 114 条第 2 項）

⁶¹ 「インドネシアにおける特許の早期権利化」（独立行政法人工業所有権情報・研修館、2015 年 3 月 27 日）

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/application/8146/> [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

⁶² 「日インドネシア特許審査ハイウェイ試行プログラムについて」（特許庁、2017 年 3 月 24 日）

https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_indonesia_highway.html [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

一方国内で周知の商標について、他方国において不正目的で出願された場合、当該出願を拒絶又は取消すことを規定した。

- 商標において「更新可能期間」を規定（第 114 条第 5 項）

商標登録の更新のための料金を支払うことができる期間が、更新が行われるべき日の 6 か月以上前に開始し、かつ更新が行われるべき日の 6 か月以上後に終了することを規定した。

- 著作権及び関連する権利について、「侵害の誘発、可能化、助長、隠匿行為（権利管理情報の除去／改変・除去／改変等の知情頒布等）に対する救済措置」を規定（第 115 条第 4 項）

著作権又は関連する権利の侵害を誘い、可能にし、助長し、又は隠す結果となることを知りながら以下の(a)、(b)の行為を故意に行う者がある場合に関し、十分かつ効果的な法的救済の措置を講ずることを規定した。

(a) 電磁的な権利管理情報を権限なく除去し、又は改変すること。

(b) 電磁的な権利管理情報が権限なく除去され、又は改変されたことを知りながら、著作物、著作物の複製物、実演又は固定された実演もしくはレコードの複製物を権限なく頒布し、頒布のために輸入し、放送し、公衆に伝達し、又は公衆により利用が可能となる状態に置くこと。

- 不正競争の明確化（第 117 条第 3 項、第 4 項）

不正競争行為に対する効果的な保護を与えること、及び工業上又は商業上の公正な慣習に反するすべての競争行為は不正競争行為を構成することが規定し、特に、混同を生じさせるようなすべての行為、信用を害するような虚偽の主張、商品若しくはサービスの性質等について公衆を誤らせるような取引上の表示及び主張を禁じることを規定した。

また、他の者の著名な商品表示と同一又は類似の商品表示を使用した商品の提供行為、他人の商品形態を模倣した商品の提供行為、ドメインネームの不正使用行為を禁止することができる旨が規定されている。

- 不正競争行為への救済措置（第 117 条第 5 項）

不正競争行為を防止し、又は処罰するために適切な救済について定めることを規定した。また、不正競争行為により営業上の利益が影響を受けると考える者が訴えを提起し、当該行為の停止若しくは予防、物品の廃棄、設備の除去又は損害賠償を請求できることを確保する

旨についても規定した。

- 非開示情報の十分かつ効果的な保護の確保（第 118 条）

自国の法令において、開示されていない情報（営業秘密）が十分かつ効果的に保護されることを確保する旨を規定した。

③エンフォースメント強化

- 税関差止め対象権利の拡大（第 119 条第 1 項）

税関における侵害品の差止め対象を TRIPS レベルの商標、著作権等の輸入品から、輸出品にも拡大した。

- 権利侵害物品情報通知の義務化（第 119 条第 2 項）

権利侵害物品の輸入又は輸出に関する停止について、輸入者若しくは輸出者、及び権利者は速やかに通知を受けることを規定した。

- 積み戻し禁止の対象拡大（第 119 条第 3 項）

侵害物品の積み戻しを禁止することについては、TRIPS 協定第 59 条において、商標のみが対象となっていたが、この対象に著作権も含めた。

- 刑事罰対象権利の拡大（第 121 条）

刑事上の手続と罰則について対象となる権利を TRIPS レベルの商標、著作権等から知的財産全体（特許権、実用新案権、意匠権、半導体回路配置権、及び植物の新品種に関連する権利）にまで拡大した。

（b）実効性及び実態に即した課題

文献調査により把握されたインドネシアにおける EPA 知財章又は知的財産関連制度の実効性及び実態に即した課題は、以下の通りである。

①EPA の義務の不履行^{63,64}

- 第 109 条 手続事項
第 5 項 包括委任状制度の導入・実施

特許に関する 1989 年法第 6 号を改正する特許に関する 2001 法第 14 号（以下、「特許法」という。）において、包括委任状制度について規定を設けておらず、実務上も包括委任状により手続きを進めることはできないため、本項の EPA の義務との整合性に疑念がある。

2016 年 8 月 26 日に改正特許法が施行されているが、その内容として「包括委任状」制度の導入が行われた事実は確認できない。

- 第 112 条 特許
第 3 項 外国における同一発明の特許出願がある場合の申立てに基づく優先審査の確保

外国における同一発明の特許出願がある場合の申立てに基づく優先審査についての規定を設けておらず、EPA の義務との整合性に疑念がある。なお、実務上、実体審査をする PCT 加盟国の対応する特許の登録の証拠を出願人が提出した場合、出願が特許され得る。一方で、自発的に対応外国出願の審査結果を提出することにより審査の迅速化が図られるような運用を望む声がある⁶⁵。

- 第 112 条 特許
第 5 項 出願継続中の公衆からの情報提供機会の確保

EPA 締結前から、特許法 45 条（2016 年 8 月 26 日付で施行された改正法⁶⁶においては、第 49 条）及び特許出願規則 48 条が特許出願に対する意見提出、異議申し立てを認めている。しかし、これらの規定では、EPA 第 112 条 5 項が、新規性又は進歩性を否定し得る情報を「出願の係属中に」提出することができるようにすることを求めているにもかかわらず、情報提供が「公開期間中のみ」（6 か月以内）提出することができるとしており、期間の面で EPA の義務との整合性に疑念がある。

⁶³ 「2018 年版不公正貿易報告書 第 I 部 各国・地域別政策・措置 第 3 章 ASEAN 諸国」74 頁（経済産業省、2018 年 6 月 18 日）

⁶⁴ 「各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性分析調査『国際知財制度研究会』報告書（平成 26 年度）」20-31 頁（一般財団法人 知的財産研究所、2015 年 3 月）

⁶⁵ 「2018 年版アンケート新規意見：貿易・投資上の問題点と要望 -アジア編-」109 頁（貿易・投資円滑化ビジネス協議会、2018 年 8 月）<http://www.jmcti.org/mondai/sokuhou.html> [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

⁶⁶ 2016 年法律第 13 号改正 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/idn/ip/pdf/tokkyo_2016.pdf [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

- 第 112 条 特許

- 第 6 項 拒絶査定不服審判請求後の補正機会の確保

拒絶査定不服審判請求後の補正機会を与える規定を設けていない。なお、補正は付与前には特許法 35 条（2016 年 8 月 26 日付で施行された改正法⁶⁷においては、第 39 条）に基づき認められるが、その後は認められない。

- 第 112 条 特許

- 第 7 項 侵害とみなす行為（専ら物の生産・方法の使用に使用される物の生産等）

専ら物の発明の生産・方法発明の使用に使用される物の生産等を侵害とみなす規定は存在しない。ただし、特許法 19 条(1)（特許権者の有する排他権）の解釈により前記の行為が侵害と評価される可能性はあるようである。

- 第 113 条 意匠

- 第 4 項 意匠使用商品の製造等を防止する権利の確保

EPA 締結前から、意匠に関する 2000 年法第 31 号（以下、「意匠法」という。）9 条(1)が、第三者による保護される意匠と同一の意匠を用いた製品の製造等に対する禁止権を規定している。しかし、保護される意匠と類似する意匠を用いた製品の製造等を禁止する明確な規定は存在していない。

- 第 114 条 商標

- 第 5 項 更新可能期間

EPA 締結前から、商標に関する 1992 法第 19 号を改正する商標に関する 2001 年法第 15 号（以下、「商標法」という。）28 条（出願から 10 年間の保護・延長可）、35 条（延長請求は保護期間満了前 12 月以内に行う）及び商標規則 8 条が、これに一部対応している。しかし、EPA が求めている更新の申請・料金支払い期間が、「更新が行われるべき日の 6 か月以上後に終了することを確保する」規定は設けられておらず、実務上もその期間に更新申請・料金支払いはできないため、この期間については EPA の義務に対応していない。

- 第 115 条 著作権及び関連する権利

- 第 4 項 侵害の誘発、可能化、助長、隠匿となることを知りながら、権利管理情報の除去／改変・除去／改変等の知情頒布等をする行為に対する救済措置

⁶⁷ 2016 年法律第 13 号改正 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/idn/ip/pdf/tokkyo_2016.pdf [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

著作権に関する 2002 年法第 19 号を改正する著作権に関する 2014 年法第 28 号（以下、「新著作権法」という。）では、7 条で「電子権利管理情報」を削除、変更する行為に対する救済を規定しており、112 条でその違反に対する刑事上の規定を設けている。なお、EPA で救済措置を講ずることが義務付けられている「電磁的な管理情報が権限無く…改変[等]されたことを知りながら、著作物[等]を権限なく頒布[等]」する行為については、著作権に関する 1987 年法第 7 号を改正する著作権に関する 2002 年法第 19 号、新著作権法ともに規制しておらず、EPA の義務との整合性に疑念がある。

- 第 117 条 不正競争行為

- 第 1 項 不正競争行為からの効果的な保護の付与

- 第 2 項 工業上又は商業上の公正な慣習に反するすべての競争行為の不正競争行為性

- 第 3 項 特に禁止される不正競争行為 ((a) 混同惹起行為、(b) 信用棄損虚偽主張、(c) 品質誤認表示、(d) 代理人による商標の使用)

不正競争行為からの効果的な保護については、知的財産法においては規定されていないが、刑法 382 条の 2 が、「公衆又は特定人を欺くための詐欺的な行為」を処罰するとしており、一般的に不正競争行為を処罰するために用いられうる。なお、刑法 380 条及び 393 条も関連するより具体的な規定である。しかし、ほとんどの専門家は、上記の刑法の規定が、あまりにも漠然としているため上記の特に禁止される不正競争行為である (a) 混同惹起行為、(b) 信用棄損虚偽主張、(c) 品質誤認表示及び (d) 代理人による商標の使用の不正競争行為に対応するのに十分ではないとする。また刑法の規定は、50 年以上前の独立直後の立法であり、近代的な商慣習には適していないと評価されている。刑法の適用事例は存在するが、1990 年代の知的財産法の立法前のものがほとんどであり、実務上、上記の刑法の規定は、適用されていない。そのため、不正競争に対する効果的な保護が存在しておらず、本項の EPA の義務との整合性に疑念がある。

- 第 117 条 不正競争行為

- 第 5 項 不正競争行為を防止し、又は処罰するために適切な救済制度（差止め、廃棄、除去又は損害賠償）の制定

本調査では、不正競争行為を防止する適切な民事救済についての規定を確認することができず、本項の EPA の義務は整合性に疑念がある。

- 第 119 条 国境措置に係る権利行使

- 第 3 項 不正商標商品／著作権侵害物品の当局による積戻しの不許

本調査では、当局が「不正商標商品／著作権侵害物品の当局による積戻を許可しない」という規定を確認することができなかった。

②コンピュータ・プログラム関連発明の保護^{68,69}

コンピュータ・プログラム関連発明の保護は明定されていなかったが、2016年法律第13号改正により、コンピュータ・プログラムのみを内容とする規則及び方法は特許保護の対象とならないことが明定され（第4条）、有形無形の技術的かつ機能的効果を有するコンピュータ・プログラムであれば特許が付与され得るとされているが、実際の運用や実態については明らかでない。

③特許査定時及び拒絶査定時の分割出願⁷⁰

EPA 第112条「特許」の第2項において、二以上の発明を含む特許出願を一定の数の特許出願に分割することができることが規定されている。

特許査定時及び拒絶査定時に分割出願することができないため、査定後に適切な特許権獲得のための手段が限られる場合があり、特許査定時及び拒絶査定時の分割出願制度を望む声が企業からあがっている。

④部分意匠制度の採用^{71,72}

EPA 第113条「意匠」の第3項において、物品の部分に係る意匠を保護対象とすることが定められている。

インドネシア意匠法に部分意匠に関する規定はないが、意匠規則3条(1)bは、「結合体を構成する...いくつかの工業デザイン」（仮訳）について出願可能としており、全体のみならず、部分意匠についても効果的な保護を与えている。

また、部分意匠については、意匠規則6条(1)(g)が、保護を求めない場合の図面の破線表示を許容しており、意匠当局はそのような出願を受け入れ、破線は例示と理解する。実際にもインドネシア知的財産総局には自動車部品を含む部分意匠が多く登録されており、実務上認められているものと考えられる。

⁶⁸ 「各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性分析調査『国際知財制度研究会』報告書（平成26年度）」29頁（一般財団法人 知的財産研究所、2015年3月）

⁶⁹ 「インドネシア特許法 2016年法律第13号改正 ジェトロ仮訳」（特許庁）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/idn/ip/pdf/tokkyo_2016.pdf [最終アクセス日：2019年2月25日]

⁷⁰ 「2018年版アンケート新規意見：貿易・投資上の問題点と要望 -アジア編-」110頁（貿易・投資円滑化ビジネス協議会、2018年8月）
<http://www.jmcti.org/mondai/sokuhou.html> [最終アクセス日：2019年2月25日]

⁷¹ 「各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性分析調査『国際知財制度研究会』報告書（平成26年度）」24頁（一般財団法人 知的財産研究所、2015年3月）

⁷² 関川裕 他「アセアン諸国における部分意匠及び機能的意匠の考察」（知財管理67巻10号1469-1478頁（2017年））

意匠法の改正に伴う部分意匠の登録に関する規定の追加についての情報もあり、今後の動向に注視を要する。

⑤商標法との整合性^{73,74}

EPA 第 114 条「商標」の第 2 項において、一方国内で周知の商標について、他方国において不正目的で出願された場合、当該出願を拒絶又は取消すことが規定されている。

商標法 6 条(1)(b)は、出願が「同種の商品・サービスに、他人の有する著名商標と要部又は全体において同一性を有する場合」拒絶されるとしている。また、取消しについては、商標法 68 条に基づき、関係当事者が、商標法 6 条違反等を理由として商務裁判所に取消訴訟を提起することによって行われる。なお、当局の職権による取消制度は存在しない。

なお、国内に限定する文言はないため「外国」著名商標にも商標法 6 条・68 条は適用され、登録が拒絶・取消される。ただし、実際に日本のみで周知の商標においても登録拒絶・無効の対象になるのか、運用について明確でない。

2016 年 11 月 15 日には改正商標法が施行されたところだが、同改正法は主に商標としての保護対象の拡大やマドリッド協定議定書に基づく手続について新たに規定するものであり、周知商標について改正が行われた事実は把握できない。今後、本法改正に基づき施行細則の制定が行われる予定であるところ、同改正の内容及び進捗について注視していく必要がある。

⑥侵害物品の輸入又は輸出差止め手続の運用^{75,76,77}

EPA 第 119 条「国境措置に係る権利行使」の第 1 項において、権利者が不正商標商品及び著作権侵害物品の輸入又は輸出差止めを申立てることのできる手続を採用しなければならないことが規定されている。

この点に関して、インドネシア関税法（法律 2006 年第 17 号によって改正された、法律 1995 年第 10 号）第 54 条には、権利者からの申立てに基づき裁判所が税関に対して差止めを命じることができる旨が規定されている。しかしながら、実際の運用を行う上で必要となる細則が存在していないため、上記規定に基づく運用は機能しておらず、インドネシアでは水際での侵害品差止めが事実上不可能であるとの指摘がなされてきた。

インドネシア税関では実際の運用を行う上で必要となる細則を策定中であったところ、

⁷³ 「2018 年版不公正貿易報告書 第 I 部 各国・地域別政策・措置 第 3 章 ASEAN 諸国」74 頁（経済産業省、2018 年 6 月 18 日）

⁷⁴ 「各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性分析調査『国際知財制度研究会』報告書（平成 26 年度）」25 頁（一般財団法人 知的財産研究所、2015 年 3 月）

⁷⁵ 「2017 年版不公正貿易報告書 第 I 部 各国・地域別政策・措置 第 3 章 ASEAN 諸国」108-109 頁（経済産業省、2017 年 5 月 23 日）

⁷⁶ 「2018 年版不公正貿易報告書 第 I 部 各国・地域別政策・措置 第 3 章 ASEAN 諸国」74 頁（経済産業省、2018 年 6 月 18 日）

⁷⁷ 「各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性分析調査『国際知財制度研究会』報告書（平成 26 年度）」29 頁（一般財団法人 知的財産研究所、2015 年 3 月）

2017年6月2日に「知的財産権侵害物品または知的財産権侵害疑義物品である輸入品または輸出品の取締りに関する2017年度インドネシア共和国政令第20号」が公布され、これに基づき、2018年4月には財務大臣規則が公布された⁷⁸。本規則により、権利者及び税関の手続きが整備され、輸出入に関する取締り体制が整った。なお、財務大臣規則によれば、申請は、インドネシアに所在する法人である権利所有者又は権利保有者によって提出されるものとする、担保として1億ルピアを供託すること、権利所有者又は権利保有者が登録期間中にそれぞれ異なる3回の停止について、税関職員から出される知財権侵害物品又は侵害疑義物品貨物の停止の通知に対する確認を行わなかった場合、登録許可が取り消されること等が定められている。今後の運用等の状況を注視していく必要がある。

また、EPA第110条「透明性」の(b)において、国境措置としての侵害物品解放停止申立に関する情報の公衆への利用可能化が規定されているが、上述の通り国境措置の体制が整ったものの、侵害物品解放停止申立に関する情報の公衆への利用可能化についての運用及び実態については明らかになっていない。

その他、税関における運用実態の問題点として、以下の点が指摘されている⁷⁹。

- ・税関職員が侵害疑義製品の認識に関するガイダンス及び情報を有していないため、日本企業が定期的にインドネシア税関に対して製品知識を提供することが有用である。
- ・保証金が高額である。
- ・知的財産権の所有者は、積荷の差止を請求する場合、通常、裁判所に請求するため、疑義のある積荷に関する特定情報、並びに、裁判所に積荷を差止める裁判所の命令を発効させるために証拠となる書証を必要とするが、これらの情報を有していない。

⑦停止についての権利者への通知⁸⁰

EPA第119条「国境措置に係る権利行使」の第2項において、不正商標商品又は著作権侵害物品の税関当局による停止について輸入者／輸出者・権利者は通知を受けることが規定されている。

関税法56条(1)は停止物品の輸出入者又はその所有者に停止の通知をすることを定めている。しかし、権利者に停止の通知をすることを定める規定は存在しない。

⁷⁸ 「税関による知財侵害物品の取り締まり規定が整備」（日本貿易振興機構（JETRO）、2018年8月29日）

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/08/825f07124281464e.html> [最終アクセス日：2019年2月25日]

⁷⁹ 特許庁委託事業「アセアン主要国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）の税関における知財関連法規・運用実態に関する調査」16頁（日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所 知的財産部、2018年4月）

⁸⁰ 「各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性分析調査『国際知財制度研究会』報告書（平成26年度）」30頁（一般財団法人 知的財産研究所、2015年3月）

かかる状況において、2017年に制定された政令⁸¹により、裁判所による差止命令の決定について、税関職員が権利者に通知することが定められた。なお、2018年には、かかる政令の実施細則として、財務大臣規則が制定されている⁸²。現在の運用状況や実態については明らかでない。

⑧民事上の救済⁸³

EPA 第 120 条「民事上の救済に係る権利行使」において、民事上の救済措置を請求する権利の確保について規定されている。

インドネシアでの権利行使は民事及び刑事の手続が可能であるが、知的財産権の侵害においては、主に刑事告訴による対応が一般的である。これは、裁判所において損害裁定の指針が確立されておらず結果が予見しづらいこと、民事訴訟に要する費用が高額であり警察による強制捜査（レイド）の方が安価であること、損害賠償が認められる例が少なく、認められた場合であっても損害賠償額が比較的少額であること等が理由として考えられる。

⑨刑事上の制裁⁸⁴

EPA 第 121 条「刑事上の制裁に係る権利行使」において、刑事上手続及び刑罰の適用の確保について規定されている。

近時、警察が被害者に賄賂を要求するといった腐敗が原因で、刑事裁判の数は減少し、ほとんど刑事裁判に至っていない。これに対して、知的財産総局は知的財産権犯罪を調査するために 2011 年に PPN 捜査課を立ち上げ、レイドはいくらか行ってきたが、まだ刑事裁判に至ったものはない。インドネシアの知的財産に関する刑事の制度は機能不全に至っていると理解されており、大規模な改革が必要と考えられているようである。

⑩TRIPS 協定との整合性⁸⁵

TRIPS 協定第 27 条第 1 項では、発明地及び技術分野並びに物が輸入されたものであるか国内で生産されたものであるかについて差別することなく特許が与えられ、特許権が享

⁸¹ 知的財産権侵害物品または知的財産権侵害疑義物品である輸入品または輸出品の取締りに関する 2017 年度インドネシア共和国政令第 20 号 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/idn/ip/pdf/gov2017-20.pdf [最終アクセス日：2019年2月25日]

⁸² 知的財産権侵害物品または知的財産権侵害疑義物品である輸入品または輸出品の取締りにおける、登録、停止、担保、一時差止、監視および評価に関する 2018 年 4 月インドネシア共和国財務大臣規則第 40 号(PMK.04/2018) https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/idn/ip/pdf/gov2018-40-0.pdf [最終アクセス日：2019年2月25日]

⁸³ 平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業「模倣被害に対する主要各国による措置及び対策に関する実態調査報告書」349 頁（一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 AIPPI・JAPAN、平成 29 年 3 月）

⁸⁴ 「各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性分析調査『国際知財制度研究会』報告書（平成 26 年度）」31 頁（一般財団法人 知的財産研究所、2015 年 3 月）

⁸⁵ 「2018 年版不公正貿易報告書 第 1 部 各国・地域別政策・措置 第 3 章 ASEAN 諸国」74-75 頁（経済産業省、2018 年 6 月 18 日）

受される旨規定されている。

2016年8月26日に施行された改正特許法第20条(1)においては、特許権者はインドネシア国内において特許を受けた物を製造し、又は方法を使用する義務を負う旨規定されている。また、当該義務を履行しない場合の取扱いとして、特許付与後に当該義務の不履行のまま36か月経過した場合に強制実施権付与の対象となるほか（同法第82条(1)(a)）、特許取消しの対象にもなる（同法第132条(1)(e)）。なお、同法第20条(2)によれば、前述の「特許を受けた物の製造や方法の使用」は（インドネシアにおける）技術移転や投資の受入、雇用の提供に資さなければならないこととされている。

したがって、このように国内実施要件を充足しない場合に強制実施権の設定対象とされ、又は、特に特許取消しの対象とされることはTRIPS協定第27条との整合性という観点から問題がある可能性がある。

本改正特許法に関し、2017年5月に我が国政府はEU、米国及びスイスと共同してインドネシア政府に対し上記の懸念を伝達の上、TRIPS協定の規定の遵守の徹底を要望した。その後、インドネシアでは大統領令をはじめとした関連規則の整備が進められているところであるが、今後も、これら関連規則制定の動向及び我が国企業に対する影響等の情報収集を行い、必要な働きかけを行っていく必要がある。

製薬業界からも、輸入か国内生産か、又は、技術分野で差別することなく特許が保護されることを望む声があがっている⁸⁶。

また、改正特許法では、強制実施権一般についての81条～92条に加えて、人に対する病気治療目的のために国内で特許医薬品を製造する強制実施権の発動を許容する第93条が設けられており、製薬業界からは、TRIPS協定31条の条件を満たさない安易な強制実施権が発動されないこと、及び強制実施権発動の基準や手順の明確化を望む声があがっている⁸⁷。

⁸⁶ 「2018年版アンケート新規意見：貿易・投資上の問題点と要望 ―アジア編―」110頁（貿易・投資円滑化ビジネス協議会、2018年8月）<http://www.jmcti.org/mondai/sokuhou.html> [最終アクセス日：2019年2月25日]

⁸⁷ 「2018年版アンケート新規意見：貿易・投資上の問題点と要望 ―アジア編―」110頁（貿易・投資円滑化ビジネス協議会、2018年8月）<http://www.jmcti.org/mondai/sokuhou.html> [最終アクセス日：2019年2月25日]

⑪特許の未納年金に関する通知^{88,89,90}

特許法改正前は、期限経過後 3 年まで年金納付が可能で、この 3 年間に納付がなかった場合には、特許が無効とされ、その結果として特許料不納による特許権放棄にもかかわらず、この 3 年間分の年金納付を余儀なくされるという制度であった。特許法の改正により、納付制度は大幅に変更され、他国と同様に期限前の前納制度に改められ、上記 3 年分の年金の金額を納付する必要は無くなった。

インドネシア特許庁は、2018 年 8 月 16 日付で、旧法下で未納年金がある特許権者に対して、6 か月以内に未納年金を支払わない場合には、新しい特許出願を受理しないとする旨の通知を発行した。新規特許出願の拒否に関する公式な規定は存在していないが、公式な通知が漏れたために未納年金を納付せず、新規出願が受け付けられなくなるといった事態や、未納年金を納付したがインドネシア特許庁の記録ミスにより新規出願が受け付けられなくなるといった事態、出願期限が過ぎてから新規出願不受理の通知を受け取るといった事態等、様々な問題が考えられる。また、インドネシア知的財産総局は、当該通知の周知が不十分であるなどを理由に 2019 年 2 月 17 日付通達により、未納年金の支払い期限をこの通達の日から 6 か月延長することを公表^{91,92}するなど、今後の動向に注視を要する。

⑫知的財産関連制度の実効性及び実態に即した課題⁹³

その他、公開情報において、以下に示す知的財産関連制度の問題に対する改善要望が見受けられる。

⁸⁸ 「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド インドネシア共和国」（特許庁、2017 年 10 月 21 日）
https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/pdf/Asia_Indonesia_sys.pdf#view=fit&toolbar=1&navpanes=0 [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

⁸⁹ 「外国特許トピックス インドネシア特許 未納年金に関する庁通知」（特許業務法人 志賀国際特許事務所、2018 年 10 月）
<https://www.shigapatent.com/wp-content/uploads/2018/11/%E5%A4%96%E5%9B%BD%E7%89%B9%E8%A8%B1%E3%83%88%E3%83%94%E3%83%83%E3%82%AF%E3%82%B9-%EF%BC%882018%E5%B9%B410%E6%9C%88%EF%BC%89.pdf> [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

⁹⁰ 「インドネシア特許 - 未払い年金を支払わなければ新規出願は拒否」（Spruson & Ferguson、2018 年 11 月 13 日）
<https://www.spruson.com/%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%89%E3%83%8D%E3%82%B7%E3%82%A2%E7%89%B9%E8%A8%B1-%E6%9C%AA%E6%89%95%E3%81%84%E5%B9%B4%E9%87%91%E3%82%92%E6%94%AF%E6%89%95%E3%82%8F%E3%81%AA%E3%81%91%E3%82%8C%E3%81%B0/> [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

⁹¹ Surat Edaran Tentang Perpanjangan Waktu Pemenuhan Kewajiban Hutang Biaya Tahunan Paten Bagi Pemegang Paten <http://www.dgip.go.id/info-terbaru>

⁹² SPRUSON&FERGUSON,INDONESIA UPDATE: PAY OUTSTANDING ANNUITIES OR NEW PATENT APPLICATIONS WILL BE REFUSED,<<https://www.spruson.com/indonesia-update-pay-outstanding-annuities-new-patent-applications-will-refused/>>

⁹³ 「2018 年版アンケート新規意見：貿易・投資上の問題点と要望 - アジア編 -」109-110 頁（貿易・投資円滑化ビジネス協議会、2018 年 8 月）<http://www.jmcti.org/mondai/sokuhou.html> [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

- ✓ 出願公開期間が終わるまで実体審査が開始されない規定の廃止
- ✓ ASPEC や PPH を利用した早期審査の申請に対する迅速な対応
- ✓ 事前申請なしで特許年金の追納が可能となる制度への改正
- ✓ 年金の支払期限の見直し
- ✓ 出願中の維持年金の減額又は撤廃
- ✓ 商標不使用取消し手続きにおいて、被請求人が「使用」を立証するような制度への改正

(6) 日フィリピン EPA 知財章

(a) 概要

本協定には、第 10 章に第 117 条から第 130 条までの全 14 条からなる独立した知的財産章が設けられている⁹⁴。

日フィリピン両国の目指す方向性として、知的財産の十分かつ無差別的な保護、知的財産保護制度の効率的・透明性のある運用、知的財産侵害に対する効果的な権利執行の確保、が明確化されるとともに（第 117 条）、知的財産章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うことや、知的財産に関する事項について討議すること等を実施するための枠組みとして「知的財産小委員会」の設置が定められている（第 130 条）。

主な条項は以下のとおりである⁹⁵。

① 手続の簡素化・透明化

- 公証義務の原則禁止（第 120 条第 2 項）

知的財産権の出願その他の行政手続について、当局に提出される書類上の署名その他の提出者を特定する方法についての公証義務を原則として禁止した。

- 優先権証明書の翻訳文証明手続の簡略化（第 120 条第 4 項）

優先権証明書の翻訳文の正確性について認証要件を課す場合、翻訳者による翻訳が誠実かつ正確に行われた旨の書面を提出することで、認証に代えることができる旨を規定した。

- 国際分類の付与（第 120 条第 5 項）

⁹⁴ 日・フィリピン EPA : https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/philippines/pdfs/mokuji.pdf [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

⁹⁵ 「2017 年版不正貿易報告書 第三部 経済連携協定・投資協定 第 4 章 知的財産」651-652 頁（経済産業省、2017 年 5 月 23 日）http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004532/2017/pdf/03_04.pdf [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

フィリピンは特許分類に関するストラスブール協定、商標分類に関するニース協定のいずれにも加盟していないが、これら国際分類に従った分類の付与を可能な範囲で両国の義務とした。

- 知的財産保護関連情報の入手容易化（第 121 条）

知的財産権の登録情報及びこれらに関し知的財産庁が保有する一件書類、並びに知的財産保護制度に関する情報（エンフォースメントに関する自国の活動についての情報を含む）を公衆が容易に利用できるようにするため、適切な措置をとることを規定した。

②知的財産の保護強化

- 特許早期審査請求（第 123 条）

特許の出願人が当局に対し出願を早期に審査すべき旨の申請を提出できることを規定した。

- 形態模倣行為・混同惹起行為の禁止（第 128 条第 2 項）

不正競争の対象として、TRIPS 協定に明記されていない、他者の商品の外観を模倣する商品を販売する行為、競業者のサービスとの混同を生じさせる行為が含まれることを明記した。

- 非開示情報の十分かつ効果的な保護の確保（第 128 条第 3 項）

自国の法令において、開示されていない情報（営業秘密）が十分かつ効果的に保護されることを確保する旨を規定した。

③エンフォースメント強化

- 税関差止め対象権利の拡大（第 129 条第 1 項）

税関における侵害品の差止め対象を TRIPS レベルの商標、著作権などから、特許権、実用新案権、意匠権にも拡大した。

- 刑事罰対象権利の拡大（第 129 条第 3 項）

刑事上の手続と罰則について、対象となる権利を TRIPS レベルの商標、著作権などから知的財産全体（特許権、実用新案権、意匠権、半導体回路配置権、及び植物の新品種に関連する権利）にまで拡大した。

（b）実効性及び実態に即した課題

文献調査により把握されたフィリピンにおける EPA 知財章又は知的財産関連制度の実効性及び実態に即した課題は、以下の通りである。

①税関における運用実態の問題点^{96,97}

日系企業に起こり得る問題点は、税関局が不正行為疑惑により追跡されているということである。この点により、結果が予測できないという印象のため、権利者が税関局内の行政手続及び救済を進めて利用する気がなくなる。重大な汚職は、プロセスにおいて悪徳雇用者が犯した意図的な遅延であり、手続の迅速化を図るために賄賂を贈るように、税関局と取引を行う利害関係人をし向けたものである。

日系企業の他の問題点は、税関局が抑圧しようとしているが、知的財産権を侵害する輸入品を含む密輸が行き渡っていることである。

知的財産の行使に関する実効性を高めるために、税関職員に侵害品を検出する方法についてより多くの研修を提供しなければならない。これを達成させるために、税関局は、いつでも侵害疑義製品の解放停止の申請が適用される特定の侵害品を検出する方法について、権利者が研修を行う、検査官のチームを創設するのがよい。

水際措置の対象となる知的財産権は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権であり、これらの権利が輸出及び輸入する貨物の差止による保護の対象となっている。ただし、特許権等の侵害物品は、侵害の有無が外観上明らかでないことが多いため税関での判断が難しく、実務上税関での差止はほぼ商標権侵害と著作権侵害、特に商標権侵害に限られる。

その他、公開情報において、以下に示す知的財産関連制度の問題に対する改善要望が見受けられる⁹⁸。

- ✓ 拒絶査定時に分割出願が可能となる制度への改正

⁹⁶ 特許庁委託事業「アセアン主要国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）の税関における知財関連法規・運用実態に関する調査」28頁（日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所 知的財産部、2018年4月）

⁹⁷ 平成28年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業「模倣被害に対する主要各国による措置及び対策に関する実態調査報告書」245-246頁（一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 AIPPI・JAPAN、平成29年3月）

⁹⁸ 「2018年版アンケート新規意見：貿易・投資上の問題点と要望 ―アジア編―」138頁（貿易・投資円滑化ビジネス協議会、2018年8月）<http://www.jmcti.org/mondai/sokuhou.html> [最終アクセス日：2019年2月25日]

- ✓ 図面の書式の他国との統一化

(7) 日ベトナム EPA 知財章

(a) 概要

本協定には、第 9 章に第 80 条から第 98 条までの全 19 条からなる独立した知的財産章が設けられている⁹⁹。

日ベトナム両国の目指す方向性として、知的財産の十分、効果的かつ無差別的な保護、知的財産保護制度の効率的かつ透明な運用の促進、知的財産侵害に対する権利執行措置の提供、が明確化されるとともに（第 80 条）、知的財産章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うことや、知的財産に関するあらゆる問題について討議すること等を実施するための枠組みとして「知的財産小委員会」の設置が定められている（第 97 条）。

主な条項は以下のとおりである¹⁰⁰。

① 手続の簡素化・透明化

- 国際分類の付与（第 83 条第 6 項）

特許分類に関するストラスブール協定、及び商標分類に関するニース協定に従った分類の付与を義務としている。

- 公証義務の原則禁止（第 83 条第 2 項）

産業財産権の出願その他の行政手続について、当局に提出される書類上の署名その他の提出者を特定する方法についての公証義務を原則として禁止した。

- 優先権証明書の翻訳認証の禁止（第 83 条第 4 項）

優先権証明書の翻訳文の正確性に対する認証を要求することを禁止する旨を規定した。

- 包括委任状制度（第 83 条第 5 項）

産業財産権の出願その他の行政手続について、手続をする者が代理人に対し、現在及び将

⁹⁹ 日・ベトナム EPA : https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/vietnam/pdfs/mokuji.pdf [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

¹⁰⁰ 「2017 年版不正貿易報告書 第三部 経済連携協定・投資協定 第 4 章 知的財産」654-655 頁（経済産業省、2017 年 5 月 23 日）http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004532/2017/pdf/03_04.pdf [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

来にわたる複数の事件についての代理権の授与を可能とする制度（包括委任状制度）を実施する旨を規定した。

- 知的財産保護関連情報の入手容易化（第 84 条）

知的財産の保護に関する制度についての情報（知的財産権の効果的な行使を確保するための自国の活動に関する情報を含む）を公衆に容易に利用できるようにするよう努めることを規定した。

②知的財産の保護強化

- 特許において「コンピュータ・プログラム関連発明の保護」を規定（第 86 条第 1 項、第 2 項）。

特許出願に係る保護の対象がコンピュータ・プログラムに関連するという理由のみで拒絶されない旨を規定した。

- 特許の優先審査制度（第 86 条第 3 項）

特許出願公開後に第三者が当該発明を実施しているときには、当該第三者による実施の証拠または他国に出願された実質的に同一の発明についてのサーチ・審査結果等のいずれかを提出することにより、通常の出願よりも優先して審査を受けることができる仕組みを規定した。

- 特許の訂正審判制度（第 86 条第 4 項）

特許権の付与後、請求項の範囲を減縮するため、明細書、請求項の範囲、または図面の訂正を請求することができる旨を規定した。

- 不正競争の明確化（第 92 条第 3 項）

不正競争の対象として、TRIPS 協定では明記されていない「ドメイン名の不正使用行為等」について、本 EPA 協定に含まれることを明記した。

- 非開示情報の十分かつ効果的な保護の確保（第 92 条第 4 項）

自国の法令において、開示されていない情報（営業秘密）が十分かつ効果的に保護される

ことを確保する旨を規定した。

- 不正競争行為への救済措置（第 92 条第 5 項）

不正競争行為を防止し、又は処罰するために適切な救済について定めることを規定した。また、不正競争行為により営業上の利益が影響を受けると考える者が訴えを提起し、当該行為の停止若しくは予防、物品の廃棄、設備の除去又は損害賠償を請求できることを確保する旨についても規定した。

③エンフォースメント強化

- 国境措置に係る権利行使（第 93 条）

TRIPS 協定第 51 条から第 60 条までの規定に従い、国境措置の十分かつ効果的な執行を確保することが規定されている。

- 裁判所による相当な損害額の認定（第 94 条第 2 項）

知的財産権の侵害訴訟において、実際の経済的損害の証明が事案の性質上著しく困難なときは、可能な範囲で司法当局が損害額の認定権限を有する旨を規定した。

- 刑事上の制裁に係る権利行使（第 95 条）

刑事上の手続及び刑罰を TRIPS 協定に従って適用することを確保することを規定した。

（b）実効性及び実態に即した課題

文献調査により把握されたベトナムにおける EPA 知財章又は知的財産関連制度の実効性及び実態に即した課題は、以下の通りである。

①EPA の義務の不履行¹⁰¹

- 第 93 条 国境措置に係る権利行使

EPA 締結前より、TRIPS 協定第 51 条から第 60 条までの規定に従い、知的財産関係の輸入及び輸出に関し税関当局による物品の解放の停止や、税関当局による物品の解放の停止

¹⁰¹ 「各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性分析調査『国際知財制度研究会』報告書（平成 26 年度）」
2-11 頁（一般財団法人 知的財産研究所、2015 年 3 月）

の申立て等について、ベトナム知的財産法（2005年制定、2009年改正。以下、「VIPA」という。）216～218条に規定されている。しかし、税関当局は、商品が知的財産権を侵害しているかを判断することができない。またこれを可能とする法改正や職員教育に関する予定は明らかにされていない。

なお、特許等が用いられている物品に関して、当該物品の自由な流通への解放が税関当局によって停止されたものの TRIPS 協定第 55 条に規定される期間内に暫定的な救済が与えられなかった場合、当該物品の輸入者等による担保の提供を条件とした当該物品の解放についての権利（TRIPS 協定第 53 条 2 項）及び本案についての決定に至る手続が開始された場合の被申立人の申立てに基づき意見を述べる機会の与えられる審査（TRIPS 協定第 55 条）についての規定は存在していない。

また、ベトナム税関から提供される疑義侵害物品に関する情報は、輸出入業者等の書類上の情報であり、正式な差止め申請を行い担保金も積まない限り、貨物の現品を確認することができない運用となっている。実質、真贋鑑定を行うことができなかったため、権利者としてはリリースせざるを得ず、水際措置が機能していなかったが、疑義侵害物品の通知を受けの際、鑑定ができるように真贋鑑定で用いる「写真」も提供されるようになり、運用は改善されつつあるようである¹⁰²。

知的財産法及び税関法は、知的財産権に関して輸入品及び輸出品を管理及び監督する権限を税関に与えている。すなわち、これらの法律は、知的財産権に関連する輸入品及び輸出品の水際取締は税関の権限下にあることを規定する。しかしながら、これらの法律は、輸出に関する知的財産権侵害に対する制裁措置を取る権利を当該当局に与えていない¹⁰³。

②意匠の権利行使¹⁰⁴

EPA 第 87 条「意匠」において、TRIPS 協定に従った意匠の十分かつ効果的な保護について規定されている。

意匠の権利の行使は、権利侵害か否かを判断可能な専門知識を有する裁判官の不在や、判決執行の際における監視や強制執行のための専門的権限の欠如のために困難である。なお、このような困難に対応するための専門裁判所の創設に向けた動きや、裁判官の教育に関する組織立った動きは知られていない。

¹⁰² 「2018年版アンケート新規意見：貿易・投資上の問題点と要望 ―アジア編―」169頁（貿易・投資円滑化ビジネス協議会、2018年8月）<http://www.jmcti.org/mondai/sokuhou.html> [最終アクセス日：2019年2月25日]

¹⁰³ 特許庁委託事業「アセアン主要国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）の税関における知財関連法規・運用実態に関する調査」28頁（日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所 知的財産部、2018年4月）

¹⁰⁴ 「各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性分析調査『国際知財制度研究会』報告書（平成26年度）」6頁（一般財団法人 知的財産研究所、2015年3月）

③民事上の救済に係る権利行使¹⁰⁵

EPA 第 94 条「民事上の救済に係る権利行使」の第 2 項において、司法当局による全証拠に基づく損害賠償額の認定権限の確保について規定されている。

VIPA 第 205 条(1)(c)が裁判所による損害賠償額の決定を認めているが、それは 5 億ベトナム・ドンを超えないものとされている。なお、実務上、民事訴訟は知的財産紛争の解決手段としては一般的ではなく、あまり利用されていない。これは、民事訴訟は手続きが長く、時間・費用がかかり、複雑であると認識されており、行政ルートのようなより効果的な手続きがあるためである。また民事訴訟での損害賠償の立証の困難性もその利用を敬遠させている。しかし、近年、知的財産に関する紛争が裁判所に持ち込まれる数が増加しているようである。

④刑事上の制裁に係る権利行使¹⁰⁶

EPA 第 95 条「刑事上の制裁に係る権利行使」において、TRIPS 協定に従って刑事上の手続及び刑罰を適用することを確保することについて規定されている。

TRIPS 協定 61 条の規定に従って VIPA 第 199 条(1) (侵害者の刑事責任)、212 条 (刑法に従った刑事罰)、刑法 170a 条 (著作権・隣接権侵害の罪) 及び 171 条 (商標、原産地表示に関する工業所有権侵害の罪) が、刑事罰を定めており、本項の義務を履行している。EPA 締結後に、特許、意匠等の工業所有権を刑事罰の対象から除外する刑法の一部改正がなされているが、これは EPA が影響したのではなく、政府が犯罪者に対してより寛大な政策を採用し、ビジネス不祥事を犯罪とすることを避けるというベトナムの近時の傾向に従ったものと理解されている。実務上、知的財産権の侵害に刑事罰を科すことは極めて稀なようである。これは、上記のベトナムの近時の傾向に加え、州の *humanity policy* でも刑事罰の賦課は推奨されていないためである。

⑤コンピュータ・プログラム関連発明の保護¹⁰⁷

VIPA は、コンピュータ・プログラムを「発明として保護されない」とする (VIPA 第 59 条(2)) が、「自然法則を利用して特定の課題を解決するための、物又は方法の形態による技術的解決である」(VIPA 第 4 条(12)) 発明が、新規性、進歩性、産業上利用可能性がある場合には、特許保護適格性有としており (VIPA 第 58 条(1))、明文上「コンピュータ・プログラムに関連する」特許出願が拒絶されるとはしていない。なお、コンピュータ・プログラムそのものは、著作権法により保護される。

¹⁰⁵ 「各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性分析調査『国際知財制度研究会』報告書 (平成 26 年度)」 11 頁 (一般財団法人 知的財産研究所、2015 年 3 月)

¹⁰⁶ 「各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性分析調査『国際知財制度研究会』報告書 (平成 26 年度)」 11 頁 (一般財団法人 知的財産研究所、2015 年 3 月)

¹⁰⁷ 「各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性分析調査『国際知財制度研究会』報告書 (平成 26 年度)」 5 頁 (一般財団法人 知的財産研究所、2015 年 3 月)

審査基準は、コンピュータ・プログラムが技術的特徴を有しており、技術的效果をもたらすように自然法則を利用して技術的な課題を解決するための、技術的な解決策である場合には、特許の対象となるとする。しかしながら、その場合においても、発明主題事項を定義するために「コンピュータ・プログラム」等の記載を用いてはならず、「装置の動作方法」といった記載とする必要がある。

一方で、コンピュータ・プログラムを特許の保護対象としてほしいという企業からの声も聞かれる¹⁰⁸。

⑥知的財産関連制度の実効性及び実態に即した課題¹⁰⁹

その他、公開情報において、以下に示す知的財産関連制度の問題に対する改善要望が見受けられる。

- ✓ 拒絶査定時に分割出願ができる制度への改正
- ✓ 英語ないし外国語言語で特許出願した場合に出願日が確保できる制度への改正
- ✓ ベトナム語への翻訳期間の猶予のため、英語で出願できる制度への改正
- ✓ 優先権証明書提出簡略化のための、世界知的所有権機関のデジタルアクセスサービスへの参加
- ✓ インターネット情報の検索サービスを実施するための複製等に係る権利制限の導入
- ✓ 現実に即した私的使用目的での複製の権利制限の導入
- ✓ 技術の開発又は実用化のための試験に係る複製等の権利制限の導入
- ✓ 情報解析研究のための複製等に係る権利制限の導入
- ✓ リバースエンジニアリング目的での複製の権利制限の導入
- ✓ 機器利用時・通信過程における一時的蓄積に関する権利制限及び情報通信の技術を利用した役務提供のための利用に関する権利制限の導入

¹⁰⁸ 「2018年版アンケート新規意見：貿易・投資上の問題点と要望 ―アジア編―」169頁（貿易・投資円滑化ビジネス協議会、2018年8月）<http://www.jmcti.org/mondai/sokuhou.html> [最終アクセス日：2019年2月25日]

¹⁰⁹ 「2018年版アンケート新規意見：貿易・投資上の問題点と要望 ―アジア編―」168-170頁（貿易・投資円滑化ビジネス協議会、2018年8月）<http://www.jmcti.org/mondai/sokuhou.html> [最終アクセス日：2019年2月25日]

(8) ASEAN 主要国との EPA 知財章まとめ

ASEAN 主要国との EPA における主な知財章の概要をまとめた表を以下に示す。なお、表中の数字は EPA 知財章の条、項を表す。

① 手続の簡素化・透明化

ア. 国際分類の付与					
特許分類に関するストラスブール協定、及び商標分類に関するニース協定に従った分類の付与を義務とする規定。					
シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム
—	116 条②	126 条②	109 条⑧	120 条⑤	83 条⑥
イ. 知的財産保護関連情報の入手容易化					
産業財産権の出願・登録情報及びこれらに関し知財庁が保有する一件書類、税関当局が知財権の侵害品の解放を停止することを求める申立てに関する情報並びに知的財産保護制度に関する情報（エンフォースメントに関する自国の活動についての情報を含む）を公衆が利用できるようにするため、適切な措置をとることを規定。					
シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム
—	117 条	127 条	110 条	121 条 ¹¹⁰	84 条 ⁴
ウ. 公証義務の原則禁止					
知的財産権の出願その他の行政手続について、当局に提出される書類上の署名その他の提出者を特定する方法についての公証義務を原則として禁止する旨を規定。					
シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム
—	—	—	109 条②	120 条②	83 条②
エ. 優先権証明書の翻訳					
優先権証明書の翻訳文に対する認証を要求することを禁止する旨を規定。					
シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム
—	—	—	109 条④	120 条④ ¹¹¹	83 条④

¹¹⁰ 国境措置としての侵害品解放停止関連情報の利用可能化については規定なし。

¹¹¹ 翻訳文の正確性について認証要件を課す場合、認証に代えて、翻訳者による翻訳が誠実かつ正確に行われた旨の書面を提出することにより行うことができる旨を規定。

オ. 包括委任状制度					
産業財産権の出願その他の行政手続について、手続をする者が代理人に対し、現在及び将来にわたる複数の事件に対する包括的な代理権の授与を可能とする包括委任状制度を導入する旨を規定。					
シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム
—	—	—	109 条⑤	—	83 条⑤
カ. 特許出願の公開					
マレーシアでは、特許出願を特許登録時まで非公開とする制度となっていたが、出願日から 18 か月後に公開する制度（出願公開制度）を規定。					
シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム
—	119 条⑤	—	—	—	—
キ. 特許付与手続の円滑化					
シンガポールは、日本国における出願に対応するシンガポールにおける出願の特許付与手続を円滑にするための適切な措置をとる旨を規定。措置の詳細は実施取極で定めることが規定され、実施取極 ¹¹² 第 11 条において、日本国特許庁をシンガポール特許法上の「所定特許機関」に指定することが規定されている。その結果、シンガポール特許出願に対応する日本の特許出願の審査結果をシンガポール知的財産庁に提出することにより基本的に日本の審査結果が受け入れられ、シンガポールで同国特許を取得することができる。					
シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム
98 条	—	—	—	—	—
ク. データベースの利用容易化					
シンガポール及び日本国において、公開されている知的財産権データベース（シンガポール：知的財産ポータル「SurfIP」、「e パテント」データベース 日本：特許電子図書館（IPDL））の利用容易化のための適切な措置をとる旨を規定。					
シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム
99 条	—	—	—	—	—

¹¹² 実施取極： <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/singapore/kyotei/pdfs/jisshitorikime.pdf> [最終アクセス日：2019年2月25日]

②知的財産の保護強化

ア. 知的財産の保護についての啓発促進					
知的財産の保護についての啓発（知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む）を促進するための必要な措置をとる旨を規定。					
シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム
96 条	118 条	128 条	111 条	122 条	85 条
イ. 特許の優先審査、早期審査					
マレーシア：・自身の特許出願の審査を通常の出願よりも優先して受けることの合理的理由（権利侵害など）がある場合には、その旨の請求を出願人が行うことができる仕組みを導入。 ・一方国に出願している特許出願を他方国に出願している場合に、他方国において通常の出願よりも優先して審査を受けることができる仕組みを導入。					
インドネシア：一方国に出願している特許出願を他方国に出願している場合に、他方国において通常の出願よりも優先して審査を受けることができる仕組みを導入。					
フィリピン：特許の出願人が当局に対し出願を早期に審査すべき旨の申請を提出できることを規定。					
ベトナム：特許出願公開後に第三者が当該発明を実施しているときには、当該第三者による実施の証拠又は他国に出願された実質的に同一の発明についてのサーチ・審査結果等のいずれかを提出することにより、通常の出願よりも優先して審査を受けることができる仕組みを規定。					
シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム
—	119 条③④	—	112 条③④	123 条	86 条③
ウ. 発明の新規性阻却事由の拡大					
タイ国外において公知となった発明及びインターネット等を介して公知となった発明が新規性を喪失することを規定。					
シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム
—	—	130 条②	—	—	—
エ. コンピュータ・プログラム関連発明の保護					
特許出願に係る保護の対象がコンピュータ・プログラムに関連するという理由のみで拒絶されない旨を規定。					
シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム
—	—	—	112 条①	—	86 条①②

オ. 微生物発明の保護					
特許出願に係る保護の対象が微生物に関連するという理由のみで拒絶されない旨を規定。					
シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム
—	119条②	130条③	—	—	—
カ. 特許の訂正審判制度					
ベトナムにおいて、特許権の付与後、請求項の範囲を減縮するため、明細書、請求項の範囲、又は図面の訂正を請求することができる旨を規定。					
シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム
—	—	—	—	—	86条④
キ. 特許出願分割制度の導入					
インドネシアにおいて、二以上の発明を含む特許出願を一定の数の特許出願に分割することができる旨を規定。					
シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム
—	—	—	112条②	—	—
ク. 特許出願に対する情報提供機会の確保					
インドネシアにおいて、発明の新規性または進歩性を否定し得る情報を、特許出願が継続している間に行政当局に対し書面により提出することができ、適当な場合には審査に当たり当該情報を考慮する旨を規定。					
シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム
—	—	—	112条⑤	—	—
ケ. 特許出願の拒絶査定不服審判請求後の補正機会の確保					
インドネシアにおいて、特許出願の拒絶査定不服審判請求後に、一定の期間内に補正をすることができる旨を規定。					
シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム
—	—	—	112条⑥	—	—
コ. 特許権侵害とみなす行為					
インドネシアにおいて、物の発明についての特許、及び方法の発明についての特許に関して、特許権侵害とみなす行為を規定。					
シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム
—	—	—	112条⑦	—	—

サ. 意匠の新規性阻却事由					
マレーシア：マレーシアでは、意匠の新規性阻却事由を「マレーシアで公衆に公開済であるもの」としていたが、更に「インターネットを通じて公開されたもの」を追加。併せて、「上記公開対象地域を他方の締約国にまで拡大するよう努めること」を規定。					
タイ：いずれかの締約国又はタイ国外において公知となった意匠が新規性を喪失することを規定。					
シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム
—	120条②③	131条②	—	—	—
シ. 部分意匠制度の導入					
インドネシアにおいて、独立した製品として取引の対象とされず流通をしない物品の部分に係る意匠を、意匠法の保護対象とする制度を導入。					
シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム
—	—	—	113条③	—	—
ス. 類似意匠の保護					
インドネシアにおいて、意匠権の範囲を、同一のみならず類似の意匠にまで拡大。					
シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム
—	—	—	113条④	—	—
セ. 周知商標の保護の強化					
一方国内で周知の商標について、他方国において不正目的で出願された場合、当該出願を拒絶又は取消すことを規定。					
シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム
—	121条②	132条②	114条②	—	—
ソ. 不正競争行為の禁止					
混同を生じさせるようなすべての行為、信用を害するような虚偽の主張 ¹¹³ 、商品の性質等について公衆を誤らせるような取引上の表示及び主張 ⁸ 、他人の商品形態を模倣した商品の提供行為 ¹¹⁴ 、ドメインネームの不正使用行為等 ¹¹⁵ を特に禁じることを規定。					
シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム
—	124条②	136条②	117条③④	128条②	92条③

¹¹³ マレーシア、タイ、インドネシア及びベトナムにおいて明示。フィリピンにおいて明示無し。

¹¹⁴ マレーシア及びフィリピンにおいて明示。インドネシアにおいては「禁止することができる」と規定。その他の国は明示無し。

¹¹⁵ マレーシア及びベトナムにおいて明示。インドネシアにおいては「禁止することができる」と規定。その他の国は明示無し。

タ. 不正競争行為への適切な救済制度

不正競争行為を防止し、又は処罰するために適切な救済について定めることを規定。マレーシア、インドネシア及びベトナムにおいては、不正競争行為により営業上の利益が影響を受けると考える者が訴えを提起し、当該行為の停止若しくは予防、物品の廃棄、設備の除去又は損害賠償を請求できることを確保する旨についても規定。

シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム
—	124条④	136条③	117条⑤	—	92条⑤

チ. 非開示情報の保護の確保

貿易関連知的所有権協定に従い、自国の法令において、開示されていない情報（営業秘密）が十分かつ効果的に保護されることを確保する旨を規定。

シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム
—	124条③	137条	118条	128条③	92条④

③エンフォースメント強化

ア. 権限のある当局による侵害品の解放停止

商標権並びに著作権及び関連する権利の侵害品についての税関当局による解放の停止の申立手続を定めることを規定。

マレーシア：上記申立手続を定めることを規定するとともに、特許権、実用新案権、意匠権及び植物の新品種に関連する権利の侵害品についての当局による解放の停止の申立手続の制定を許容することも規定。

タイ：上記申立手続を定めることを規定するとともに、商標権、著作権及び著作隣接権の侵害物品につき、税関当局が職権により水際措置を開始できることを確保することも規定。

インドネシア：税関における侵害品の差止め対象を TRIPS レベルの商標、著作権等の輸入品から、輸出品にも拡大。

フィリピン：税関における侵害品の差止め対象を TRIPS レベルの商標、著作権等から、特許権、実用新案権、意匠権にも拡大。

ベトナム：商標権並びに著作権及び関連する権利の侵害品についての記載はないが、「貿易関連知的所有権協定に従い、国境措置の十分かつ効果的な執行を確保する。」ことが規定されている。

シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム
—	125 条①	138 条①④	119 条①	129 条①	93 条

イ. 権利侵害物品情報の通知

マレーシア、タイ：権利侵害物品の解放を停止することを決定した場合、当該物品の荷送人・輸入者の名称・住所を権利者に通報する旨を規定。

インドネシア：輸入者若しくは輸出者、及び権利者は、権利侵害物品の輸入又は輸出に関する停止について、速やかに通知を受けることを規定。

シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム
—	125 条②	138 条③	119 条②	—	—

ウ. 侵害品の積み戻し禁止

商標権並びに著作権及び関連する権利の侵害物品の積み戻しを禁止する旨を規定。

シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム
—	125 条③	138 条⑤	119 条③	—	—

エ. 民事上の救済に係る権利行使

知的財産権の侵害によって権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を請求する権利を有する旨を規定。

ベトナム：上記規定とともに、知的財産権の侵害訴訟において、実際の経済的損害の証明が事案の性質上著しく困難なときは、可能な範囲で司法当局が損害額の認定権限を有する旨についても規定。

シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム
—	126 条	139 条	120 条①②	129 条②	94 条①～③

オ. 刑事上の制裁に係る権利行使

商標権並びに著作権及び関連する権利の侵害についての刑事上の手続と罰則を定めることを規定。

マレーシア：他の知的財産権についても刑事上の手続と罰則を定めるよう努めることを規定。

タイ：対象となる権利を知的財産全体（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及び関連する権利、半導体回路配置権、並びに植物の新品種に関連する権利）まで拡大。また、特許権・実用新案権・意匠権・商標権及び植物の新品種に関連する権利の侵害を非親告罪とすることを規定。

インドネシア：対象となる権利を知的財産全体（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及び関連する権利、半導体回路配置権、及び植物の新品種に関連する権利）に拡大。

フィリピン：対象となる権利を知的財産全体（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、半導体回路配置権、及び植物の新品種に関連する権利）に拡大。

ベトナム：商標権並びに著作権及び関連する権利の侵害についての記載はないが、「刑事上の手続と罰則を貿易関連知的所有権協定に従って適用することを確保する。」ことが規定されている。

シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム
—	127 条	140 条①～④	121 条	129 条③	95 条

2-2. 質問票調査及びヒアリング調査の結果

(1) 各国の EPA 知財章及び知的財産制度に関連する課題及び要望

(a) ASEAN 主要国に共通した課題及び要望

① 手続の簡素化・透明性について

● 知的財産権データベース利用の容易化、知的財産保護関連情報の入手容易化

EPA 知財章において、シンガポールでは知的財産権データベース利用の容易化が規定され、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン及びベトナムでは、知的財産保護関連情報の入手容易化が規定されている（2-1（2）～（7）参照）。

情報の入手容易性については、各国の特許、商標のデータベースに関し、複数の業界の企業から問題が指摘される結果となった。具体的には、以下に示す問題点の指摘、改善要望があった。

- ✓ 未収録のデータが多く、情報の入手が困難である。
- ✓ 情報が現地語で提供される国については、日本語又は英語で提供してほしい。
- ✓ 検索が現地語しか対応していない国については、日本語又は英語で検索できるようにしてほしい。
- ✓ 英語で検索できるデータベースであっても、現地語で検索した場合と検索結果が異なる等、精度が不十分である。
- ✓ 入手できる情報の種類（ステータス、包袋情報等）を増やしてほしい。
- ✓ 更新頻度を増やしてほしい。
- ✓ 各国のデータベースについて、調べなければならないことは調べられるようになってほしい。せめて、言語が分かる人がいれば日本でも調べられるぐらいの内容であってほしい。現地に依頼して費用をかけて調査を行わざるを得ないという状況は好ましくない。
- ✓ IP5 Offices (US/EP/JP/CN/KR) 等の Dossier サイトへの情報連携が可能となるデータベースの整備を希望する。
- ✓ ASEAN PATENTSCOPE については、タイムラグが小さくなることを期待する。
- ✓ 商標の調査においてまずどのデータベースをみればよいのかで悩む。データの収録の精度や更新頻度が適正なのか分からない。
- ✓ ASEAN TMview は動作が不安定である。WIPO は動作が安定しているが精度、更新頻度が疑問である。動作が安定した統一されたデータベースがほしい。
- ✓ ASEAN TMview は検索できる内容が一般的な書誌事項のみであり、中間の経過情報等も入手できるよう改善を望む。

- ✓ シンガポール以外の国について、産業財産権の出願、登録及びこれらに関し知財庁が所有する情報のデータベースの精度をあげてほしい。
- ✓ 民事訴訟の判断のために、判例データベースが整備されてほしい。

- 公証義務の原則禁止

知的財産権の出願その他の行政手続について、当局に提出される書類上の署名その他の提出者を特定する方法についての公証義務を原則として禁止する旨がインドネシア、フィリピン及びベトナムの EPA 知財章に規定されている（2-1（5）～（7）参照）。

インドネシア、フィリピン及びベトナムにおいては、複数の業界の企業から、出願時書類の譲渡証、名義変更時の譲渡証、委任状、商標の使用宣誓書等の書類に公証を求められるという意見が聞かれ、EPA 知財章に規定がない国においても明文化し、公証義務を廃止することが望まれている。

- 優先権証明書の翻訳文に対する認証要求の禁止

優先権証明書の翻訳文に対する認証要求の禁止については、インドネシア、フィリピン及びベトナムにおいて EPA 知財章の規定が存在する（2-1（5）～（7）参照）。

EPA 知財章に規定がない国においても、明文化し、優先権証明書の翻訳文に対する認証要求の廃止を望む声があがった。

- 包括委任状制度

包括委任状制度の導入については、インドネシア及びベトナムにおいて EPA 知財章に規定が存在する（2-1（5）及び（7）参照）。

ASEAN6 か国全ての国で包括委任状制度はあった方がよく、EPA 知財章に規定がない国においても明文化し、各国で包括委任状制度の制度化及び適正な運用を望む声は複数の業界の企業からあがった。各国で運用が異ならないよう統一されればよいという意見もあった。

実態として、包括委任状はよほど信頼ができる代理人でないと利用しないという方針であり、原則、個別に対応しているという企業があった。信頼できる事務所があれば利用できるに越したことはなく、各国で制度はあった方が便利だとは思うという意見であった。

- DAS への参加

複数の業界の企業から、優先権証明書の提出省略、作業負担軽減、手続の簡素化という観点から、各国において DAS（世界知的所有権機関のデジタルアクセスサービス）への参加

を希望するという声があった。

- 審査基準、審判便覧の公開

複数の業界の企業から、各国の審査基準が不明確であることや、情報が公開されていないことが指摘されており、審査基準の公開及び明確化が望まれる結果となった。また、審判便覧についても公開を望む声があった。

- その他

ASEAN 主要国に共通する手続の簡素化・透明化に関する課題及び要望について上記以外に寄せられた意見を以下に記す。

- ✓ 優先権証明書について、国ごとに運用が異なり大変な面があるので、統一されれば良いと感じる。
- ✓ ASEAN では法制度は整備されつつあると思うが、実際の運用のための実施細則がどうなっているか分からず、戸惑うことが多い。法律で定められていること以上に心配になり動けないことがあるので、法で定められている制度については条件等を明確化してほしい。
- ✓ 審査経過や包袋情報の閲覧の利便性改善について、専ら、特許庁を主導とする制度整備及び人材育成等の支援を継続して実施してほしい。

②知的財産の保護強化について

- 特許審査の迅速化

主にタイ及びインドネシアで審査の迅速化を望む声があった。実態として、審査が遅い国についてはライフサイクルが短く模倣品が出るタイミングも早い製品に関する出願の判断に思慮が必要であるという状況の企業や、最近の出願の審査は早くなった印象を受けるが、昔の出願の審査が止まったままというケースがあるという状況の企業があった。

一方、ASEAN では優先審査、早期審査により早期の権利化を目指すという状況にはない、早期審査や特許審査ハイウェイ試行プログラム（PPH）をぜひ使いたいという状況までには至っていない、費用対効果を考慮して検討するが早期の権利化が必須というわけではない、といった優先審査、早期審査を積極的に利用するまでには至っていない実態を挙げた企業もあった。

各国の審査への要望として、「各国で歩調を合わせ、レベルを伴った審査をすみやかに行ってほしい。各国で同様の権利が取得できるような形が望ましい。」という意見があった。

優先審査、早期審査への要望について、ASEAN 主要国内である程度統一化された手続きになると分かりやすいという意見や、修正実体審査制度を採用する国を増やしてほしいという意見があった。

ASEAN 特許審査協力 (ASEAN Patent Examination Co-operation : ASPEC) プログラム、PPH については、ASPEC を使っているためここ数年は PPH を使っていない、PPH を使うとそれなりに効果がある国はある、ASPEC は実効性があるのか関心がある、といった意見が得られた。

- コンピュータ・プログラム関連発明の保護

コンピュータ・プログラム関連発明については、インドネシア及びベトナムにおいて EPA 知財章の規定が存在する (2-1 (5) 及び (7) 参照)。

修正実体審査を利用する際に、その国でコンピュータ・プログラム関連発明が保護されないと、当該発明のクレームを削除したりする等の対応を要し、時間と手間がかかるとの意見があった。また、別の企業からは、審査基準が定まっていないという印象であり、どのようなクレームにすれば実際に認められるのか、国ごとにバラツキがあると考えられるという意見が得られた。各国で共通して特許の保護対象とすることが望まれている。

- 特許の訂正審判制度

特許権の付与後の訂正については、ベトナムにおいて EPA 知財章の規定が存在する (2-1 (7) 参照)。

修正実体審査又は PPH を利用して権利化を行った後に、公知文献が見つかったようなケースでは、訂正審判制度がないと瑕疵がある状態で権利が存在することとなり、問題であることが複数の業界の企業から指摘された。実際に権利行使をあきらめたという声もあった。権利化のスピードだけでなく、権利の安定性についても強化されるよう、各国で訂正審判の制度化が望まれている。

- 特許出願分割制度

特許出願分割制度については、インドネシアにおいて EPA 知財章の規定が存在する (2-1 (5) 参照)。

国によって制度の違いが大きく、マレーシア、タイ、フィリピン、ベトナムにおいて、特許の分割出願のタイミングが少ないことや、条件が厳しいことが複数の業界の企業から指摘されている。ASEAN では分割出願が難しい面があり、欧米のような分割出願の戦略が採りにくいという意見もあった。一般論として、分割出願できないと困る場面が出てくることが考えられることから、各業界の企業は各国で分割出願のタイミングが増えることや条件

が緩和されることに対して肯定的であった。具体的には、各国の違いにより混乱する状況であるので、域内で運用されるシンプルな制度、統一された審査手続き等があれば望ましいという意見があった。

- 部分意匠制度

部分意匠制度については、インドネシアにおいて EPA 知財章の規定が存在する（2-1（5）参照）。

複数の業界の企業から、要望の強弱に差がみられるものの（各国で制度化してほしい、各国で制度を設けるように働きかけてほしい、一般論として各国で制度があった方がよい、各国で制度があるに越したことはない、等）、制度化を望む声があった。理由として、GUI（グラフィカル・ユーザー・インターフェース）意匠をはじめとして、部分意匠制度があって成立する新しい保護対象があり、制度がないと適切な保護が図られないことを挙げた企業があった。

具体的な要望内容としては、「アジアで実際に権利行使をするとなると難しいことが考えられるが、権利範囲が分かりやすい権利ではあるので競合他社への牽制になると考える。そのためにはデータベースへのアクセス性が担保されることが条件となるため、データの整備とともに制度化してほしい。」「制度がない国が一つでもあると、結局その国については日本で部分意匠ではない意匠出願をして優先権を主張することになるので、各国で認めてほしい。」「制度が整備されしっかり運用されれば、部分意匠は使いやすいと考えるので、制度を各国で認めてほしい。ただ、意匠の類似性については国によって判断が異なるのでどうなるかが懸念される。」というものであった。

- 周知商標の保護の強化

外国周知商標の保護強化については、マレーシア、タイ及びインドネシアにおいて EPA 知財章の規定が存在する（2-1（3）～（5）参照）。

周知と認めてもらうためのハードルが高い、非類似と判断されてしまう、国内ほど周知性がなかなか認められていない現状である、周知かどうかの判断が難しいのではないかと、といった意見はあったが、複数の業界の企業から、各国で外国周知商標による拒絶・取消になる制度が明文化され、実効性を伴って運用されることを望む意見があった。

実態として、基本的には該当国における国内周知を証明することにより、不正目的の商標の拒絶・取消を行う方針であり、外国周知商標による拒絶・取消を認めるべきであるとまでは考えていないという企業もあった。

著名商標登録制度、防護標章制度についての意見もあり、具体的には、タイは 2015 年に制度廃止となっており、現状は著名商標の登録制度はないと認識しているが、ASEAN6 各国において著名商標登録制度が整備されれば、積極的に登録申請したいという企業や、利用

を検討したいという企業があった。著名商標については、日本で登録になっている商標は審査で見てくれるような制度が望ましいという意見があった。また、防護標章制度についても、整備されれば積極的に登録申請したいという企業があった。

● 非開示情報の十分かつ効果的な保護の確保

非開示情報の十分かつ効果的な保護の確保については、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン及びベトナムにおいて EPA 知財章の規定が存在する（2-1（3）～（7）参照）。

ASEAN 主要国での営業秘密の保護に関しては、企業から以下の実態、課題及び対策が示された。

<課題>

- ✓ 現地主導の保護は難しいと考えられ、実際に漏洩した場合の対処や不競法による検討が課題となる。
- ✓ 現地で発生する営業秘密がどれほどのレベルなのかという問題があり、現地化が進んだ時に、現地で生まれたものは日本では管理しきれないとなった場合、どのように対応していくか検討が必要である。
- ✓ 営業秘密の保護について、今後、現地でのものづくりにより営業秘密が生まれた場合に現地主導で保護できるかという難しいと考えられ、実際に漏洩した場合の対処や不競法による検討は課題になってくると考えられる。
- ✓ 現地で発生する営業秘密がどれほどのレベルなのかという問題がある。現地化が進んだ時に、現地で生まれたものは日本では管理しきれないとなった場合、どのように対応していくか検討が必要となる。これからは現地での管理が必要となり、その手当てを日本側でしなければならないのかもしれないが、現時点で具体的に検討するまでには至っていない。
- ✓ 罰金が安い。刑事罰が甘いのではないか。

<対策>

- ✓ 社内機密は外に持ち出してはいけないことを就業規則で書き、雇用契約でも規定し、書類にも社内機密であることを明示する等している。一般的に日本よりも厳重に管理している。日本よりも機密を保持する意識が緩いので厳しく対応する姿勢を示したいからである。
- ✓ これまでの取り組みとして、特許出願しないで営業秘密として守るという方針である。方法としては、公証制度を利用して先使用権の確保等を行っている。公証制度の活用については、現地の代理人と連携し、手探りではあるが証拠の確保に取り組んでいる。
- ✓ 現地の人への営業秘密に対する教育をしていくことが重要である。

- ✓ 営業秘密漏洩について、立証が難しく、どこまでが社員であった時の技術かが分からない。また、立証に時間と費用がかかる。やめる前に出願するという対策しかない。
- ✓ 現地工場には営業秘密になりえるものがあるが、社内機密は外に持ち出してはいけないことを就業規則で書き、雇用契約でも規定し、書類にも社内機密であることを明示する等の対応をしている。一般的に日本よりも厳重に管理している。日本よりも機密を保持する意識が緩いので厳しく対応する姿勢を示したいからである。今のところ、問題になった事例は把握していない。
- ✓ 販売会社の営業秘密は売上や価格、計画等で、漏洩は問題ではあるが、R&D等の情報に比べ影響は低いため、基本的な営業秘密の管理をしている。
- ✓ これまでの取り組みとして、特許出願しないで営業秘密として守るという方針である。方法としては、公証制度を利用して先使用権の確保などを行っている。公証制度の活用については、現地の代理人と連携し、手探りではあるが証拠の確保に取り組んでいる。日本発の技術の移管は日本主導でそのように行っている。
- ✓ 特許権等でエンフォースメントするのではなく、不競法で手当てをしていく方が効果的であると考えている。罰則が緩いと感じるまでの経験はないが、他の企業において罰則強化を要望しているという話は聞いている。ただ、罰則を強化することでそれに対する要件をいろいろと課されるようなことになると、やりづらくなると考える。
- ✓ 現地のモチベーションを上げるために現地化を進めており、日本で技術を囲い込むことはしていない。それで技術が流出してしまうのはその企業に魅力がないということである。

要望として、複数の業界の企業から、営業秘密の保護強化のために、各国の刑事罰等の罰則の強化を望む意見があった。

● 新規性阻却事由の拡大

発明の新規性阻却事由の拡大については、タイにおいて EPA 知財章の規定が存在し、意匠の新規性阻却事由の拡大については、マレーシア及びタイにおいて EPA 知財章の規定が存在する（2-1（3）及び（4）参照）。

公知公用、頒布された刊行物に関し世界主義が採用されていない国については、権利濫用の懸念から、制度改正を望む声があがっている。

● 意匠の権利存続期間

意匠権の最長存続期間は、シンガポールにおいて出願日から 15 年、マレーシアにおいて出願日又は優先日から 25 年、タイにおいては出願日から 10 年、インドネシアにおいては出願日から 10 年、フィリピンにおいては出願日から 15 年、ベトナムにおいては出願日から

ら 15 年となっている¹¹⁶。

各国の EPA 知財章において規定はないが、複数の業界の企業から、意匠権の存続期間が短い国については、長くする（例えば、日本と同等）ことを望む意見があった。具体的には、タイ、インドネシア、ベトナムの名前が要望として挙げられた。

● 強制実施権の発動

製薬業界から、マレーシア、タイ、インドネシアについて強制実施権の発動を問題視する声があがっている（詳細は以下の（c）マレーシア、（d）タイ、（e）インドネシアの項を参照。）。

また、少し前までは強制実施権において輸出のための製造が認められていなかったのが、認められるようになり、日本に還流し入ってくる可能性も考えられるような状況が問題として指摘されている。

● その他

ASEAN 主要国に共通する知的財産の保護強化に関する課題及び要望について上記以外に寄せられた意見を以下に記す。

- ✓ 知的財産の保護について、啓発活動を強化してほしい。
- ✓ 知的財産の保護強化について、迅速な審査や権利の安定化のための審査品質の向上に係る実務対応について、専ら、特許庁を主導とする制度整備及び人材育成等の支援を継続して実施してほしい。
- ✓ 存続期間の延長制度が重要と考える。ASEAN では第二医薬用途発明の保護や存続期間の延長についての規定がない国が多いため、EPA 等により法制化してほしい。ASEAN はデータ保護の規定もない国が多い。RCEP に期待する。
- ✓ 意匠権に関して、新規性喪失の例外規定が無い国、秘密意匠制度の無い国については、制度を設けるよう働きかけてほしい。
- ✓ 意匠について、各国で権利解釈が異なる。
- ✓ ASEAN 主要国では事例は少ないが、外国で著名な商標を冒認出願できないように働きかけてほしい。
- ✓ 防衛的な出願をしていたとしても、不使用取消により権利が守られないという問題がある。特に、マレーシア、フィリピンにおいては、基準が厳しい。日本ではビジネスを行っているが当該国では行っていないケースもある。

¹¹⁶ 日本とタイにおける意匠権の権利期間および維持に関する比較（独立行政法人工業所有権情報・研修館、2015 年 3 月 31 日）

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/laws/8456/> [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

- ✓ 著名商標について、不使用による取消がされないような制度の整備を望む。
- ✓ 商標について、国によって登録までのスピードが異なる。
- ✓ 国によっては商号、会社名の商標が認められないため、マークと一体にして登録申請しているという実態がある。

③エンフォースメント強化について

● 税関による差止めについて

税関による差止めの申立手続を定めることがマレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン及びベトナムの EPA 知財章に規定されている（2-1（3）～（7）参照）。

企業からは、模倣品が善意のユーザーに届かないことが重要であるといった理由から、現行よりもより簡素に模倣品の流通が止まるような制度・システムの構築、税関の職権拡大を望む声が複数あがった。具体的には、真贋判定さえすれば職権で処分までするようなシステムの形成を望むという意見や、慣れない国の刑事訴訟はなるべく避けたいため日本と同じく税関において職権で完結してくれることが望ましいという意見があった。

税関登録制度の実効性を疑問視する声もあり、積極的に利用していないという企業もあった。

ASEAN 主要国における税関による差止めについて、企業から実態として以下に示す事例が挙げられた。

- ✓ 東南アジアでは、1回で抑える摘発量は少ない。手口が巧妙化しており、従来のようなデッドコピーというよりはデザインを模倣してブランドを少し変更したり、デザインを組み合わせたりしたものが多くなっている。出所は今のところ中国であると認識している。
- ✓ 商標について税関登録制度がある税関については、積極的に利用している。
- ✓ 真正品が止まったケースもある。税関によっては写真を撮って確認依頼があるので、それに対応している。
- ✓ 税関で疑義がある場合は写真を送ってもらうようお願いしている。実際送ってくれるかは、ケースバイケースである。
- ✓ 法制度として職権の行政手続が定められている国が少なく、民事上又は刑事上の救済しかないという国が多い。
- ✓ 商標は偽物の判断がつきやすい。意匠は類否の判断が難しい面がある。
- ✓ 税関による差止めについては、かなり明確でないとし止めてくれないと予想され、正規品が押さえられてしまうリスクもあるので、慎重に行わなければならない。
- ✓ データベースを持っている国は多いが、どのような内容を登録すればよいのか明確でない。

税関による差止めへの提言、要望として、上記以外に以下に示す意見が得られた。

- ✓ 税関の登録制度がない国については、制度があれば税関の機能がより強化されるのではと期待する。
 - ✓ 類否判断について日本の審査基準のようなプロセスが分かるものがあれば促進されるのではないかと考える。
 - ✓ 模倣品は差止め後の廃棄を徹底してもらいたい。できればこちらが費用を負担しなくてよいようにしてほしい。
 - ✓ 通過貨物について、職権で差し止める運用がなされればよい。
 - ✓ 担保金を権利者が負担することをやめてほしい。
 - ✓ 行政手続きの制度が整備されればユーザーとしても使いやすいと考える。
 - ✓ 現在は問題となっていないが、将来的には、ネームタグの偽造品が取締られるようになればよいと考える。
- 税関による差止めの対象となる知的財産権の拡大

税関による差止めの対象となる知的財産権は、TRIPS 協定上は商標権及び著作権であり、フィリピンにおいては、EPA 知財章において特許権、実用新案権及び意匠権にも拡大することが規定されている（2-1（6）参照）。

デザインを模倣した模倣品が流通しており、意匠権を税関差止めの対象にすることを望む声が複数の業界の企業から聞かれた。具体的には、デザインを真似た意匠権侵害品が多くなってきているため、意匠について税関の差止めの対象になっていない国は対象にしてほしいという意見があった。特許権については、一般的なニーズはあると考える企業や、意匠権は権利範囲が狭く模倣品対策が難しいことも考えられるため、見た目等で簡単に侵害が判断できるような特許を取得し活用することも検討に値すると考える企業はあったが、レクチャーをしたとしても税関職員が判断することは難しく実効性に問題があると予想するという理由から、特許権を税関差止めの対象にすることへの要望は少ないものであった。具体的には、「外観について特許侵害が分かりやすいものがあるような場合に、税関登録制度で特許権まで対象が広がるに越したことはないが、対象が限られる。行政や民事で特許権を行使しようとする、きっちり分かりやすく説明しなければならないため時間がかかる。税関で特許権の対応ができるかは疑問であり、意匠の方が優先度が高い。」という意見が得られた。

- 民事上の救済及び刑事上の制裁にかかる権利行使

マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン及びベトナムの EPA 知財章において、知

的財産権の侵害についての民事上の救済及び刑事上の手続と罰則を定めることが規定されている（2-1（3）～（7）参照）。

現状は刑事罰が甘いため、刑事上の罰則がきちんと定められ、罰金、禁固等の刑事罰が強化されれば、再犯防止、模倣の抑止につながると考えるという意見が複数の業界の企業からあがった。実態として、賠償金を取ることはできないと考えられる際に、費用がそれほどかからず、罰金といった相手へのダメージという面から、刑事摘発を行うことも多く、インドネシアやタイで利用しているという企業もあり、刑が軽ければ実効性がないため厳罰化を望むという意見であった。一方で、模倣品の抑止に対する刑事罰強化の実効性については疑問であるという意見もあった。

数個の模倣品のために都度、民事訴訟や刑事訴訟を行うのはハードルが高い、あるいは、刑事訴訟の実効性に疑問があり、対応についても負荷が大きいため躊躇してしまう、といった意見もあった。

訴訟の経験を有する一企業から、訴訟に関し、悪意性のある不正に登録された商標に対しては、取消訴訟を実施し、模倣品や類似品を販売している実態があれば、なお積極的に実施するという方針であり、問題点として、訴訟については証拠収集に労力がかかること、古い権利であると当時の周知性を立証しなければならず苦勞すること、費用対効果が悩ましいことが挙げられた。

訴訟にいかないまでも和解金の算定が難しいという企業もあった。上限を高くし、損害賠償の算定基準が明確になればいろいろと予見しやすいという意見であった。

● 模倣品対策

ASEAN 主要国における模倣品については、複数の業界の企業から実態として以下に示す事例が挙げられた。

- ✓ 模倣品対策を実施しているが模倣品の数は変わらず多く市場で次から次に出てくる状況はあまり変わっていない。
- ✓ 模倣品に関しては量が増えてきている。昔は中国が多かったように思うが、最近が目立たなくなっており、ASEAN 等で増えてきているように感じている。模倣品の製造は中国で行われている例が多いのではと考えている。
- ✓ ASEAN に流通している模倣品については、どの国で偽物に商標が付されて販売されているのかが分からないことが多い。
- ✓ 個人的な荷物、例えばオートバイや自転車の荷台に括り付けた荷物の場合、一定量のものが税関を通っても全くチェックされていない。個人の荷物のチェックがないことを知って、小口で運び入れることが横行している。手入れをしてほしい。全部のチェックは無理であることは理解しているが、抜き打ちで行うことで、個人の持ち込みの抑制になるのではないか。

- ✓ 小包による個人ベースのものが増えてきている。
- ✓ デザインが全く同じで商標は使わず、意匠が模倣される。侵害者の手口が巧妙化しており、意匠だけでなく特許侵害についても対応している。
- ✓ 訴訟まではいかず、警告状の送付や当局への通常の申立による摘発を行っている状況である。
- ✓ 模倣品を発見した際は、警告状を送る。他にも、販売者の実地調査、刑事／行政摘発、悪質な販売者の場合は民事訴訟の提起等、状況に応じて様々な対応をしている。
- ✓ 類似品については、金銭の要求はせず、やめるよう警告する。
- ✓ 国によって、行政庁が取締りをしてくれる場合、警察が取り締まる場合、民事の方が良い場合、等が考えられるので、その国の弁護士と相談しながら対応を決めている。

要望として、周辺の制度も整備した上で、ボーダレスに使える、形態模倣について差止めができる日本の不競法のような制度があればよいという意見があった。一方で、日本のように不競法で形態模倣を取り締まれたとしても裁判になるため、証拠収集が大変であるという意見の企業もあった。

インターネット上の模倣品について、数多くみられるという実態が複数の業界の企業から挙げられ、対策を講じているという状況がヒアリングにより把握できた。

具体的には、デザイン模倣を特定するだけでも一苦勞である、対策を実施しているが模倣品の数は変わらず多く、インターネット上で次から次に出てくる状況はあまり変わっていない、要請により一応削除はできるが処罰が甘く再犯が多い、といった事例が挙げられた。

具体的な対策としては、主に、現地法人や現地代理店による監視、海外拠点との連携による監視、現地の弁護士との連携による監視、あるいは模倣品摘発業者等の外部業者、代理人や調査会社への依頼による監視を行い、模倣品が見つければサイトに削除要請を実施するという手順であった。総じて、大手のサイトは対応が早い、マイナーなサイトは手間がかかるという話であった。とりあえず削除はするがあとは当事者間で解決するように促される場合もあるという意見もあった。

要望として、刑事罰の強化や、インターネット用のルール作りを望む声があった。

模倣品対策として、上記以外に以下に示す事例、提言及び要望があった。

- ✓ IIPPF 等の団体と一緒に、サイトに削除要請への迅速な対応や模倣品対策の強化を働きかけている。
- ✓ 社内の模倣品対策担当が自ら、あるいは各国で雇っている代理人が、世界中の税関向けに真贋判定セミナーを積極的に行っている。成果はあると考える。税関職員に最新の模倣品情報を提供すると共に、税関との協力関係を強化するための貴重な場となっている。

る。まだ税関機能がまだ発展中の地域であっても、例えばセミナーを行った後にその税関で初の差止めがある等、効果がみられる。セミナーの継続が重要と考えている。

- ✓ 税関、経済警察、消費者等に模倣品が悪いものである点等を教育してほしい。
 - ✓ 税関と経済警察、市場管理局の連携については課題がある。市場管理局は職権による差し押さえができるが、税関にはそのような権限がないという国が多く、連携を強化してほしい。
 - ✓ 模倣品を壊す際、特許庁がイベント的に行うことがあり、メディアに取り上げられるが、立ち会った際に、テレビ等に映ることにより危険な目にあうことがないか懸念している。ケアしてほしい。
 - ✓ 経済産業省の模倣品対策室のメンバーを増やしてほしい。
- その他

ASEAN 主要国に共通するエンフォースメント強化に関する課題及び要望について上記以外に寄せられた意見を以下に記す。

- ✓ エンフォースメント強化について、紛争解決手続の制度整備の支援のみならず、その実用性について、新たに発生する課題に対する日本の産業界の要望を踏まえつつ、且つ相手国産業の個別事情も考慮することが必要になると考える。具体的なケースの積み重ねが必要であり、そのための相手国における日本企業への人的支援のみならず、相手国の税関差し止めにおける実効性や、訴訟における予見可能性向上のための法曹界の人材の育成支援を合わせて実施してほしい。
- ✓ 権利行使の実効性が不明である。(シンガポール、タイ、インドネシア、ベトナム)
- ✓ 自社が行っていないビジネスである非類似商品役務に関する商標に対するエンフォースメントにやりにくさを感じる。
- ✓ 各国で知財の活用という観点で手当てがされる状況にならないと、各国への出願やその国での活動につながらないと思う。
- ✓ 出願するモチベーションが薄れてしまうので、是非、ASEAN のエンフォースメントの制度の整備をしてほしい。
- ✓ ASPEC を実施した共通の権利範囲で ASEAN 共通の判定制度があるとよい。

(b) シンガポール

①手続の簡素化・透明性について

- 特許付与手続の円滑化

日本国における出願に対応するシンガポールにおける出願の特許付与手続を円滑にする

ための適切な措置をとる旨が EPA 知財章に規定され、日本国特許庁をシンガポール特許法上の「所定特許機関」に指定することが規定されている。その結果、シンガポール特許出願に対応する日本の特許出願の審査結果をシンガポール知的財産庁に提出することにより基本的に日本の審査結果が受け入れられ、シンガポールで同国特許を取得することができる。

修正実体審査については、利用しているという企業もあれば、外国ルートの廃止（2-1（2）参照）を見越して利用していないという企業もあった。利用しているという企業の中の一者においては、他国、例えば EPO で特許が成立しており、その成立クレームに合わせてクレームを補正することにより、シンガポールにおける権利化を行っているという実態であった。利用していないという企業においては、以前、延期されることになったものの、修正実体審査が廃止されるというアナウンスがあった際に修正実体審査を利用しない方向に変えており、実体審査の結果から ASPEC を活用しているという実態であった。IPOS の審査結果の信頼は高く、サーチ能力を評価しており、PCT の調査官庁として IPOS を選択することも検討しているという意見もあった。

企業から挙げられた他の問題点として、特許出願の審査ルートが上記の方法を含めいくつもあり複雑である点、他国審査を参考にするオプションを選択すると 36 か月以内に他国の審査結果を提出しなければならないが、36 か月のうちに他国の審査結果が出ていない場合が多く、他国の審査結果を提出できない場合は分割出願で係属させなければならない点が指摘された。

シンガポールにおける審査については、以下に示す実績や感想が得られた。

- ✓ ASPEC をトライアルで使うために、シンガポールで早期権利化し ASEAN に展開した経験があり、それなりにうまくいった。シンガポールでまず権利化するという面でハードルが高く、実績は少ない。
- ✓ IPOS の審査技術については、特許庁からの審査官の派遣もあり、向上している印象を持っている。
- ✓ IPOS の自らの審査については、影響が出てくると考えているが、審査が遅くならないことを望む。
- ✓ 審査期間が短く、早期審査のニーズはそれほどない。

● 知的財産権データベース利用の容易化

知的財産権データベースについては、更新頻度も多く使いやすいといった意見や、充実していると感じているという意見もあったが、問題として公報の PDF ファイルに案件を特定する番号が付いておらず、取り違いや確認作業に手間がかかる点を指摘する企業もあった。公報の PDF のヘッダに公開番号、登録番号を付けることが望まれている。

検索ツールである IP²SG については、要約・請求項・発明の詳細な説明が未表示である点、収録ルールや網羅性が分からないため調査結果に不安が残る点、特許検索項目が少ない

(クレーム検索ができない) ため、FTO 調査 (侵害把握) が困難である点が問題として指摘されている。

- 第一国出願義務の明確化

第一国出願義務が法令で規定されているが、その対象 (「シンガポールに居住」の定義、その判断時等) が不明確であり、その解釈や安全をみた対応に苦勞する点が複数の業界の企業から指摘されている。具体的には、悩ましい事案として、PCT 出願を行ったり、出願のタイミングをずらしたり、国内優先権主張出願を行ったりする中で、たまたま第一国出願の際に発明者がシンガポールに赴任していたことが判明したケース等が挙げられている。また、当該義務の違反が刑事罰 (罰金) の対象となっていることから、間違いのない対応に迫られているという事態になっている。

第一国出願義務の撤廃又は簡素化、制度改正 (単に居住の有無だけで判断するのではなく、シンガポール国外で発明した場合は制度の条件に該当しないようにする、等)、制度の明確化、及び刑事罰の対象からの除外を望む声があった。

- その他

上記以外に、シンガポールにおける手続の簡素化・透明性に関する課題及び要望について以下の意見が得られた。

- ✓ 包袋が入手しにくい。
- ✓ シンガポールで利用を検討したことはないが、特許出願しない場合における IP の立証手段 (公証、タイムスタンプサービス) がないため、将来に備えてルートを整備してほしい。

②知的財産の保護強化について

- 特許の審査

特許の審査については、審査にバラツキがある、早期審査に関する実質的な制度がないといった意見が得られた。

- 不正競争行為

不正競争行為の禁止や救済について規定がなく、十分な保護を受けることができないという意見が得られた。

- 知的財産の法的保護

法規定が少なく、知財権の法的保護が不十分な点が多い点が指摘されている。

③エンフォースメント強化について

- 当局による侵害品の解放停止

税関登録制度が存在しないため、複数の業界の企業において制度を導入の上、実効的に運用されることが望まれている。具体的には、権利者が税関登録を行い、当該登録に基づき税関が自主的に疑義品の差止めを実施するような制度を規定してほしいという意見があった。また、税関が模倣品の取り締りに消極的であることが指摘されており、シンガポールは ASEAN 内外への模倣品拡散の重要拠点であるため、改善されれば、ASEAN 内外への波及効果が期待できるという意見も得られた。

税関差止めの手続にあたり、当局から疑義物品のコンテナ番号の提供を要求されるが、権利者が疑義品のコンテナ番号を入手することは事実上不可能であり、事実上申立てできない状況であるという実態を挙げた企業があった。通常、疑義物品のコンテナ番号が入手可能な状況下では権利者が輸出者を特定していると思われ、コンテナ番号提供の必要性は低い状況と考えられることから、改善が望まれている。

税関で差し止められた後、訴訟を起こさなければならないというのはかなりハードルが高いという意見もあった。具体的には、差し止められた物が少量であった場合、高額な弁護士費用等を考えると訴訟を起こすのはハードルが高いということであった。税関の権限の拡大が望まれている。

FTZ の問題点を挙げる企業もあった。具体的には、「FTZ 内で模倣品流通の疑いがあっても権利者が調査困難であるため、状況を把握できておらず、FTZ が模倣品流通の温床となる可能性を危惧している。現状、FTZ 内の摘発実施にあたっては、警察及び税関の両機関の協力が必要であるが、実際のところ、各機関とも権限がないとして積極的な対応が期待できない状況にある。」という意見が得られた。模倣品について、シンガポールの FTZ や中国でラベル貼りや包装されるケースが問題であることについても指摘があった。

税関に対する要望として、以下に示す事項が挙げられた。

- ✓ FTZ 内においてシンガポール税関には対応してほしい。
- ✓ 税関等単独の機関に FTZ 内での摘発権限を与える旨等が EPA で規定されれば、権利者から当局への働きかけが容易になると考える。
- ✓ 税関における水際取締をより積極的に行うことを希望する。

模倣品が見つかることはあまりなく、商標に関しては問題が起こりにくい国であるという認識の企業もあった。

(c) マレーシア

① 手続の簡素化・透明化について

- 国際分類の付与

国際分類の付与については、マレーシアにおいて EPA 知財章の規定が存在する（2-1（3）参照）。

複数の業界の企業から、国際分類の付与が不十分であるという意見が得られ、具体的には、直近 5 年の IPC 付与が無いものが多数みられる、特許庁データベースを使って調査を実施すると IPC 分類が付与されていない案件や大雑把に付与されている案件があるという意見があった。

- 知的財産保護関連情報の入手容易化

データベースについては、英語で検索できない、未収録データが多い、PCT 出願から移行した出願がヒットしないケースがあった、クレームが閲覧できない、2018 年、2017 年の特許出願のレコードが欠落している、商標について庁データベース及びシステムの更新中はデータが使用できないことがあり、その場合には調査等が行えず復旧見込みも明確に示されない等、整備が不十分である点が複数の業界の企業から問題として指摘された。また、ASEAN PATENTSCOPE を用いたマレーシアの特許検索において、収録ルールや網羅性が分からないこと、データの信頼性に不安があることから、調査結果に不安が残る点や、特許検索項目が少ない（クレーム検索ができない）ため、FTO 調査（侵害把握）が困難である点を指摘する意見も得られた。

- 包括委任状制度

マレーシアにおいては、包括委任状制度の導入は EPA 知財章に定められていない。

複数の業界の企業から、包括委任状が認められておらず個別に必要とされている状態であり、負担が大きいため、法整備及び適切な運用を望むという意見が得られた。

- マドリッドプロトコルへの加盟

商標について、マドリッドプロトコルに加盟してほしいという要望が複数の業界の企業から聞かれた。

- 商標の不使用取消審判の手續

商標の不使用取消審判において、不使用の立証責任が申立人側にあるため、活用が制限されることが複数の業界の企業から問題視されており、また、高等裁判所への提訴が必要であるため、費用が高額となることが指摘されている。

要望として、国際的な標準レベルに合わせることを望む声や、不使用であってもなかなか認められない状況であり、使用の立証は被請求人のみが行う制度に改正してほしいという声があがっている。また、裁判所ではなく、商標を扱う庁で対応できるようにする等、費用面について高額にならないような制度とすることも望まれている。

- その他

上記以外に、マレーシアにおける手續の簡素化・透明化に関する課題及び要望について寄せられた意見を以下に記す。

- ✓ 特許出願に関する微生物を国際寄託機関に寄託しているにもかかわらず、寄託に関する宣誓書を提出しなければならない。宣誓書提出には代表者のパスポート番号が必要とされる状況である。ブタペスト条約に加盟するように働きかけてほしい。
- ✓ 1970年代に商標出願したサバ、サラワクの商標権は、実際の効力が不明であるが、州ごとに権利がそれぞれ残っている（マレーシア、サバ、サラワク/いずれも同一商標、同一商品役務）ので、現地代理人の意見により、現在でも商標の更新手續をそれぞれ行っている。サバ、サラワクの商標権は、マレーシアの商標権に統一してほしい。権利集約したい。

②知的財産の保護強化について

- コンピュータ・プログラム関連発明の保護

マレーシアにおいては、コンピュータ・プログラム関連発明の保護について EPA 知財章に定められていない。

ある企業から、修正実体審査を利用しているが、日本でコンピュータ・プログラムの発明があるとそれを除いて出願しなければならないとされており、修正実体審査が他国の特許と同じクレームを前提としていることと矛盾するという問題があるという意見が得られた。

- 特許出願分割制度

マレーシアにおいては、特許出願分割制度について EPA 知財章に定められていない。

ある企業からは、分割出願について制限が多いことが指摘された。また、他の企業からは、拒絶査定、特許査定時に分割することができないことと、最初の報告書の郵送後 3 か月を経過した場合に分割することができないことが問題であるという意見があった。出願人が自発的に分割出願することができるタイミングを増やすこと、先進国と同様の分割機会を設けることが望まれている。

- 特許制度について

特許制度に対する問題及び要望について寄せられた意見を以下に記す。

- ✓ 通常実体審査を一旦請求すると修正実体審査の申請ができない法体系になっている。通常実体審査でも他国とクレームを合わせるよう指示されることもあり、結果が同じであるので修正実体審査への移行を認めてほしい。マレーシアは審査が遅いこともあり、修正実体審査であれば結論が早く出るので、修正実体審査に移行したいケースがある。通常実体審査から修正実体審査への移行を認めてほしい。
- ✓ 通常実体審査において、出願人が延長を希望しても審査官の裁量で延長できない場合がある。通常実体審査の応答期間の延長の制度は、どの国でも設けられているので、マレーシアでも応答期間の延長については審査官の裁量ではなく、法体系で確保してほしい。出願人によって決めさせてほしい。
- ✓ 早期権利化の必要性はそれほどなく問題にはなっていないが、平均審査期間は長い。

- 部分意匠制度

マレーシアにおいては、部分意匠制度について EPA 知財章に定められていない。

ある企業から、マレーシアにおいて部分意匠制度はないが運用上認められているという実態が挙げられた。運用上認められてはいるが、明文化し制度化することを望むという意見であった。

- 意匠制度について

意匠の公開遅延制度がないため、出願日を遅くしたり、製品発表前に公告されるリスクを認識した上で早めに出願したりしている状況であることから、制度導入が望まれている。

秘密意匠制度がないため、制度を入れてほしい、**Must Match** 意匠の条項を無くしてほしいという意見もあった。

- 商標出願の多区分制導入について

複数の業界の企業から、商標出願の多区分制導入を望む声があった。審査において全て無くなるのではなく一部残るような制度であれば、管理及び費用の上で多区分性が良いという意見であった。その上で分割出願制度もあればよいという要望も出た。

- 商標の審査について

実態として、識別力の判断が他国に比して厳しいことを指摘する企業や、審査期間が長いことを指摘する企業があった。一方、商標に関して審査が相当遅かったが、かなり改善してきたという印象を持っている企業もあった。

- 商標制度について

商標制度に対する問題及び要望が多く得られた。得られた意見を以下に示す。

- ✓ 2文字の商標登録を認めて欲しい。
- ✓ 商標の出願時の指定商品の数が多いとそれだけで拒絶確定となる例があり、国際的な標準レベルに合わせることを望む。
- ✓ 連合商標制度をなくしてほしい。
- ✓ 出願役務が出願区分に属しないとの拒絶理由がなされた際、適切な区分はどれであるのかを庁に問合せでもすぐ回答が得られず、時間がかかる。

- 強制実施権の発動

マレーシアにおいて、慢性 C 型肝炎治療薬について特許権者が自発的ライセンスの用意があることを公表したにもかかわらず、2017 年 9 月に強制実施権が発動されたことから、強制実施権ありきではなく交渉にはのってほしい、TRIPS 協定 31 条の条件を満たさない安易な強制実施権の発動は止めてほしい、正しい使い方をしてほしい、という声が製薬業界からあがっている。あわせて、国によって公共の利益の解釈が異なることが問題として挙げられた。要望として、EPA 等の交渉により流れをくい止めてほしい、強制実施権発動の基準や手順を明確化してほしい、という意見があった。

③エンフォースメント強化について

- 当局による侵害品の解放停止

税関による差止めの申立手続を定めることがマレーシアの EPA 知財章に規定されている

(2-1(3)参照)。

シンガポールと同様に、税関登録制度が存在しないため、複数の業界の企業において制度を導入の上、実効的に運用されることが望まれている。具体的には、権利者が税関登録を行い、当該登録に基づき税関が自主的に疑義品の差止めを実施するような制度を規定してほしいという意見があった。また、ある企業からは、「市場の取り締まりは可能であるが、税関で取り締まる制度を作してほしい。導入にあたってはまずは商標権について実績を作ってから、対象となる権利を拡大するのが現実的と思われる。」という意見があった。

実態として、税関が職権で差止め可能となっているが実績はないことを挙げ、おそらく、その後の処罰をMDTCAで行い、税関が処分を行わず自分の手柄にならないためモチベーションが上がらないのではと指摘した企業があり、税関に権限を与えてほしいという要望があった。また、別の企業からは、当局(MDTCA)の取締において処罰決定書が交付されず、処罰が軽く再犯防止に結びついていない実態が挙げられた。一方で、当局の対応は協力的であり、要請しても動いてくれないということはないという意見の企業もあった。MDTCA主導によるBasket of Brands¹¹⁷というプログラムに参加し、市場摘発を行ってもらっているという企業も存在した。

現状、水際措置は輸入品のみが対象であり、輸出品及びトランジット品は対象外であることを問題視する意見も得られた。

税関による差止めの実態として、事前に偽物が入っている貨物の日付、貨物船名等の詳細情報を教えてくれれば差し止めると言われるが実際には難しいという意見や、MDTCAを使って意匠権を行使しようとしたところ、意匠権は難しいと言われMDTCAが動いてくれず、意匠権の行政摘発の実効性がないという意見もあった。

最近では商標を外して外観だけが似ている模倣品が流通しており、税関で差し止められないという実態や、特許権侵害についても積極的に対応しているという実態から、税関による差止めの対象に特許権と意匠権が含まれていないことを問題視する企業もあった。

ある企業からは、「警告状を送ると模倣品をやめるが、少し変えたものを出してくる。訴訟で取り締まりたいが、費用対効果を考えると難しいので、行政摘発が望ましい。また、模倣品を摘発しても再犯が多いという話をよく聞く。」という意見が得られた。

複数の業界の企業から、意匠権の行政摘発がうまく運用される方法を望む声があがった。具体的には、「民事は負担が大きいので行政レベルで利用できるようにしてほしい」、「意匠権侵害が多くなっているが、意匠権は行政摘発の対象外である。対策しようとする裁判になり、証拠収集が大変である。マレーシアの弁護士費用は高額であり、模倣品業者相手に高額な費用をかけていられない。また、非類似と判断されて勝つかどうかも分からない。意匠も行政摘発の対象に変更してほしい。」という内容であった。

¹¹⁷ MDTCA が構築した登録商標権者に関するデータベースシステムに必要情報が登録してあるブランドについて、MDTCA が登録商標の権利侵害に対して主体的に職権措置を行うことができる制度。(商標権者の登録(ブランドバスケット=BOB)に関するガイドライン及び仕組み(日本貿易振興機構(ジェトロ)、2011年7月15日) https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/my/ip/pdf/bob_guideline_jp.pdf [最終アクセス日: 2019年2月25日])

税関による差止めに対する上記以外の要望として、水際取締についてより簡素に行政手続きで税関差止めができる制度の導入を希望するという意見があった。

④その他

上記以外に、マレーシアにおける課題及び要望について寄せられた意見を以下に記す。

- ✓ JETRO 最新模倣マニュアルが、2012 年度版（2013 年 3 月）から更新されていない。

(d) タイ

①手続の簡素化・透明化について

- 知的財産保護関連情報の入手容易化

データベースについては、収録データの精度や言語の問題等、整備が不十分である点が複数の業界の企業から問題として指摘された。具体的には、未収録データが多い、有料である、商標データベース及び意匠データベースについては現地語でしか検索できない、特許データベースについてはデータが網羅的ではない、英語で検索すると現地語で検索した結果と異なる（ヒット数が減る）、英語表記へ切り替えてもタイ語での表記が多く内容が分からない場合がある、収録ルールが不明、特許が出ていてもヒットしないようなケースがある、英語検索でヒットしても書類が入っていない、タイ語で検索した場合に出願日がタイ太陽暦で表示されるため収集、特許性判断の際に計算が必要であることから西暦も併記してほしい、といった点が挙がっており、改善が望まれている。

また、包袋等の知財情報の入手についても、包袋が入手しにくい、書面が現地語のみで言語面での制約が大きい（英語での包袋等の書面の入手が困難）、タイ語が分からないと知財情報が収集しにくい、特許情報（公報、包袋）を収集しにくい、日付が仏歴表記で分かりにくいといった意見が寄せられた。

- 公証義務の原則禁止

公証義務の原則禁止については、タイにおける EPA 知財章に規定はされていない。

複数の業界の企業から、実態として、委任状、包括委任状に対して公証認証が必要となっている点や、出願時の認証制度が煩雑である点（発明者、出願人の公証役場による認証等）が指摘され、手続の簡素化の観点から、公証不要とすることが望まれている。

- 譲渡書の提出

複数の業界の企業から、譲渡書の提出の負担が大きいことが問題として指摘された。具体的な内容は以下の通りである。

- ✓ 譲渡書提出の負担が大きい。譲渡書のフォーマットが決まっており、対応国と共通にできない。譲渡書提出の免除、もしくは対応国と共通の譲渡書を提出できるようフォーマットフリーとしてほしい。
- ✓ 譲渡書において発明者のサインを集めることは、特に発明者が退職しているケースで困難かつ、多くの工数を要する一方、その必要性は極めて低い。譲渡書の提出を廃止してほしい。
- ✓ 国内出願を基礎として優先権主張して外国出願する場合、すでに国内出願時に譲渡書を提出しているのであれば、外国出願時に再度、譲渡書を提出しなくてもよいようにしてほしい。

● 商標の不使用取消審判の手續

複数の業界の企業から、商標の不使用取消審判において、不使用の立証責任が申立人側にあるため、立証責任を権利者側のみとすることが望まれている。現状は、不使用取消が認められるケースはほとんどないという現地情報があり、実質、制度が機能していない状況であるという意見が得られた。簡単に提出すればいいという代理人もいれば、そうでない代理人もいるため、明確化してほしいという意見もあった。

● その他

上記以外に、タイにおける手續の簡素化・透明化に関する課題及び要望について寄せられた意見を以下に記す。

- ✓ 優先権証明書提出の負担が大きい。優先権証明書提出の代わりに、願書への優先権の番号入力、もしくは DAS を導入する等、優先権主張手續を簡略化してほしい。
- ✓ 現地語明細書でないと出願できない。日本語又は英語明細書での出願ができるようにしてほしい。
- ✓ タイ人発明者がいる場合、タイ人発明者の ID 提出を求められる。PCT 国内移行時点で退職している場合等は、ID 入手に非常に苦勞する。タイ人発明者の ID 提出を不要としてほしい。
- ✓ 商標審査基準（英語）の情報が不十分である。
- ✓ タイで利用を検討したことはないが、特許出願しない場合における IP の立証手段（公証、タイムスタンプサービス）がないため、将来に備えてルートを整備してほしい。

②知的財産の保護強化について

● 審査の遅延について

タイにおける審査の遅延については、多くの業界の企業から問題点として指摘された。特許、意匠及び商標、特に特許と商標に関して、審査の迅速化を望む声が複数の業界の企業からあがっている。審査の着手が遅い、現地代理人の業務意識・レベルが低い、他国に比して重要案件の登録が遅れた事例がある、一度応答しても放置されることが多い印象である、他の国（米、日等）で審査が終わってからその審査を反映した拒絶理由がくるというケースが頻発している、かつて特許の審査が10年以上かかると言われていたところ、改善はされたがそれでもまだ長いように思われる、公開されないと実体審査が始まらず審査が遅い、意匠について審査は早くなっているという印象であるがそれでも他国に比して遅い、といった実態が示された。

具体的な要望として、権利者が自発的に対応外国出願の審査結果を提出することによって、審査を迅速化するような運用を図ってほしいという意見があった。

● 特許の早期審査、優先審査

特許の早期審査、優先審査については、タイにおける EPA 知財章に規定はされておらず、タイ独自の早期審査・優先審査の制度もない¹¹⁸。そのため、企業から早期審査に関する実質的な制度がないことを指摘する意見があった。また、早期審査や優先審査が制度化されても、審査の遅延が解消されるのか、実際の運用が伴うのかを危惧する企業もあった。

審査促進の方法としては ASPEC、PPH がある。

重要な案件については PPH を活用して早期権利化を目指すという対応をとっている企業が見受けられた。PPH については、思ったほど早くならず、PPH が認定されてから審査に入るまでの期間も長い状況であり、去年、一昨年に申請したのも登録になっていないため効果が実感できていないという実態を述べた企業もあった。PPH の制度が整備されることを望む声もあった。

ASPEC については、利用すれば比較的早く対応してくれており、審査官の数も増えてきていることも聞いているが、そもそもの審査期間が長すぎるためまだまだという印象を持っている企業があった。また、ASPEC を使っても審査が遅いという意見の企業もあった。

ASPEC や PPH に対して迅速な対応を図ることが望まれている。

● 特許の訂正審判制度

¹¹⁸ 平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業「五大特許庁及びその他主要知財庁における特許出願から特許査定までの期間の現状と実態に関する調査報告書」141 頁（一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 AIPPI・JAPAN、平成 29 年 3 月）

タイにおいては、特許権の付与後の訂正について EPA 知財章に定められていない。訂正審判制度がないため権利行使をあきらめたという実態をあげた企業があった。

- 特許出願分割制度

複数の業界の企業から、分割出願に制限が多いことが問題として指摘された。具体的には、特許の自発的な分割出願が難しい、オフィスアクションに応答するタイミングでしかできない、審査官が複数の異なる発明があると判断した場合しか分割出願をすることができず、出願人は自発的な分割出願を行うことができない、分割のタイミングの条件が厳しい、減縮しか認められない、分割要件が審査官による単一要件違反と認定した時のみであるため分割の機会が少ない、模倣品を排除するために審査中の自社出願を分割する際問題となったことがある、といった意見があった。出願人が自発的に分割出願できるようにすること、先進国と同様の分割機会を設けることが望まれている。

- 新規性阻却事由の拡大

発明の新規性阻却事由の拡大については、タイにおける EPA 知財章に規定されている(2-1(4)参照)。

ある企業から、新規性の要件として出願前に発明が国内の公知公用でないことだけが規定されているため、タイ以外の国では公知である発明が、タイでは特許権が付与されるという問題があるという意見があった。一般論として世界公知であるべきであり、法体系として世界公知を認めるべきであるという要望が出された。

- 出願公開制度、審査請求期限について

複数の業界の企業から、タイにおいて特許出願の公開時期が不明確であるという指摘がなされ、明確化が望まれている。また、公開までに時間がかかるという意見もあった。具体的には、出願から 18 か月後に公開になればよいという要望があった。とにかく実体審査が早く進むようにしてほしいので、公開されなくても審査が進むのであればそれでよいという意見もあった。

審査請求期限が出願公開日から 5 年以内となっており、管理が難しいため、審査請求期限を出願日基準とすることを望む意見も多かった。具体的には、国際的なハーモナイゼーションを考え、出願日から 3 年としてほしいという声があった。

- 意匠の権利存続期間

タイの意匠に関しては、出願日から 10 年と存続期間が短いため、登録後から権利満了ま

での期間が短いという問題を指摘する企業があった。

- 商標の識別性について

複数の業界の企業から、商標の審査において、識別力の判断が他国に比して厳しいという意見があり、具体的には、日本国内で周知の商標でもタイで識別力がないとして登録できないことがあるといった事例や、同じ商標出願が他国で登録になっても、タイでは拒絶され断念したり、違う商標にして出願し直したりするという事例が挙げられた。判断基準を緩和し、国際的な標準レベルに合わせることを望まれている。

- 商標制度について

商標制度に対する問題及び要望が多く得られた。得られた意見を以下に示す。

- ✓ 商標の指定商品/役務の類似という概念が無いため出願時の負担が大きい。商標の指定商品/役務の審査基準（分類ハンドブック）を公開してほしい。
- ✓ 商標の権利化において同意書の提出を認めてほしい。
- ✓ 商標の指定商品/役務の類似を認めてほしい。
- ✓ 2文字の商標登録を認めてほしい。
- ✓ 多区分での商標出願をした場合は、全区分の審査結果を待つ必要があり、一部の区分が拒絶された場合は、分割出願できない。単区分での商標出願となり、管理等に不利不便である。分割出願を認めてほしい。
- ✓ 指定商品についての審査結果が審査官によってバラツキがある。
- ✓ 後から出願した商標が前のものと同じだから出願を併合させられたという話を聞いたことがある。同一だったらよいが、類似のものまで言われると問題である。事業譲渡による移転等の場面を考えると、別々に商標の権利を認めてほしい。

- 微生物発明の保護

微生物発明の保護については、タイにおける EPA 知財章に規定されている（2-1（4）参照）。

微生物が関与する発明に関し、企業から以下の意見が聞かれた。

- ✓ タイ審査ガイドライン（JETRO が仮訳を公表している 2011 年改訂版）第 3 章第 9 条 (1)には「11.1 自然に存在する微生物及びその組成分、動物、植物、又は動植物からの抽出物」の項において、「発明の要旨において人間が関与していない発明又は発見（DISCOVERY）とみなされるもの」の例として『自然発生する微生物及びそれらの成

分』が挙げられているものの、一方で、『純化された自然にある製品について、USPTO、EPO、及びJPOは、それらの抽出物は、純粋な状態で自然に存在しないため、天然産物若しくは発見とみなさない。分離されたこの微生物の抽出物は、自然にある状態と同じではない。』と記載されている。タイ特許庁の最近のプラクティスでは、真菌の培養物から単離した新規化合物が抗バクテリア活性を有することを見出した場合に、天然で菌がその化合物を作らないことを証明できない限り、物質クレームは認められず、許可されるクレームは用途や製法に限られるようである。作らないということを証明するのは困難であるため、そのような要件をなくし、新規構造の化合物には物質クレームを認めてほしい。

- 非開示情報の十分かつ効果的な保護の確保

非開示情報の十分かつ効果的な保護の確保については、タイにおいて EPA 知財章の規定が存在する（2-1（4）参照）。

罰金が安くわずかな金額であることを指摘する声が一企業からあがった。

- 強制実施権の発動

タイにおいて、強制実施権の発動が問題となっており、2008年頃まで発動されていたことから、TRIPS 協定 31 条の条件を満たさない安易な強制実施権の発動は止めてほしい、正しい使い方をしてほしい、という声が製薬業界からあがっている。あわせて、国によって公共の利益の解釈が異なることが問題として挙げられた。要望として、EPA 等の交渉により流れをくい止めてほしい、強制実施権発動の基準や手順を明確化してほしい、という意見があった。

- その他

上記以外に、タイにおける知的財産の保護強化に関する課題及び要望について寄せられた意見を以下に記す。

- ✓ 特許について、審査にバラツキがある。
- ✓ 改正特許法では、新規性喪失の例外に関して、「発明者による重要事項又は詳細の開示」は認められているが、「出願人による」ものが認められているか不明である。また、「インターネット、製品発売等にて自ら製品発表した場合」が含まれているか不明である。
- ✓ 特許査定後の異議申立ができない。一般論として日本と同様の特許査定後の異議申立制度を作してほしい。
- ✓ 一般論として情報提供制度を作してほしい。

③エンフォースメント強化について

- 当局による侵害品の解放停止

税関による差止めの申立手続を定めることがタイの EPA 知財章に規定されている（2-1（4）参照）。

タイにおいて税関登録制度は存在するが、実績が少なく、税関での差止めがあまりされていない点や、税関登録はしているがおそらく小口化しており差し止められていない点、実態が伴っておらず米国スペシャル 301 条報告書で優先監視国に指定されている点が問題として複数の業界の企業から指摘され、税関における運用の活性化、差止めの強化を望む声があがっている。また、商標権に基づいた摘発を依頼して、該当商品を押収してくれたが、破棄の決定に時間がかかり、倉庫を借りて保管している状態が続いているという事例を挙げた企業もあり、摘発手続の迅速化が望まれている。

最近では商標を外して外観だけが似ている模倣品が流通しており、税関で差し止められないという実態や、特許権侵害についても積極的に対応しているという実態から、税関による差止めの対象に特許権と意匠権が含まれていないことを問題視する企業もあった。

意匠権の申立において、当局及び警察の協力により模倣品摘発を実施できた経験があるという企業もあった。

税関への働きかけにより、職権で積極的に止めてもらえるようになったという企業もあった。

また、税関による差止めの対象となる知的財産権について、「特許権は後でもよいが、まずは意匠権を対象としてほしい。税関で意匠権の判断をするのは難しいかもしれないが、制度に入れてほしい。」という意見があった。

- 民事上の救済及び刑事上の制裁にかかる権利行使

タイの EPA 知財章において、知的財産権の侵害についての民事上及び刑事上の手続と罰則を定めることが規定されている（2-1（4）参照）。

模倣品摘発の実態として、摘発したものの安い保釈金で保釈され、同じことを繰り返すという場合が多く、刑事罰が軽いため抑止力となっていないことを挙げる企業があった。

特許権により摘発を行っている企業もあり、その対象は基本デッドコピーであり、現物を入手して検証を行っているという実態であった。

- その他

上記以外に、タイにおけるエンフォースメント強化に関する課題及び要望について寄せ

られた意見を以下に記す。

- ✓ 訴訟までの準備に時間がかかりすぎる。日本やベトナムの知的財産研究所（VIPRI）のような判定制度があればよい。

④その他

上記以外に、タイにおける課題及び要望について寄せられた意見を以下に記す。

- ✓ 出願日から 5 年経過後に特許になった場合には、特許日から所定期間内に 5 年度目からの年金を一度に納付する必要がある。審査の遅延も考慮すると、初回に納付すべき年金が高額となる懸念がある。
- ✓ JETRO 版対策マニュアル最新情報が 2007 年度版（2008 年 3 月）と大変に古い。

（e）インドネシア

①手続の簡素化・透明化について

● 国際分類の付与

国際分類の付与については、インドネシアにおいて EPA 知財章の規定が存在する（2-1（5）参照）。

複数の業界の企業から、国際分類の付与が不十分であるという意見が得られ、具体的には、特許庁データベースを使って調査を実施すると IPC 分類が付与されていない案件や大雑把に付与されている案件があることや、国際分類は 2~3 個の代表的なものしか付与されておらず、例えば A61K8 のみ付与し、A61Q（用途）は付与していないケースがあることや、ストラスブール協定に従っていることになっているが、付与されている IPC は不適切なものがあつたり、書式がまちまちであつたりすることが多いことが指摘されている。ストラスブール協定への加盟が望まれている。

● 公証義務の原則禁止

公証義務の原則禁止については、インドネシアにおいて EPA 知財章の規定が存在する（2-1（5）参照）。

ある企業から、譲渡等で出願の名義を変更する場合、譲渡証に公証を、場合によっては領事認証を要求されることがあり、加えて、代理人によって要求される公証・領事認証が異なる状況であり、公証・領事認証の事務負担が大きいことが問題として指摘された。

- 優先権証明書¹の翻訳認証の禁止

優先権証明書¹の翻訳認証の禁止については、インドネシアにおいて EPA 知財章の規定が存在する（2-1（5）参照）。

ある企業からは、商標について、実務上、優先権証明書に認証付きの現地語訳を添付して庁に提出しており、認証付きの現地語訳準備費用が発生するという実態が挙げられた。

- 包括委任状制度の導入

包括委任状制度の導入については、インドネシアにおいて EPA 知財章の規定が存在する（2-1（5）参照）。

多くの企業から、実態として包括委任状が認められていないという意見があがった。把握できた実際の状況を以下に示す。

- ✓ 出願時及び年金納付開始時の 2 回、委任状を提出する規則となっており、個別委任状を提出している。代理人によれば、庁のガイドラインでは包括委任状制度が規定されていないため、包括委任状の提出は認められない、とのことであった。
- ✓ 商標の異議申立を行う際に代理人に問い合わせたが、都度委任状の提出を求められる。
- ✓ 都度委任状を求められている。代理人の問題か、運用の問題かは分からない。
- ✓ 包括委任状を出しておらず、現地代理人の指示により個々で対応を行っている。

個別委任状の準備、提出のための労力と費用が発生しており、包括委任状制度の制度化及び適正な運用が望まれている。

- 知的財産保護関連情報の入手容易化

データベースについては、収録データの精度や言語の問題等、整備が不十分である点が複数の業界の企業から問題として指摘された。具体的には、未収録データが多い、現地語仕様である、商標データベースの網羅性が整備途上である、特許データベースの収録ルールや網羅性が不明であり、データの信頼性に不安がある、検索項目が不足している、公報が全文見られない、意匠データベースは検索画面が現地語で表示されているため利用できない、といった点が挙がっており、改善が望まれている。

また、包袋等の知財情報の入手についても、包袋が入手しにくい、公開、登録公報が発行されない、公報の入手が困難である、書誌、要約ページのみでの公開である、特許登録時のクレームの確認方法がなくクリアランスを実施できない、公報が確認できず包袋取り寄せも事実上不可能である、書面が現地語のみで言語面での制約が大きい（英語での包袋等の書面の入手が困難）、インドネシア語がわからないと知財情報を収集しにくい、商標が登録にな

った後 1 年以上経過しても登録証発行の通知が来ないことがある、といった問題点を指摘する意見が寄せられた。

- 商標の不使用取消審判の手續

商標の不使用取消審判において、不使用の立証責任が申立人側にあることが複数の業界の企業から問題視されており、また、裁判所への提訴が必要であるため、費用が高額となることが指摘されている。使用の立証は被請求人のみが行う制度に改正してほしいという声があがっている。また、裁判所ではなく、商標を扱う庁で対応できるようにする等、費用面について高額にならないような制度とすることも望まれている。簡単に提出すればいいという代理人もいれば、そうでない代理人もいるため、明確化してほしいという意見もあった。

- 特許の未納年金に関する通知

多くの業界の企業から、未納年金がある特許権者が 6 か月以内に未納年金を支払わない場合に新しい特許出願を受理しないとする通知に対し、具体的な情報が無く運用が不透明であることが問題として挙げられた。具体的な疑問、要望を以下に示す。

- ✓ このような重要な通知は、対象案件を特定し、各権利者に通達してほしい。
- ✓ 未払い年金がある案件が残っていることに気づかないまま新規出願を行ってしまった場合の回復措置等、具体的な情報の提供をしてほしい。
- ✓ 過去の負債を免責してほしい。
- ✓ 取扱いが不透明な上に正確な情報が入手できず、判断が困難である。
- ✓ インドネシア特許を他社に譲渡した後、その譲渡先が名義の変更を行わず年金未納でインドネシア特許を放棄した場合、負債が譲渡元に残る形になるため、譲渡元に不測のトラブルが起こることが考えられる。
- ✓ 各国特許制度のハーモナイズを考えると、当該取扱いは見直しを検討すべきと考える。
- ✓ ユーザーに大きな混乱を招いており、新たな出願を受け付けないといった事態が生じないよう、インドネシア特許庁に働きかけてほしい。
- ✓ インドネシア特許庁のデータベースでは、年金の支払い実績について一般ユーザーがアクセスできず、直接調べることができないので、現地の代理人に依頼しなければならない状況である。公開しアクセスできるようにしてほしい。調べたにもかかわらず支払われていなかったことに気づかなかったというリスクがある。
- ✓ 合併等で会社が変わっても支払義務を承継するか不明である。
- ✓ インドネシア政府に追徴金の額を確認したところ、回答が遅れており、このままでは納付期限に間に合わないことが懸念されたので対応している。政府の対応の遅れにより

支払えなくなって新規出願が受け付けられないというのは不測の不利益となり、そのような事態になった場合は救済措置を求める。

- ✓ 他社に譲渡した特許について、契約では譲渡先が名義変更することになっていたが、実際はなされておらず、譲渡先の対応が間に合わなかった場合に自社の新規出願が受け付けられなくなるような事態になってしまう。
- ✓ 全ての対象案件に督促状が来ているわけではなく、漏れがあり、督促状が来ていない案件もある。督促状の内容からすると、おそらく支払わなくてはならない。案件を特定する作業も大変であり、困っている状況である。新規出願が受け付けられなくなる事態に備え、PCT 出願の重要案件については、支払期限前に前倒しで国内移行するといった対応を行っている。
- ✓ 特許法には、年金を支払わなかった個別の特許を取り消すと規定されているものの、新規特許出願を受理しないとの規定はない。
- ✓ 支払いは、追徴金と共に行うが、期限を過ぎて支払った場合に解除されるかどうかは不明である。
- ✓ 未納のリストが示されていないので、企業として対応が難しい。2年前にはリストが示されたが、業者に調べてもらったらリスト漏れがあった。
- ✓ どこまで対応すればよいものか悩む。

影響が大きいことから、手続及び運用の明確化、具体的な対応方法の明示、救済措置や免責の設定等、早急な働きかけが望まれている。

● 譲渡書について

複数の業界の企業から、譲渡書の負担が大きい点が問題として指摘された。具体的には、以下に示す状況が把握できた。

- ✓ 譲渡書提出の負担が大きい。譲渡書のフォーマットが決まっており、対応国と共通にできない。譲渡書提出の免除、もしくは対応国と共通の譲渡書を提出できるようフォーマットフリーとしてほしい。
- ✓ 譲渡書において発明者のサインを集めることは、特に発明者が退職しているケースで困難かつ、多くの工数を要する一方、その必要性は極めて低い。譲渡書の提出を廃止してほしい。
- ✓ 譲渡書、及び発明者の宣誓書に出願人として会社代表者の署名を求められる。最近運用が変わったようであり、出願の際に発明者からの譲渡書に加え、それとは別に発明が法人に帰属するものであることを証明する書面が要求されるようになったため、委任状が包括委任状になったとしても、それらの書面の事務負担は残ってしまう。記載内容はあまり変わらないが、要求されているので負担である。

- ✓ 国内出願を基礎として優先権主張して外国出願する場合、すでに国内出願時に譲渡書を提出しているのであれば、外国出願時に再度、譲渡書を提出しなくてもよいようにしてほしい。

- その他

上記以外に、インドネシアにおける手続の簡素化・透明化に関する課題及び要望について寄せられた意見を以下に記す。

- ✓ 優先権証明書提出の負担が大きい。優先権証明書提出の代わりに、願書への優先権の番号入力、もしくは DAS を導入する等、優先権主張手続を簡略化してほしい。
- ✓ 現地語明細書でないと出願できない。日本語又は英語明細書での出願ができるようにしてほしい。
- ✓ 意匠の登録証において、図面の比率がおかしい／ゆがんでいる、物品名の誤記、登録証に登録日が記載されない、等の不備が頻発している。代理人に訂正の有無を聞かれ訂正を求めると、さらに時間と費用がかかってしまう。実際権利行使することを考えると不備がなく整ったものがよい。

②知的財産の保護強化について

- 審査の遅延について

特許と商標に関して、審査の迅速化を望む声が複数の業界の企業からあがっている。

特許については、実体審査は公開後に行われる（特許法第 51 条）点や、他国のファミリー（米、日等）の審査が終わってからその審査経過を反映した拒絶理由がくるケースが頻発しているといった点が指摘されており、出願後に速やかに審査が行われることが望まれている。具体的な要望として、権利者が自発的に対応外国出願の審査結果を提出することによって、審査を迅速化するような運用を図ってほしいという意見があった。

また、JETRO の資料等によると、審査期間は長くないという報告がなされているが、出願人が内国人か外国人かで大きな差が出ており、外国出願人の案件は 8 年以上かかっているため、タイとあまり変わらない印象であるという実態を述べる企業もみられた。

商標については、ある企業からは以前より改善されているものの、依然として数年間かかる状況であるという意見があった。実態として、審査期間は他国は半年～1 年程度の印象であるが、2 年程度の印象であるという意見も得られた。

- 特許の早期審査、優先審査

特許の早期審査、優先審査については、インドネシアにおいて EPA 知財章の規定が存在する（2-1（5）参照）。

審査促進の方法としては、ASPEC、PPH がある。

PPH については、早期審査（PPH）を申請しているが、審査が遅いため効果が実感できていないという実態を述べる企業があった。PPH を申請しても何年も放置されたという他の企業の話聞いたことがあるという意見もあった。

ASPEC については、ある企業から、何件か使ってみたが他の国に比べるとあまり成果がなく、期間が短くならなかったという事例が挙げられた。また、他の業界の企業においても ASPEC を使っても審査が遅いという意見があった。

ASPEC や PPH に対して迅速な対応を図ることが望まれている。

- 特許出願分割制度

特許出願分割制度については、インドネシアにおいて EPA 知財章の規定が存在する（2-1（5）参照）。

ある企業からは、分割出願後の請求項が原出願の請求項に対して減縮しか認められないことが問題であるという意見が得られた。別の企業からは、一般論として分割出願の機会を確保してほしいところであり、日本同様の分割出願のタイミングを確保してほしいという要望や、特許付与の決定が与えられる前に行うことができる（特許法第 38 条）と規定されているが、特許付与決定後も一定期間は分割出願可能となるよう制度を改正してほしい、そのような EPA を結んでほしいという要望があった。

- 特許出願に対する情報提供機会の確保

特許出願に対する情報提供機会の確保については、インドネシアにおいて EPA 知財章の規定が存在する（2-1（5）参照）。

ある企業からは、公開時のクレームの確認方法がないために、情報提供制度を利用するに至らないという指摘がなされた。

- 用途発明について

改正特許法は、既知又は既存製品の新規な用途を発明に含まないとする（特許法第 4 条 (f) の 1）。TRIPS 協定 27 条の履行義務を負うところ、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のある全ての技術分野の発明について、特許を保護するとの同条の規定の趣旨に反するのではないかと指摘が製薬業界からなされている。第二医薬用途発明が認められないのは影響が大きいため、保護してほしいという声があがっている。

- 特許権者の国内実施義務

改正特許法において、特許権者はインドネシア国内において特許を受けた物を製造し、又は方法を使用する義務を負い、当該義務を履行しない場合、強制実施権付与の対象となるほか、特許取消しの対象にもなる旨が規定されている（2-1（5）参照）。

複数の業界の企業から、かかる点を問題視する意見が得られた。ある企業からは、自己実施となると製造拠点を設けなければならずハードルが高い、系列のジョイントベンチャーが実施していれば認められるのか、あるいは販売をしていれば実施が認められるのかが分からない、弁護士に聞いた話ではインドネシアで製造していないと無効化されるリスクがあるとのことであるが、実際のところ実施の範囲がよく分からず懸念がある、といった点が問題として指摘されている。自ら製造していないと実施とは認められず、特許が無効化されるということであれば、出願しても無駄になるおそれがあるため、明確化してほしいという要望があった。

ある企業からは、政府規定で適用猶予申請ができるとのことであるが、具体的な申請方法が不明であり、5年ごとに延長申請が必要のようであるとの情報が得られた。輸入か国内生産かで差別することなく、特許を保護することが望まれている。

法改正からあまり時間が経っていないため、法改正ではなく規則や審査基準の運用面での解決方法もあるのではという意見を述べる企業もあった。

- 強制実施権の発動

改正特許法には、人の病気治療のために国内で特許医薬品を製造する強制実施権の発動を許容する第93条が設けられている（2-1（5）参照）。

強制実施権の発動が問題となっており、最新では2012年に発動されたことから、TRIPS協定31条の条件を満たさない安易な強制実施権の発動をしないでほしい、正しい使い方をしてほしい、という声が製薬業界からあがっている。あわせて、国によって公共の利益の解釈が異なることが問題として挙げられた。要望として、EPA等の交渉により流れをくい止めてほしい、強制実施権発動の基準や手順を明確化してほしい、という意見があった。

- 医薬品の輸入行為について

改正特許法において、他国で合法的に販売されている医薬品を輸入する行為に特許権の効力は及ばないと規定されており（特許法第167条）、TRIPS協定27条及び28条の履行義務を負うところ、輸入か国内生産か、又は、技術分野で差別することなく、特許権者の承諾を得ていない第三者の販売等を目的とする輸入を防止する権利を与えるべきであることが製薬業界の複数の企業から望まれている。

- 部分意匠制度

部分意匠制度については、インドネシアにおいて EPA 知財章の規定が存在する（2-1（5）参照）。

インドネシアにおいては、意匠法に規定がないが、実務上部分意匠が認められている（2-1（5）参照）現状である。しかしながら、明文化し制度化することを望む企業があった。法律で決まっていないので、念のため部分意匠ではなく部品意匠で登録を行っているという実態の企業もあった。

- 意匠制度について

意匠については、意匠法上、同一でなければ登録されるが、運用上は類似の範囲まで保護されると認識しているが、意匠権が及ぶ類似範囲を立法化により明確にしてほしいという意見が得られた。

- 意匠の権利存続期間

インドネシアの意匠に関しては、出願日から 10 年と存続期間が短いという問題を指摘する企業があった。

- 周知商標の保護の強化

外国周知商標の保護強化については、インドネシアにおいて EPA 知財章の規定が存在する（2-1（5）参照）。

周知と認めてもらうためのハードルが高いという意見が一企業からあがった。

また、実態として、近年は冒認出願については登録になる前に拒絶しているようだという認識の企業があった。

- 商標制度について

商標制度に対する問題及び要望が多く得られた。得られた意見を以下に示す。

- ✓ 商標権利化の際において、審査官とのヒアリング制度の有無が不明である。事務所によってはヒアリング制度は無いという認識のところもあり、活用に不安がある。
- ✓ 商標の権利化において同意書の提出を認めてほしい。
- ✓ 審査において、国際分類を超えて、審査官の裁量で第三者商標を引用される例が散見される。国際分類への準拠を盛り込んでほしい。

- ✓ 優先権主張のベースと出願商品は同一でなければならないが、ベース表記が認められない場合には、補正できない。
- ✓ 周知商標として認められるためのハードルが高い。
- その他

上記以外に、インドネシアにおける知的財産の保護強化に関する課題及び要望について寄せられた意見を以下に記す。

- ✓ 特許について、審査にバラツキがある。
- ✓ 特許登録時に出願日からの年金を一度に支払う必要があるため、初回に納付すべき年金が高額となる懸念がある。

③エンフォースメント強化について

- 当局による侵害品の解放停止

当局による侵害品の解放停止については、インドネシアにおいて EPA 知財章の規定が存在する（2-1（5）参照）。

ある企業からは、税関による差止めの実態について、職権で止められることはない、警察に言えば摘発してくれるが小口化しているので費用対効果を考えて実施していない、権利者に模倣品の通知が来れば申立てをするが、模倣品を見つけても放置され連絡は来ないだろう、という意見が得られた。

2018 年から税関登録制度の運用体制が整ったが（2-1（5）参照）、多くの業界の企業から多くの問題点が挙げられた。具体的には、以下の点が挙げられ、条件が厳しく活用できないことが指摘された。

- ✓ 現地に事業体がないと実質的に活用できない。
- ✓ 同国人又は同国法人以外の登録が認められておらず外国法人の現地代理店や代理人を介した登録もできない。
- ✓ 現地法人がインドネシア語で直接やり取りしなければならない。
- ✓ 担保金を支払うのは代理人ではできず現地法人から直接払わなければならない。
- ✓ 差止めの担保金が高額（1 億ルピア）である。
- ✓ 差止めた際に原則訴訟しなければならない。
- ✓ 税関から裁判所へ案件を移管する際に別途倉庫代や担保金が必要となる。
- ✓ 裁判所への担保金も差止めの担保金と同程度かかる。
- ✓ 3 度税関への対応がうまくいかなかった場合は二度と税関登録ができない。

税関登録制度の利用促進のために、外国法人が登録できるようにすること、担保金の減額あるいは返却に関する手続きの明確化等、上記条件の緩和が望まれている。現地代理人を含め、迅速に対応できる体制を整えば税関登録制度を利用したいという声があった。

インドネシアでは実態としてかなり多くの模倣品を摘発しているという企業も存在し、高い担保金を払って差止めることができた物が大半のものでない事態や、差止めができずに模倣品が流通するという事態になることを懸念する声があった。登録の対象が商標権、著作権となっているが、意匠権も保護対象にしてほしいという要望もあった。

また、シンガポールと同じく、税関で差し止められた後、訴訟を起こさなければならないというのはかなりハードルが高いという意見もあった。具体的には、差し止められた物が少量であった場合、高額な弁護士費用等を考えると訴訟を起こすのはハードルが高いということであった。税関の権限の拡大が望まれている。

模倣品差止めに関する規定はあるものの、米国通商代表部スペシャル 301 条報告書で優先監視国に指定されているように、実態が伴っていないことを指摘する企業もあった。

税関による差止めに対する上記以外の要望として、水際取締についてより簡素に行政手続きで税関差止めができる制度の導入を希望するという意見があった。

● 模倣品対策

インドネシアにおける模倣品については、実態として以下に示す事例が挙げられた。

- ✓ 最近商標の模倣品対策を行ったが、警察がレイド等を実施し動いてくれたおかげで、模倣業者との交渉により今後実施しないことの確約を得ることができ、国が対応してくれていると感じている。規模が大きくなかったので、費用をかけて損害賠償請求訴訟を起こすことまでは行わず、模倣品を止めることが目的であった。警察が押さえてくれたことにより、刑事罰のバックグラウンドの下で交渉でき、模倣業者が謝罪に応じた。規模が大きければ損害賠償請求も検討したであろうが、自社が模倣品対策を行っているという姿勢を市場にアピールするという目的もあった。対策後にかなり模倣品が減った。過去に試みた時はうまくいかなかったが、最近では国として模倣品を根絶しようという動きになっているのではと感じている。

● その他

上記以外に、インドネシアにおけるエンフォースメント強化に関する課題及び要望について寄せられた意見を以下に記す。

- ✓ 当局への摘発依頼に「賄賂」が必要と聞くことがあり、依頼をためらう。噂の真偽を確認したい。
- ✓ 侵害訴訟での権利者の証人喚問を書面提出で免除する、あるいは代理人での証言での代替を認めてほしい。
- ✓ 訴訟までの準備に時間がかかりすぎる。日本やベトナムの知的財産研究所（VIPRI）のような判定制度があればよい。
- ✓ 罰金の程度が軽く裁判したいと思わない。
- ✓ 並行輸入が商標権侵害となるか否かについての明文化、もしくはガイドラインを作成してほしい。
- ✓ 商標権侵害が親告罪なので、非親告罪化してほしい。

(f) フィリピン

① 手続の簡素化・透明化について

● 公証義務の原則禁止

公証義務の原則禁止については、フィリピンにおいて EPA 知財章の規定が存在する（2-1（6）参照）。

複数の業界の多くの企業から、商標権更新の際（出願から3年以内、登録から5年目以降の更新の際）に提出する使用宣誓書において、公証が必要であるため、労力及び費用の面から負担が大きく問題であるという意見があった。また、特許事務所が安全サイドで自発的に要求してきているのか、本当にフィリピン知財局の要請なのかを明確に知りたいといった要望や、公証不要としてほしいといった要望があった。使用宣誓書に限らず、公証認証が必要な書類が多く手続が大変であるという意見を述べる企業もあった。

また、出願時書類である譲渡証に公証が求められることがあり、譲渡により名義変更する場合も譲渡証に公証が求められ、加えて、譲渡証の公証要否については代理人によって要求が異なる状況であるという企業もあった。

● 優先権証明書書の翻訳文証明手続の簡略化について

優先権証明書書の翻訳文に対する認証要求の禁止については、フィリピンにおいて EPA 知財章の規定が存在する（2-1（6）参照）。

ある企業からは、代理人が慣例で要求している可能性もあるが、パリルートの特許出願の優先権証明書書の翻訳について、認証を求められることがあるという意見があった。

● 知的財産保護関連情報の入手容易化

データベースについては、複数の業界の企業から整備が不十分であるという意見が得られ、具体的には、IPOP HL の収録ルールや網羅性が分からないこと、データの信頼性に不安があることから調査結果に不安が残ること、入手可能な特許情報が限られていること、2010年以前の特許出願の要約収録が不十分であること、調べる日によって結果が異なったりフリーズしたりすることが問題として指摘された。

● 商標の使用宣誓書及び使用証拠の提出について

複数の業界の企業から、商標登録に関する使用宣誓書、販売店情報及び使用証拠の提出負担が大きいという問題が指摘された。具体的には、販売店情報は企業秘密であるため、当局等からの情報漏洩のおそれもあり、情報提供に難色を示されることがあるという事例や、例えば35類の小売り等役務等の使用証拠は、店舗写真等を更新の度に関係者に依頼しなければならない、使用証拠の収集に手間と時間を要してしまうという事例があがった。その他に、使用証拠、使用宣誓書の提出頻度が多すぎるという指摘や、かなり厳密な証拠を求められるという指摘もあった。要望として、使用宣誓書、販売店情報、使用証拠の提出を廃止あるいは簡素化してほしい、せめて更新の時だけにしてほしいといった意見や、公証の手間とコストがかかるので使用宣誓書の公証を省略してほしいという意見、せめて米国と同程度に削減してほしいという意見があった。

実態として、使用の証明を提出する際に、官庁からリマインドが送られてきたことはなく、管理を依頼している会社からリマインドされており、社内のシステムでも期限管理しているという企業があった。証拠提出に関して挙げられた具体的な事例は以下に示す内容であった。

- ✓ 更新の際に比較的証拠は提出しやすく、これまでの経験からフィリピンは証拠については緩いという認識である。
- ✓ 少し昔の話であり現状は把握していないが、店舗名の記載については、製品販売窓口のページがあればよく、フィリピンの言語か英語で対応できた。
- ✓ 最近は米国も厳しくなりつつあるので、フィリピンも追従する可能性が懸念される。
- ✓ 証拠の収集手段や内容が代理人によっても異なるという話を他社から聞いたことがある。
- ✓ マドリッドプロトコルの期限の起点とずれるため、期限管理が煩雑となる。

● 商標の不使用取消審判の手続

商標の不使用取消審判において、不使用の立証を申立人側が先に行う責を負う制度となっているため、立証責任を被請求人側のみとすることが企業から望まれている。

- その他

上記以外に、フィリピンにおける手続の簡素化・透明化に関する課題及び要望について寄せられた意見を以下に記す。

- ✓ 国内出願を基礎として優先権主張して外国出願する場合、すでに国内出願時に譲渡書を提出しているのであれば、外国出願時に再度、譲渡書を提出しなくてもよいようにしてほしい。
- ✓ 優先権証明書提出の負担が大きい。優先権証明書提出の代わりに、願書への優先権の番号入力、もしくは DAS を導入する等、優先権主張手続を簡略化してほしい。
- ✓ 図面余白を大きくとる必要があるといったフィリピン特有の書式があり、実務上、他国とは別に図面を用意しなければならない。他国と図面の書式をあわせるようにしてほしい。

②知的財産の保護強化について

- 特許の早期審査、優先審査

特許の早期審査、優先審査については、フィリピンにおいて EPA 知財章の規定が存在する（2-1（6）参照）。

実態として、フィリピンにおいては審査期間が短く、早期審査のニーズはそれほどないという意見の企業があった。

- 特許出願分割制度

フィリピンにおいては、特許出願分割制度について EPA 知財章に定められていない。

ある企業からは、拒絶査定時に分割出願をすることができないことを問題視する意見があった。先進国と同様の分割機会を設けることが望まれている。

③エンフォースメント強化について

- 当局による侵害品の解放停止

フィリピンにおいて税関登録制度は存在するが、実績が少なく、税関での差止めがあまりされていない点を問題として指摘する企業があり、税関における運用の活性化を望む声があがっている。

他の業界の企業からは、模倣業者に対して刑事訴訟を数年前に起こしたが、遅々として進まず、倉庫代を払い続け、事態を進めるためにヒアリングを再度起こしたが、模倣業者が逃

走り案件自体が止まらなかったという事例が挙げられた。

税関における摘発は広く行ってもらっており、立体商標での差止め実績もあるという企業もあった。

- その他

上記以外に、フィリピンにおけるエンフォースメント強化に関する課題及び要望について寄せられた意見を以下に記す。

- ✓ 訴訟に非常に長い時間がかかる。改善してほしい。迅速な審理を望む。行政手段を利用するしかないという印象である。
- ✓ 模倣品業者の摘発について、より簡素に行政手続で摘発できる制度の導入を希望する。

(g) ベトナム

①手続の簡素化・透明化について

- 知的財産保護関連情報の入手容易化

データベースについては、複数の業界の企業から整備が不十分であるという意見が得られ、具体的には、英語で検索できない、何が書いてあるか分からない、未収録データが多い、タイトル・要約の表示がベトナム語である、システムの信頼性に不安がある、FTO 調査が困難である、2010年以前の特許出願の要約収録が不十分であるといった点が問題として指摘された。また、特許検索サイト (IP-Lib) と公報入手サイト (DigiPat) については、以下の問題点が指摘され、改善が望まれている。

- ✓ IP-Lib と公報入手サイト DigiPat が分かれているので、ヒットした案件の内容を即座に確認できず、使いにくい。
- ✓ DigiPat のインターフェイスはベトナム語のため、使いにくい。
- ✓ IP-Lib での検索はベトナム語入力のため、使い勝手が悪い (使えない)。
- ✓ IP-Lib の収録ルールや網羅性が分からないことと、データの信頼性に不安があることから、調査結果に不安が残る。

また、包袋等の知財情報の入手についても、包袋が入手しにくい、書面が現地語のみで言語面での制約が大きい (英語での包袋等の書面の入手が困難)、といった意見が寄せられた。

- 公証義務の原則禁止

公証義務の原則禁止については、ベトナムにおいて EPA 知財章の規定が存在する（2-1（7）参照）。

ある企業から、譲渡等が出願の名義を変更する場合、譲渡証に公証を、場合によっては領事認証を要求されることがあり、加えて、代理人によって要求される公証・領事認証が異なる状況であり、公証・領事認証の事務負担が大きいことが問題として指摘された。

- 包括委任状制度の導入

包括委任状制度の導入については、ベトナムにおいて EPA 知財章の規定が存在する（2-1（7）参照）。

ベトナムにおいて包括委任状制度に関し問題点を挙げた企業は無く、実際に困っていないという実態を挙げた企業もあった。

- 出願明細書の言語について

複数の業界の企業から、現地語で記載した明細書でないと出願できない点が問題として指摘された。日本語又は英語による出願が可能となることが望まれている。

- 商標の不使用取消審判の手続

商標の不使用取消審判において、不使用の立証を申立人側が先に行う責を負う制度となっているため、立証責任を被請求人側のみとすることが企業から望まれている。

また、事前に調査をしなければならず、不使用取消は切羽詰まった状態で行うことが多いので、時間がかかるのは問題であるという意見が一企業から得られた。事前調査をオプションとするかやめてほしいという要望があった。

- その他

上記以外に、ベトナムにおける手続の簡素化・透明化に関する課題及び要望について寄せられた意見を以下に記す。

- ✓ 現状は把握できていないが、譲渡書の提出が必要とされていれば、提出しなくてもよいようにしてほしい。
- ✓ 優先権証明書提出の負担が大きい。優先権証明書提出の代わりに、願書への優先権の番号入力、もしくは DAS を導入する等、優先権主張手続を簡略化してほしい。
- ✓ 特許権者の名称の変更を行う際、変更のために特許証の原本が必要となり、面倒である。他の国ではそのようなことはないため、簡素化してほしい。

- ✓ ライセンス契約について登録義務があるが、どのように登録すればよいか、登録しないとどうなるか、どこまでが対象となるか等、不明な点が多く、現地の弁護士に聞いてもよく分からず費用だけがかかることがある。

②知的財産の保護強化について

- 審査の遅延について

実態として出願から登録までの平均審査期間が長いことを問題に挙げる企業があった。

- 特許の早期審査、優先審査

特許の早期審査、優先審査については、ベトナムにおいて EPA 知財章の規定が存在する（2-1（7）参照）。

審査促進の方法としては、ASPEC、PPH がある。早期審査制度は存在するが、運用が伴っていない。外国対応出願の審査結果を活用し審査を促進することは可能である¹¹⁹。

ある企業から、早期審査に関する実質的な制度がないことを指摘する意見があった。

PPH については、申請件数の上限が 100 件となっており（2019 年 3 月 31 日まで）¹²⁰、複数の業界の多くの企業から増枠を希望する意見が寄せられた。

- コンピュータ・プログラム関連発明の保護

コンピュータ・プログラム関連発明の保護については、ベトナムにおいて EPA 知財章の規定が存在する（2-1（7）参照）。

ある企業からは、コンピュータ・プログラムの発明が特許として認められておらず、記録媒体などのクレームで権利化しているため、権利範囲は狭いものになってしまうと考えるという点、及び同じクレームとできないことで、修正実体審査でも審査に時間がかかるなどの問題が生じることもあるという点が問題として指摘された。

- 特許出願分割制度

ベトナムにおいては、特許出願分割制度について EPA 知財章に定められていない。

ある企業からは、拒絶査定時に分割出願をすることができないことを問題視する意見が

¹¹⁹ 「ベトナムにおける特許の早期権利化の方法」（独立行政法人工業所有権情報・研修館、2015 年 3 月 31 日）

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/application/8498/> [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

¹²⁰ 「日ベトナム特許審査ハイウェイ試行プログラムについて」（特許庁、2019 年 2 月 19 日）

https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_vietnam_highway.html [最終アクセス日：2019 年 2 月 25 日]

あった。別の企業からも、分割のタイミングの条件が厳しいこと、分割後の請求項が原出願の請求項に対して減縮しか認められないことが問題であるという意見が得られた。

具体的な要望として、拒絶査定時にも分割出願できるようにしてほしいという意見や、許可通知後にクレームの瑕疵が見つかった場合や、より広い保護を求めたいという場合に、分割出願できるようにしてほしいという意見があった。

● 意匠制度について

意匠の公開遅延制度がないため、出願日を遅くしたり、製品発表前に公告されるリスクを認識した上で早めに出願したりしている状況であることから、制度導入を望む声が一企業からあがった。

また、秘密意匠制度がないため、制度を入れてほしいという意見の企業もあった。

別の企業からは、模様が意匠として認められないことが問題として挙げられた。

● 商標の審査について

商標に関して、審査の迅速化を望む声が複数の業界の企業からあがっている。実態として、審査期間は他国は半年～1年程度の印象であるが、2年程度の印象であるという意見が得られた。

また、複数の業界の企業から、権利消滅後5年以内の商標が審査で引用されることを問題とする意見があった。要望として、期間を5年よりも短くするか、そもそも引用しないほしい、5年は他国に比べて長すぎるので、1年以下に短縮してほしい、という声があった。

● 商標制度について

商標制度に対する問題及び要望が多く得られた。得られた意見を以下に示す。

- ✓ 商標の異議申立の期間が明確でない。
- ✓ 2文字の商標登録を認めてほしい。
- ✓ 図形の商標としての識別性の審査において、外国語は認めないという規定があるため、他国の言語も図形の商標として識別性を審査してほしい。
- ✓ 日本語であることを理由に「識別力なし」と判断される例が散見される。EPA 約定国の言語について、識別力なしと判断するのをやめる旨を規定してほしい。

● 医薬品の用途発明について

機能や目的に関する特徴は、Circular No. 16/2016/TT-BKHHCN Point 25.5.d (i)に基づき、

医薬品分野を含む全ての技術分野において、「技術的解決手段の基本的特徴」の定義から除外され、他国では認められる医薬用途クレームが、ベトナムでは一律して拒絶され、医薬品の適切な保護が図れない状況に陥っていることを問題視する意見が製薬業界の企業から得られた。医薬用途クレームが認められるようにすることを望む声があがっている。

- その他

上記以外に、ベトナムにおける知的財産の保護強化に関する課題及び要望について寄せられた意見を以下に記す。

- ✓ 特許について、審査にバラツキがある。
- ✓ 許可通知後にクレームの瑕疵が見つかった場合や、より広い保護を求めたいという場合に、補正することができるようにしてほしい。
- ✓ 意匠権の存続期間がもっと長くなればよい。

③エンフォースメント強化について

- 当局による侵害品の解放停止

ベトナムにおいて税関登録制度は存在するが、実績が少なく、税関での差止めがあまりされていない点や、税関登録して5年ほど経過するが一向に連絡がない点を問題として挙げた企業があり、税関における運用の活性化、差止めの強化を望む声があがっている。

具体的には、「ベトナムは模倣品がものすごく多く、中国で売れなくなったものがベトナムで売られている状況であり、国境から入っているのは明らかであるが、連絡自体が来ず止められていない。連絡が来ても真正品ばかりだという話もある。やり方に問題があり、開梱してではなく、インボイスを見て連絡が来るといった状況である。税関と話をしてもかみ合わない。」という事例を挙げた企業があった。

また、ある企業からは、問題事例として、科学技術省が商標権侵害を認定し販売行為の停止・模倣品の廃棄・罰金等を命じた模倣業者が、当該命令に従わず姿をくらまし、結果として現在も模倣品が市場に放置され回収されていないという実態が挙げられた。悪質性の高い模倣業者に対して、行政当局主導で業者の足跡を追って調査を継続したり、再犯については重罰を課したりする等、模倣品撲滅に向けて実効性のあるエンフォースメントを行えるような法制度の整備が望まれている。

税関差止めを申請したことがある企業からは、熱心に対応してくれるのはありがたいが、ノイズが増えるという問題が指摘された。具体的には、真正品や並行輸入品が止まってビジネスに影響が出てしまい、本当にアクセスしたい模倣品にはたどり着けなかったという事例が挙げられた。他の業界の企業からは、模倣品摘発について、権利者が毎回行くのは大変

なので、現地の行政機関が対応してくれることを望むという意見があった。別の企業からは、商標権に基づいて摘発を依頼したが、動きが遅かったため、摘発手続の迅速化を望む声があった。

ショッピングモール向けに啓発セミナーが何度も実施されており、その時は無くなるが、しばらくすると元に戻るという実態を挙げた企業もあった。

中国からベトナムにオートバイや自転車の荷台に括り付けた荷物で持ち込まれているという実態を挙げる企業もあった。個人の荷物のチェックがないことを知って、小口で運び入れることが横行しているため、全部のチェックは無理であることは理解しているが、抜き打ちで行う等手入れを行うことにより、個人の持ち込みを抑制してほしいという要望があった。

税関への働きかけにより、ここ 2 年ぐらいは税関の運用がなされるようになっており、差し止め品の情報を写真とともに入手できているという企業もあった。

「職権で積極的に止めてもらえるが、真正品も止められることがある。差し止めた際には連絡が来る。短い時間で回答を要求されるが、ひとまず連絡すると裁量で延長してくれているので、時間が短すぎるということではない。写真は来ないが、輸出者の情報で判断している。」という税関の運用の実態を述べた企業もあった。

● 民事上の救済及び刑事上の制裁にかかる権利行使

ベトナムの EPA 知財章において、知的財産権の侵害についての民事上及び刑事上の手続と罰則を定めることが規定されている（2-1（7）参照）。

特許権により摘発を行っている企業もあり、その対象は基本デッドコピーであり、現物を入手して検証を行っているという実態であった。

要望として、「ベトナムは現地で製造していなければならない等、刑事案件にする基準がいろいろとあるため、違法経営額だけで刑事案件にする等、刑事案件の条件を緩和してほしい。また、再犯を 1 年でリセットしないようにしてほしい。」という意見を述べた企業があった。

● 模倣品対策

ベトナムにおける模倣品については、実態として以下に示す事例が挙げられた。

- ✓ 模倣品に対し、全体意匠では非類似となり権利行使できなかったが、部品意匠により権利行使を可能にした事例がある。
- ✓ 最近の侵害品の摘発は、市場管理局への通報により、行政機関を使って行っているのがメインである。

- ✓ 模倣品を作らないよう、また買わないようアピールするために、商品について新聞に特許、商標、意匠があることを掲載したり、行政当局にセミナーを行ったり、展示会で模倣品の性能が悪いことをアピールし消費者への啓発を行ったりしている。
- ✓ 国境警察や普通の警察が抜き打ちでトラックの積み荷を差し押さえ、廃棄処分をきちんとやらせてもらっている。

- ベトナム知的財産研究所（VIPRI）の鑑定について

複数の業界の企業からは、VIPRI の鑑定における権利解釈は有効に活用できるという意見が得られた一方、別の企業からは、VIPRI の権利解釈の精度を改善してほしいという要望が得られた。

具体的には、実態として以下に示す意見が得られた。

- ✓ 意匠についてベトナムの権利でなくとも判定してくれており、ベンチマークとして依頼をしているが、日本より権利範囲は広い印象である。
- ✓ 意匠の類否判断が難しいことから、行政機関に要請する前に鑑定してもらっている。VIPRI は法的拘束力はないものの、かなり信頼性の高い鑑定書を出してくれる。
- ✓ 鑑定をとった上で模倣品を押さえている。

3. 総括

今回の調査で把握できた ASEAN6 か国との EPA 知財章及び知的財産制度に関連する課題及び要望として、主に以下に示すことが挙げられる。今後の EPA 等の交渉における改善が望まれる。

(1) 手続の簡素化・透明化について

- データベースの整備

各国及び ASEAN の特許及び商標のデータベースについて、整備が望まれている。具体的には、主にデータの精度向上、収録漏れの削減、更新頻度アップ、日本語又は英語による検索の実現及びデータ提供、入手できる情報の種類の拡大が望まれている。

- 公証義務の原則禁止

公証義務の原則禁止について EPA 知財章に規定のあるインドネシア、フィリピン及びベトナムにおいて、実態として種々の場面で公証を求められていることが明らかとなった。当該国において EPA の義務を履行し公証義務を廃止することが望まれる。また、EPA 知財章

に規定がない国においても、国内法で明文化し、公証義務が各国で廃止されることが望まれている。

- 包括委任状制度の整備及び運用

包括委任状制度の導入について EPA 知財章に規定のあるインドネシアにおいて、実態として包括委任状が認められていないということが明らかとなった。当該国において EPA の義務を履行し、包括委任状制度を整備の上、適正に運用されることが望まれる。また、ASEAN6 か国全ての国で包括委任状制度の制度化及び適正な運用がなされることが望まれている。

- 第一国出願義務の明確化

第一国出願義務が法令で規定されているが、その対象（「シンガポールに居住」の定義、その判断時等）が不明確であり、第一国出願義務の撤廃又は簡素化、制度改正、制度の明確化、刑事罰の対象からの除外等が望まれている。

- 商標の不使用取消審判の立証責任

マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン及びベトナムにおいて、商標の不使用取消審判にかかる不使用の立証責任が申立人側にあり、制度の活用が制限されているという実態が明らかとなった。使用の立証を被請求人のみが行う制度に改正することが望まれる。

- 譲渡書の提出負担

タイ及びインドネシアにおいて、譲渡書の提出の負担が大きいことが指摘されており、提出義務の廃止又は簡素化が望まれる。

- 特許の未納年金への対応

インドネシアにおいて、未納年金がある特許権者が 6 か月以内に未納年金を支払わない場合に新しい特許出願を受理しないとする通知に対し、多くの企業が対応に苦慮している実態が明らかとなった。手続及び運用の明確化、具体的な対応方法の明示、救済措置や免責の設定等、早急な働きかけが望まれている。

- 商標の使用宣誓書及び使用証拠の提出負担

フィリピンにおいて、多くの企業が商標登録に関する使用宣誓書、販売店情報及び使用証拠の提出負担が大きいと感じている実態が明らかとなった。廃止又は簡素化が望まれている。

(2) 知的財産の保護強化について

● 審査の遅延

主にタイ及びインドネシアにおいて依然として審査が遅いという実態が挙げられ、迅速化が望まれている。

ベトナムにおいては、PPHの受付件数の増枠を希望する声が多く寄せられた。

● コンピュータ・プログラム関連発明の保護

コンピュータ・プログラム関連発明については、各国で共通で認められないと、修正実体審査に時間がかかることや国によって出願戦略に違いが生じるといった問題があり、特許の保護対象とすることが望まれている。

● 特許の訂正審判制度の整備

修正実体審査又はPPHを利用して権利化を行った後に、公知文献が見つかったようなケースでは、訂正審判制度がないと瑕疵がある状態で権利が存在することとなり、問題であることが複数の業界の企業から指摘されており、各国で訂正審判の制度化が望まれている。

● 特許出願分割制度の整備

国によって制度の違いが大きく、マレーシア、タイ、フィリピン、ベトナムにおいて、特許の分割出願のタイミングが少ないことや、条件が厳しいことが複数の業界の企業から指摘されており、先進国と同等の分割出願のタイミングの付与や条件の緩和が望まれている。

● 出願公開時期の明確化及び審査請求期限の基準日変更

タイにおいて、特許出願の公開時期が不明確であることが問題視されており、明確化が望まれている。また、審査請求期限を出願日基準とすることも望まれている。

特許法の改正が検討されており、注視を要する。

● 部分意匠制度の整備

複数の業界の企業から、積極的に活用したいという理由や、一般論として制度がないよりはあった方がよいといった理由から、各国で部分意匠制度が整備されることが望まれている。インドネシアにおいては運用上部分意匠が認められているという実態が把握できたが、明文化が望まれている。

- 意匠の権利存続期間

主にタイ、インドネシア、ベトナムにおいて、意匠の権利存続期間が短いため、長くすることが望まれている。

- 周知商標の保護の強化

複数の業界の企業から、各国において外国周知商標による拒絶・取消になる制度が実効性を伴って運用されることを望む声があがっている。

- 商標の識別性の判断基準

タイにおける商標の審査について、識別力の判断が他国に比して厳しいという声が複数の業界の企業からあがっており、判断基準を緩和し、国際的な標準レベルに合わせることを望まれている。

- 権利消滅後の商標の審査への引用

ベトナムにおいて、権利消滅後の商標を 5 年間審査で引用できるようになっていることが問題視されており、期間を短くするか、引用しないことが望まれている。

- 非開示情報の十分かつ効果的な保護の確保

非開示情報の保護について、保護の強化、漏洩への抑止力のために、各国の刑事罰等の罰則の強化が複数の業界の企業から望まれている。

- 特許権者の国内実施義務

インドネシアにおいて、特許権者に国内製造義務を課し、義務違反の場合に特許が無効となることが問題視されている。実施に該当する範囲も不明確であり、義務をなくすことが望まれている。

- 強制実施権の発動

製薬業界においては、マレーシア、タイ、インドネシアについて強制実施権の発動が問題視されており、安易な強制実施権の発動の抑制や、強制実施権発動の基準、手順の明確化が望まれている。

(3) エンフォースメント強化について

- 税関による差止め手続の簡素化

模倣品が流通しなければよい、訴訟は避けたいといった理由から、税関において職権で差止めから処分まで完結させるような模倣品の流通がより簡素に止まる制度・システムの構築や、税関の職権拡大を望む声があがっている。

- 税関による差止めの対象となる知的財産権の拡大

デザインの模倣品が多く流通しているという実態から、意匠権を税関差止めの対象にすることを望む声が多くあがっている。

- 刑事上の制裁にかかる罰則強化

各国において刑事上の罰則がきちんと定められ、罰金、禁固等の刑事罰が強化されれば、再犯防止、模倣の抑止につながると考えられており、刑事罰の強化が望まれている。

- インターネット上の模倣品対策

多くの業界においてインターネット上の模倣品が数多くみられるという実態であり、刑事罰の強化や、インターネット用のルール作りを望む声があがっている。

- 税関登録制度の導入

シンガポール、マレーシアにおいて、税関登録制度を導入の上、実効的に運用されることが望まれている。

- 税関差止めにおける貨物情報の要求

シンガポール、マレーシアにおいて、税関による差止めにあたり、疑義物品のコンテナ番号の特定や詳細な貨物情報を求められ、事実上差し止められないことが問題となっており、改善が望まれている。

- 税関差止め後の訴訟提起

シンガポール、インドネシアにおいて、税関による差止めの後、訴訟を起こさなければならぬのはハードルが高いため、税関における職権の拡大が望まれている。

- 税関登録制度の利用条件

インドネシアにおいて、税関登録制度が利用可能となったが、条件が厳しく活用できないことが多くの企業から指摘されており、条件の緩和が望まれている。

以上

Ⅲ. EUにおける知的財産権の保護制度：立法の動向

山根裕子

はじめに

欧州経済共同体（EEC）を設立するローマ条約¹（基本条約）の222条は、「本条約は、加盟国における財産所有のシステムを何ら害するものではない」と規定しており、EC条約295条および2009年12月1日に発効したリスボン条約に引き継がれた（TFEU345条）。共同体初期、欧州裁判所は、同規定の下で、加盟国法下の知的財産（知財）の「存在」は基本条約の影響を受けないが、その排他的権利の「行使」は同条約下にあると解釈した。

共同体の創設時、自由貿易と競争を唱える学派の主張が貢献したこともあって、知財自体の産業発展における価値や役割が議論されることは稀であった。知的財産権の行使は、その保護目的を形成する「本質的な機能」（specific subject-matter）によって正当化される限り、EEC条約36条（EC条約30条、TFEU36条）にもとづく物の自由移動原則の例外として、あるいはEU競争法上の問題を提示しなければ、EU法に整合的として解釈されていた。

とはいえ欧州共同体（EC）²の主な目的は、域内市場の統合にあった。知的財産権の保護制度が各加盟国間で相違している以上、市場統合への弊害のひとつとなることが徐々に問題視されるようになり、加盟国制度接近のための指令や、域内市場に効力を及ぼす権利の保護制度の調整等が規則などによって採択され始め、イノベーションの重要性も認識されていった。そのような試みが本格的に始まったのは、1990年代に至ってからのことである。本稿は、EU立法の動向を概観し、その国際的側面について考える。

1. 加盟国間の法制接近

1980年代以来、加盟国それぞれの知財に関する保護制度が物およびサービスの自由移動を中心にする域内市場の機能が損なわれないよう加盟国知財法間の接近

¹ 1957年3月25日ローマで締結され、EECおよび欧州原子力共同体（EURATOM）が設立された。1951年4月18日に締結されたパリ条約にもとづく欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）とともに三つの共同体が欧州共同体（EC）と呼ばれるようになった。基本条約は各共同体に法人格を与え、共同体が国際的に行動し、条約を締結することを可能にした。欧州連合（EU）はマーストリヒト条約（1992年2月7日調印；1993年11月1日発効）により創設され、EUを構成する3本柱として上記3共同体（EC、第1の柱）、共通外交・安全保障政策（第2の柱）、司法・内務協力（第3の柱、後に「警察・刑事司法協力」と呼ばれる）が並列して成立したが、EUではなく各共同体が法人格を維持した。2002年7月23日、50年の期限が定められていたECSCは基本条約の失効に伴い消滅した。2007年12月13日締結され2009年12月1日に発効したリスボン条約において、ECは消滅し、欧州連合（EU）に吸収され、EUが法人格を有することになった。

² 注1参照。

(approximation of laws) が試みられるようになった。基本条約上の根拠は、主として法制接近に関する欧州連合機能条約 (TFEU) 114 条 (EEC 条約 100a 条、EC 条約 95 条) で、TFEU114 条のもとでは、域内市場の確立と運営のため、委員会が提案し、理事会と欧州議会が (経済社会評議会の諮問を経て) 通常の決定方式³で採択する。

1988 年 12 月 21 日、商標に関しては、物およびサービスの流通に関して域内市場の機能を高め、消費者の誤認を避けるためなど、市場機能の向上のための加盟国制度間の調和が試みられ、部分的な制度調和指令⁴が採択された。意匠については、指令 98/71 (1998 年)⁵により加盟国間の制度調和が目指された。

(1) 著作権分野における法制接近

著作権分野における加盟国制度間の差異は広範囲にわたっており、権利制限や例外の理由や範囲について考え方の相違も加盟国間に広く存在する。加盟国間の部分的な法制接近による調和は容易いことではない。とはいえ、その実現に向けた第一歩が踏み出された。

(a) 著作権およびそれに関連する権利の存続期間調和指令

著作権およびそれに関連する権利 (実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者等に認められる著作隣接権) に係る保護に関して加盟国間で制度が相違することは、商品やサービスの自由移動を妨げる。この理由から、著作権および隣接権の存続期間の調和が図られ、1993 年 10 月 29 日、著作権および隣接権の保護期間調和指令 93/98⁶ が採択された。

この指令によれば、文学・芸術の著作物における著作権の保護期間は、合法的に公衆アクセスが可能となった時点のいかににかかわらず、作者の死亡時から 70 年 (指令 1 条 1 項)、匿名または変名により公表された著作物の場合は著作物が合法的に公衆アクセス可能とされた時点から 70 年間と規定された (1 条 3 項)。

当指令において、隣接権の保護期間は 50 年とされ、事案に応じて、実演・公表・放送の告知時点から起算された (3 条 1 項)。指令 93/98 は、公表日以降 25 年間 (出版その他の公衆アクセス手段により) 未公表であったパブリック・ドメイン作品の発行人に著作権を認めた (4 条)。

写真の著作物の著作権の保護期間は共同体域内で統一され、その写真が「作者自身の知的な創造」(the author's own intellectual creation) である限り、指令 1 条 (作者の死後 70 年) が適用される (6 条)。

³ 各加盟国の加重特定多数決で採択される。

⁴ Directive 89/104/EEC to approximate the laws of the Member States relating to trade marks, 1988.12.21.

⁵ Directive 98/71/EC on the legal protection of designs, 1998.10.13.

⁶ Directive 93/98/EC harmonising the term of protection of copyright and certain related rights.

その後、著作権・隣接権保護期間指令 93/98 は指令 2006/116⁷により改正され、また 2011 年に再び改正された。指令 2006/116 が公表後 50 年（公表されなかった場合は演奏時から 50 年）と規定していたのに対し、2011 年の指令 2011/77⁸は、演奏者の権利を著作者のそれに近づけ、演奏者（グループの場合は最も若い演奏者）の死後 70 年とした。

このほか、貸与と貸出の権利に関する指令 92/100 (1992 年)⁹、データベースの保護に関する指令 96/9¹⁰ (1996 年)、追求権（オリジナル芸術作品の著者のための再販権）指令 2001/84¹¹ (2001 年) が採択された。

他方、視覚障害者その他の著作物利用に関するマラケシュ条約に関しては、2017 年 9 月 13 日、指令 2017/1564¹²および規則 2017/1563¹³により、域内措置が採られた。

(b) 情報社会における著作権および著作隣接権

1990 年代後半、EU の著作権・隣接著作権制度は、情報化社会の発展とともに、欧州産業とのかかわりを深めつつ発展した。1995 年、委員会は「情報社会における著作権と著作隣接権に関するグリーン・ペーパー」¹⁴を公表し、情報社会の機能についてまとめた。それによると、大容量の情報通信ネットワークや国内、EU および国際レベルでの枠組情報社会を実現させるための枠組みの構築が必要である。

世界知的所有権機関（WIPO）においても、1996 年 12 月 20 日、著作権・著作隣接権を技術革新に整合的な法規定にするよう WIPO 著作権条約（WIPO Copyright Treaty, WCT）が採択された（2002 年 3 月 6 日発効）。同時に、実演およびレコードに関する世界知的所有権機関条約（WIPO Performances and Phonograms Treaty, WPPT）が採択された（2002 年 5 月 20 日発効）。欧州共同体において WCT は、2000 年 3 月 16 日、理事会決定 2000/278¹⁵によって承認され、著作権の法制接近が推進される。まずコンピュータ・プログラムに関する指令 91/250¹⁶によりソフトウェアの著作権保護について、加盟国間の法制接近がなされた。その後、衛星およびケーブルに関する指令（1993 年）

⁷ Directive 2006/116/EC on the term of protection of copyright and certain related rights, 2006.12.12.

⁸ Directive 2011/77/EU amending Directive 2006/116/EC on the term of protection of copyright and certain related rights, 2011.9.27.

⁹ Directive 92/100/EEC on rental right and lending right and on certain rights related to copyright in the field of intellectual property, 1992.11.19 (codified version Directive 2006/115/EC).

¹⁰ Directive 96/9/EC on the legal protection of databases, 1996.3.11.

¹¹ Directive 2001/84/EC on the resale right for the benefit of the author of an original work of art, 2001.9.27.

¹² Directive (EU) 2017/1564 on certain permitted uses of certain works and other subject matter protected by copyright and related rights for the benefit of persons who are blind, visually impaired or otherwise print-disabled and amending Directive 2001/29/EC on the harmonisation of certain aspects of copyright and related rights in the information society, 2017.9.13.

¹³ Regulation (EU) 2017/1563 on the cross-border exchange between the Union and third countries of accessible format copies of certain works and other subject matter protected by copyright and related rights for the benefit of persons who are blind, visually impaired or otherwise print-disabled, 2017.9.13.

¹⁴ Green Paper on Copyright and Related Rights in the Information Society, COM (95)382 final.

¹⁵ Council Decision on the approval, on behalf of the European Community, of the WIPO Copyright Treaty and the WIPO Performances and Phonograms Treaty, 2000.3.16.

¹⁶ Directive 91/250/EEC on the legal protection of computer programs, 1991.5.14.

17、電子商取引相互承認指令¹⁸（2000年）が採択される。「情報社会における著作権および著作隣接権の特定側面の調和」に関する指令 2001/29¹⁹は、デジタル的に保護された著作物の保護を解除するデバイスの禁止等について規定し、情報化社会に対応できるよう域内の法整備を目指した。

孤児著作物指令 2012/28²⁰の主な目的は、欧州デジタル図書館の創設を促進すること（前文1）、孤児著作物の状態や孤児著作物に関する許された利用について判断するための共通のアプローチを採択することなどにより、孤児著作物の利用に関する域内市場の法的安定性を確保すること（前文9）等である。

2015年5月以来、欧州委員会は、「デジタル単一市場戦略」を公表²¹し、複数分野における政策を遂行してきている。2016年には、電子商取引、著作権、電気通信規制、個人データ保護²²などの分野において視聴覚メディアサービス指令の改正案（2016年5月）や著作権制度の改正案（2016年9月）²³等を提案した。著作権法の調和指令において、委員会にとっての重要案件は、データ・マイニング例外²⁴に関する加盟国間の相違を調和すること（3条）、新聞報道機関に *sui generis* 権を与えること（11-12条）、コンテンツ共有サイトのサービス・プロバイダーによる違法コンテンツ対策に対する責任を強化すること（13条）であり、その他、教育（4条）や文化遺産（5,7条）にも関わっており、域内越境オンライン・サービス利用環境の改善が目指されている。

オンライン・コンテンツの域内越境ポータビリティについては、2017年、規則 2017/1128²⁵が採択された。

（c） その他

知財の執行についてもエンフォースメント指令 2004/48²⁶等、複数の指令が採択され、権利の集中的管理とオンライン音楽の多国間ライセンスに関する EU 指令 2014/26²⁷も採択されている。とくに、加盟国の効果属地主義が基本となる EU 全域においてオンラ

¹⁷ Directive 93/83/EEC on the coordination of certain rules concerning copyright and rights related to copyright applicable to satellite broadcasting and cable retransmission (Satellite and Cable Directive), 1993.9.27.

¹⁸ Directive 2000/31/EC on certain legal aspects of information society services, in particular electronic commerce, in the Internal Market, 2000.6.8.

¹⁹ Directive 2001/29/EC on the harmonisation of certain aspects of copyright and related rights in the information society, 2001.5.22.

²⁰ Directive 2012/28/EU on certain permitted uses of orphan works, 2012.10.25.

²¹ A Digital Single Market Strategy for Europe, COM(2015) 192 final, 2015.5.6.

²² 2012年欧州委員会が提案した「一般データ保護規則（GDPR）」は、2016年4月採択され、2018年5月施行。

²³ Proposal for a directive on copyright in the Digital Single Market (COM(2016)0593 – C8-0383/2016 – 2016/0280(COD)), 2018.9.12.

²⁴ 日本の著作権法では、47条の7において「情報解析のための複製等」が許容されていたが、同条の内容は2018年の改正30条の4のいわゆる「柔軟性のある権利制限規定」にまとめられ、従来よりも広い範囲でのデータ・マイニングが可能となった。2018年の改正30条の4は2019年1月1日に施行された。

²⁵ Regulation (EU) 2017/1128 on cross-border portability of online content services in the internal market, 2017.6.14.

²⁶ Directive 2004/48/EC on the enforcement of intellectual property, 2004.4.29 (corrigendum 2004.6.2).

²⁷ Directive 2014/26/EU on collective management of copyright and related rights and multi-territorial licensing of rights in musical works for online use in the internal market, 2014.2.26.

イン音楽のクロスボーダー・ライセンスの構造が適切に創造され、全 EU の集中管理団体のマネジメント、意思決定過程における権利者が適正なロイヤリティの支払いを受けられるような制度の構築等が目指されている。EU 知的財産の侵害に対する刑事罰指令案²⁸も存在するが、EU の権限問題もあり、採択されていない。

(2) 動植物の特許保護に関する法制接近

欧州地域においては、農業を主とする国と、工業を経済の基幹とする国とでは利益が異なり、宗教や倫理観の多様性も加わって、バイオ技術研究の成果物を概念化し、特許保護の対象とするか否かについて加盟国間で相違があった。

植物の保護分野においては、1961 年、UPOV 条約²⁹がパリで締結されていたため、共同体加盟国において植物品種は、特許ではなく、他の特別な (*sui generis*) 方法で保護されていた。動植物品種あるいは本質的に生物学的な動植物の生産方法 (plant or animal varieties or essentially biological processes for the production of plants or animals) の特許付与に関して、1963 年の欧州評議会の「特許実体法にかかわる若干の要素の統一に関する」ストラスブルグ条約は各国の選択に任せた。1973 年に採択された EPC は、動物に関しては同条約のアプローチに譲ったが、(微生物以外の) 植物及び動物の品種又は植物又は動物の生産の本質的に生物学的な方法は特許保護の対象にならないとした (EPC53 条 (b))。

欧州委員会は 1988 年、①EU 加盟国の法制接近、②バイオ技術分野における研究開発の成果の流通促進、③バイオ技術保護の明確化とレベルアップを目的として最初の指令案を提案した。バイオ技術発明の法的保護に関する指令 98/44³⁰ (バイオ技術指令) が採択されたのは、1998 年 7 月 6 日、委員会の最初の提案から 10 年後のことであった。その直後、同指令の立法根拠、生物多様性条約 (Convention on Biological Diversity, CBD) との整合性および共同体の原則や人間の尊厳との整合性に関してオランダが理事会に取消訴訟を提起した³¹。その後も、指令 98/44 におけるバイオ技術の特許付与可能性に関し、複数の訴訟において、同裁判所により指令内容の明確化が試みられている³²。

(3) 営業秘密

2016 年 5 月 27 日、非開示のノウハウおよびビジネス情報、‘undisclosed know-how and

²⁸ COM(2006)0168.

²⁹ 植物新品種保護国際同盟 (International Union for the Protection of New Varieties of Plants) は、植物の新品種の保護に関する国際条約 (International Convention for the Protection of New Varieties of Plants) によってジュネーブに設立された。同条約は、1961 年パリにおいて締結され、その後 1972 年、1978 年および 1991 年に改正された。

³⁰ Directive 98/44/EC on the legal protection of biotechnological inventions, 1998. 7.6.

³¹ Netherlands v Parliament and Council of the European Union, Case C-377/98, 2001.10.9.

³² Monsanto Technology LLC v Cefetra BV and others, Case C-428/08, 2010.7.6; Oliver Brüstle v Greenpeace e.V., Case C-34/10, 2011.10.18; International Stem Cell Corporation (ISCC) v Comptroller General of Patents, Designs and Trade Marks, Case C-364/13, 2014.12.18.

business information'（「営業秘密」）の保護に関する指令 2016/943³³が採択され、その不正取得、開示および使用からの保護に関する加盟国法が一つのルールのもとに調和されることになった。

1967年パリ条約10条の2は、不正競争行為を禁止するが、いかなる経済活動が「不正」とされるかは、締約国に依拠する。WTOの「知的財産権の貿易関連の側面に関する」協定(TRIPS協定)第2部第7節は、「開示されていない情報(undisclosed information)の保護」について規定し、その第1項は「1967年のパリ条約10条の2に規定される不正競争からの有効な保護を確保するため」、WTO加盟国が「開示されていない情報」を同条2項および3項の規定に従って保護する旨規定する。TRIPS協定39条2項は、自然人または法人は、合法的に自己の管理する情報が秘密であり、秘密であることにより商業的価値があり、秘密として保持するよう合理的な措置がとられている場合、「公正な商慣習に反する方法」により「自己の承諾を得ないで他の者が当該情報を開示し、取得または使用することを防止することができる」と規定する。

指令2016/943は、EUレベルでの営業秘密の定義と要件を明らかにし、すべてのEU加盟国において裁判所による差止めなどの措置を可能にし、営業秘密の「不正な取得、使用および開示」があった場合の民事的救済手段および公正かつ公平な手続きについて一般的なルールを域内に打ち立てた。

当指令は、「開示されないノウハウおよび企業情報」を次の条件すべてを満たす情報として定義する。「(a)全体として又はその部品の正確な構成および組み立てにおいて、一般の間で知られていないか、又は通常その種類の情報を扱う領域内には容易にアクセスできないという意味で秘密である。(b)秘密であるので、商品化されない価値を有する。(c)当該状況下で秘密保持のための合理的な努力がなされている。」(指令2条1項)。この定義は、TRIPS協定39条2項のそれとほぼ同様である。指令2条2号以下によれば、「営業秘密保有者」はこのような秘密情報を保有する自然人・法人、「侵害者」はそれを不正に「取得、使用および開示」する自然人・法人、「侵害品」とは「その設計、質、製造工程あるいは取引が、不正に取得、使用、示された秘密情報から、重要な利益をあげる商品」である。「不正」な取得とは、営業秘密保有者の同意のない故意又は重過失で実施される秘密情報の取得行為で、(a)営業秘密を含む文書等への権限の無いアクセス又は複製、(b)窃盗、(c)贈収賄、(d)詐欺、(e)機密保持契約又は秘密を維持するためのその他の義務の違反又は違反の勧誘および(f)状況のもとで誠実な商慣習に反するとみなされるその他の行為をいう(4条3項)。

指令6条は、営業秘密保護のための民事救済手段、救済手続きおよび救済が、公正かつ公平であり、不要な複雑さ、高額な費用、不合理な時間制限又は不当な遅延を伴わないことを加盟国に義務づける(2項)。13条によれば、侵害者による営業秘密の不正取得・開示・使用行為に関し、知っていたか知るべきであった場合の損害賠償について規定す

³³ Directive 2016/943/EU on the protection of undisclosed know-how and business information (trade secrets) against their unlawful acquisition, use and disclosure, 2016.6.8.

る。損害額算定に当たって被侵害者の逸失利益、侵害者の不当な利益等の経済的悪影響のほか、場合によっては営業秘密保有者の精神的損害（moral prejudice）のような非経済的要因を考慮すべきである。ただしロイヤルティベースで算定することも可能である（同条2項）。

指令9条にもとづき加盟国は2018年6月9日までに国内法として当指令を実施しなければならないが、未実施の加盟国もある。

2. 域内で効力を有する知財権保護制度の発展

1990年代以来、共同体全域で効力のある知的財産権の保護制度も実現された。その例は、共同体植物品種の育成者権、共同体商標および意匠、地理的表示等品質スキーム等である。

TFEU352条（EEC条約235条，EC条約308条）は、基本条約によって十分な権限は付与されていないものの、基本条約が定める目的の達成に必要な場合、理事会は、委員会の提案にもとづき、欧州議会と協議の後、全会一致により措置を採択しなければならないと規定する。EU域内で効力を有する権利の保護制度は、それが市場統合という基本条約上の目的に合致することから、この条項が主な根拠となって採択される場合が多かった。

リスボン条約においては、EU域内で効力を有する知財権の保護制度に関し、立法権限が明記されるに至った。TFEU118条1項は、域内市場の確立という文脈において、欧州議会と理事会は、EUレベルで統一的に保護される知的財産権を創設するための措置を通常の立法採択手続により採択できること、そのためEUレベルで承認、コーディネーションあるいは監督するしくみを設定することが可能である旨規定する。

（1） 共同体植物品種の育成者権保護制度

1994年7月27日、共同体の植物品種育成者権の保護制度は、理事会規則2100/94³⁴により制定された。この権利は加盟国のそれと共存し（3条）、共同体全域で統一的な効力を有する（2条）。共同体の植物品種権取得の要件は、（a）区別性、（b）均一性、（c）安定性および（d）新規性であり、名称が指定されていることである（6条）。

規則の実施に関しては「共同体植物品種庁」が設立され（4条）、出願・登録等の手続きについては49条以下に規定されている。各加盟国の植物品種保護に基づく出願・登録の場合は、その国のみで育成者として権利を持つことができ（3条）、共同体植物品種権の効力は、（a）個人的に、非商業的な目的で行われた行為、（b）実験的な目的で行われた行為、（c）他の品種を育成、発見、または開発する目的で行われた行為には及ばない（15条）。育成者権の存続期間は、一般植物25年、樹木等30年で（19条1項）、

³⁴ Regulation (EC) 2100/94 on Community plant variety rights, 1994.7.27. 日本語訳は https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/joyaku/document/index/new_varieties_of_plants.pdf

農家の自家増殖権（農業者特権）は、14条1項に掲げられた22品種にのみ適用される。農家には委員会規則³⁵に基づく公平な報酬（equitable remuneration）を育成者に支払うことが求められる（小規模農業者を除く）。

（２） 共同体商標と意匠

共同体商標も EC 条約 308 条にもとづき、市場統合目的で共同体規則³⁶により制定された。共同体商標はこの規則にもとづいて登録される(1 条 1 項)。この制度により、単一の商標登録出願を行うことで、出願者は共同体すべての加盟国に有効な権利を取得することが可能になった。規則 2 条は欧州共同体商標(Office for Harmonisation in the Internal Market, OHIM)の設置について規定しており、共同体の専門機関のひとつとしてスペインのアリカンテに設立された。共同体は標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書に参加しており³⁷、国際商標出願において EU を指定することより、OHIM が登録する共同体商標を取得することもできる。共同体商標制度は大きな成功を収めてきた³⁸。

その後、2009 年、共同体制度を改善し、加盟国法との関係も明確にすべく、共同体商標規則 207/2009³⁹が採択され、さらに 2016 年 3 月 23 日には、2009 年 11 月 1 日に発効したリスボン条約を踏まえ、共同体商標規則、商標加盟国法制度間調和指令、欧州共同体商標意匠庁（OHIM）手数料規則をそれぞれ改正するパッケージが採択された。共同体商標規則は欧州連合商標規則（EU 商標規則）⁴⁰に改称され、商標に関する加盟国法の調整指令も改正された。OHIM も欧州連合知的財産庁（European Union Intellectual Property Office, EUIPO）と改称され、同規則により新たに設立された。EUIPO は、EU 域内における商標（EU 商標、European Union trade mark、EUTM）および意匠（登録共同体意匠 registered Community design,RCD）の出願を審査し、登録する。各加盟国当局に出願する各国商標と、EU 商標（EUTM）を EUIPO に出願する方法が共存する。EUTM は EU 全域で保護され、EU 加盟国が増えた場合は自動的にその加盟国にも保護が及ぶ。

これらパッケージ立法にもとづき、EU レベルでの商標保護制度の改正、模倣品対策手段の強化、EU 加盟国における商標の無効・取消のための行政手続導入の義務付け、料金改定等が実施された。

³⁵ Commission Regulation (EC) 1768/95 implementing rules on the agricultural exemption provided for in Article 14 (3) of Council Regulation (EC) 2100/94 on Community plant variety rights,1995.7.24.

³⁶ Regulation (EC) 40/94 on the Community trade mark,1996.4.1.

³⁷ 1989 年 6 月 27 日採択された議定書で、WIPO 国際事務局が管理する。特許庁、<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/madrid/seido/mado.html>

³⁸ 2015 年の国際登録出願件数の多い順は、OHIM、米国、ドイツ、国際登録出願指定国件数は、中国、米国、OHIM である。詳しくは、「平成 28 年度商標出願動向調査報告書（概要）ーマクロ調査ー」平成 29 年 3 月、特許庁、https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/document/isyou_syohuyou-houkoku/28syohuyou_macro.pdf

³⁹ Regulation (EC)207/2009 on the Community trade mark, 2009.2.26

⁴⁰ Regulation (EU) 2015/2424 amending Regulation(EC) 207/2009 on the Community trade mark and Commission Regulation (EC)2868/95 implementing Council Regulation 40/94 (EC) on the Community trade mark, and repealing Commission Regulation (EC)2869/95 on the fees payable to the Office for the Harmonization in the Internal Market (Trade Marks and Designs), 2015.12.16.

共同体意匠規則もリスボン条約に対応し、EU 意匠規則に改称されることになっている。

(3) 地理的表示等品質スキーム

現在、EU の地理的表示品質スキームは、TRIPS 協定 22 条、23 条が枠組ではあるが、農産品・食品に関しては、①原産地呼称保護 (Protected Designation of Origin, PDO) , ②地理的表示保護 (Protected Geographical Indication, PGI) , および③伝統的特産品保証 (Traditional Specialty Guaranteed, TSG) から成る。

「農産品・食品」の品質スキームに関する EU 規則としては、1992 年、規則 2081/92 が採択され、2006 年、規則 510/2006 により改正され、その後、現行の規則 1151/2012⁴¹が採択された。現行のワイン規則は 1308/2013 (PDO, PGI)、スピリッツ規則は地理的表示規則 110/2008 である。

原産地呼称保護は、原料も、全生産工程すべてのプロセスが、ひとつの地域においてなされ、その地域名の特性が反映されていなければならない。これに対し、地理的表示保護であれば、生産、加工または調整過程のいずれか一工程が当該地域または国で実施されていけばよい。地域が本質的に影響を与えていること以外の要件としては、品質、評判のうちいずれかの特徴さえあればよい。伝統的特産品保証は、伝統的な名称および特徴を備えた食品およびレシピの保証制度である。

(4) 医薬品の補充的保護証明書に関する規則 (SPC)

補充的保護証明書 (Supplementary Protection Certificate, SPC) は、薬品および農薬の市販許可を得るため安全性等の審査の遅延を補う限りにおいて特許権の存続期間の延長を可能にする *sui generis* 権を証明する。医薬品については 1992 年、規則 1768/92⁴²が採択された。この証明を取得することで、最大 5 年間、当該医薬品を保護する基本特許の存続期間を延長することができる。規制当局による販売承認の手續に起因して特許発明の実施が妨げられた場合、以下の要件を満たせば特許権の存続期間の延長を可能にする SPC が与えられる (規則 3 条(a))。

- 当該医薬品が有効な基本特許 (basic patent) によって保護されていること、
- 有効な販売認可が与えられていること、
- 当該医薬品が以前同様の証明書を受け取っていないこと、
- 当該販売認可が当該医薬品の最初の販売承認であること。

規則 469/2009 にもとづき、SPC により補充される基本特許の保護期間は、特許出願日と EU における医薬品の最初の販売許可日との間の期間であり、最大 5 年である。

⁴¹ Regulation (EU)1151/2012 on quality schemes for agricultural products and foodstuffs, 2012.11.21.

⁴² Regulation (EEC) 1768/92 concerning the creation of a supplementary protection certificate for medicinal products, 1992.6.18(→改正 Regulation (EC)469/2009, 2009.5.6).

Teva v Gilead (C-121/17,2018.7.25) において欧州裁判所は、規則3条(a)にいう当該医薬品が「有効な基本特許によって保護されていること」がいかなる意味かについて判示した。同裁判所によれば、基本特許が当該特許により開示されている情報において判別でき、有効成分の組み合わせと基本特許の関連性が特定できることである。

規則1768/925条は、証明書を通じて「基本特許によって付与されたものと同一の権利を付与する」としており、特許同様、各国ごとに発生する権利であるが、SPC規則は、共同体域内での特許の効果をハーモナイズしたといえる（後にみるEUの単一効特許とは異なる）。当規則は、法制接近に関するEEC条約100a条（EC条約95条、TFEU114条）にもとづき特定多数決で採択された。

この規則採択に関し、条約上の根拠についてスペインは理事会に対して取消訴訟を提起した⁴³。スペインは、基本条約（EEC条約222条、EC条約295条、TFEU345条）が、財産に関しては加盟国に権限を与えていること、もし新たな知的財産権を創設するのであれば、採択には全会一致を要し、共同体に特許の内容等、実体に関する一般的な権限を与えないようEEC条約235条あるいは100条を根拠とすべきと主張した。これに対し欧州裁判所は、この補充的保護証明書は、①加盟国が付与する基本特許には何ら変更を与えないこと、②この規則は医薬品開発を保護し、イノベーションの市場での活用を可能にし、物の自由移動を促し、販売承認制度の欠点を是正するための制度であること、③同裁判所意見1/94⁴⁴にもあるとおり、知財における共同体の権限は徐々に拡大しつつあること、などを指摘し、EEC条約100a条が適切な立法根拠であることを示した。

(5) 共通の水際措置

1968年7月1日から欧州共同体は関税同盟となり（EEC条約18条、EC条約25条、TFEU30条）、第三国からの知的財産権侵害物品に対して加盟国共通の水際措置を採るための規則を設けてきている。第三国からの物資に対する税関の措置は、加盟国法あるいは特定されたEU立法下の商標、意匠権、著作権・著作隣接権、特許権、地理的表示、SPC、共同体植物品種、植物用農薬保護証、実用新案、集積回路の回路配置を含み、排他権である限り称号も含む⁴⁵。

(6) 単一共同体特許構想から「欧州単一特許制度と統一特許裁判所」

EU加盟国において単一の効果を有する共同体特許の構想については、1960年代から議論され始め、共同体専門委員会が二つの条約を考案した。ひとつは欧州特許の付与に

⁴³ Spain v Council, Case C-350/92, 1995.7.13.

⁴⁴ Opinion 1/94 of the Court, Competence of the Community to conclude international agreements concerning services and the protection of intellectual property, 1994.11.15.

⁴⁵ Regulation (EU) 2016/2339 amending Regulation (EU) 952/2013 laying down the Union Customs Code, as regards goods that have temporarily left the customs territory of the Union by sea or air, 2016.12.14.

関する条約（Convention on the Grant of European Patents, EPC）⁴⁶であり、1973年10月5日ミュンヘンにおいて、当時のEEC加盟国やスイス等を含む欧州諸国によって調印され、1977年10月7日発効した。現在、すべてのEU加盟国がEPCの締約国である。もうひとつは共同体特許条約（Community Patent Convention, CPC）⁴⁷で、1975年調印されたが発効することはなかった。CPCは、クレームと明細書全文を共同体すべての公用語に翻訳することを義務づけており、多大なコストを出願人に課していた。またCPCは、各国の裁判所が侵害について扱い、CPCの解釈等について欧州裁判所に先決判決を求めるしくみになっていた。

EPCは、欧州特許の付与を一括して行うことを可能にした。出願者は、欧州特許庁（EPO）に出願し、EPC（およびその規則）による特許要件と手続きのもとで審査を受け、出願時に指定した加盟国で「欧州特許」（European Patent）を取得する。特許権の設定登録、維持管理および移転手続は各加盟国で行う。この制度による特許権は、国毎に登録され、その権利行使と有効性の判断は、各加盟国の裁判所で行なわれる。

EPCは、ヨーロッパで広範な役割を果たすようになった。その結果、ヨーロッパ地域での特許には、各国が付与する特許とEPOが付与する欧州特許の2種類が併存するに至った。2019年3月10日現在、EPCの加盟国数は、現EU加盟国28か国を含むヨーロッパの38か国である。

これに対し、共同体において単一効を有する特許（共同体特許）の構想は1960年代以来存在していたが、翻訳言語や国内司法体制上の課題があった。EUの経済成長やイノベーションが課題となった1997年、委員会は共同体特許についてグリーン・ペーパーを公表し、新たな提案をした。さらに2000年には、共同体特許規則案⁴⁸を公表し、共同体がEPCに参加し、共同体で単一効を有する特許をEPOが付与する制度を図ったが、結局合意に至らなかった⁴⁹。EPC締約国においても1999年以来、欧州特許に関する欧州特許訴訟協定（European Patent Litigation Agreement, EPLA）が検討されていたが、EU法や先の共同体特許（CPC）⁵⁰との関係等について決着がつかなかった。

2007年4月、欧州委員会は、「ヨーロッパにおける特許システムの強化」（Enhancing the patent system in Europe）⁵¹と題するコミュニケーションを公表。市場統合や中小企業にとっての負担軽減を視野に、従来の共同体特許、欧州特許を管轄する統合システム

⁴⁶ 1973年10月5日ミュンヘンにおいて、当時のEEC加盟国やスイスを含む欧州諸国によって調印され、1977年10月7日発効した。現在、すべてのEU加盟国がEPCの締約国である。

⁴⁷ Convention for the European Patent for the Common Market (76/76/EEC),ルクセンブルグ条約。

⁴⁸ Draft for a Council regulation on the Community Patent, COM (2000) 412 final.

⁴⁹ 特許取得にかかる費用の大部分は翻訳コストであり、翻訳言語の解決も重要であった。2010年には欧州委員会が英語・フランス語・ドイツ語を軸とする規則案を提案したが、スペインとイタリアの反対により採択は困難となった。Spain and Italy v Council, C-274, 295/11, 2013.4.16.

スペインはさらに、単一特許規則および単一特許の翻訳言語規則に関して欧州裁判所に訴えをおこした（Spain v Council, C-146, 147/13, 2015.5.5）。

⁵⁰ 上記注47.

⁵¹ Communication from the Commission to the European Parliament and the Council - Enhancing the patent system in Europe (COM/2007/0165 final, 2007.4.3)

および訴訟を取り扱う方法について理事会および欧州議会による検討を促した。その後理事会と欧州議会との議論を経て、委員会の欧州および共同体特許裁判所 (European and Community Patents Court, ECPC) を創設する協定案⁵²が、2009年、(競争力)理事会において合意された。その主軸は EPC の改正と共同体の EPC 参加であった。ところが協定案のこの段階で理事会は欧州裁判所の「意見」を求め、同裁判所は、意見 1/09⁵³により、2011年3月、欧州および共同体特許裁判所を創設することは EU 法不整合と判断した。同協定案は、共同体特許裁判所を最終審とする司法制度を打ち立てようとしており、加盟国の国内裁判所が欧州裁判所の先決判決を求める権利が制限されることがその主な理由であった。

ECPC に関する欧州裁判所意見 1/09 の公表後まもなく 2011年6月、イタリア・スペインを除く 25 加盟国は、General Approach : Unified Patent Court (UPC) 協定修正案を作成した。この草案は、欧州裁判所の先決判決請求制度を導入することにより先の欧州裁判所意見 1/09 が提示する問題を解決し、EU 法との整合性を確保することを狙った。2012年12月、EU の「強化された協力枠組」⁵⁴を用いて、イタリアとスペインを除く 25 の EU 加盟国が統一特許裁判所について「先行的に措置を採る」ことが理事会で決定された⁵⁵。新たに構想された統一特許制度の特徴は、欧州における特許権の管理を統一的行なうことを可能にする欧州単一特許制度と、特許権について法的判断を行なう統一特許裁判所 (UPC) が、ひとつのパッケージとされていることである。

その後、2012年6月28,29日の首脳会議で、新設される統一特許裁判所の中央部をパリに、中央部支部をロンドンとミュンヘンに置くことが合意された。第一審は中央部支部、地方部 (上限4か国加盟国)、地域部ストックホルム (エストニア、リトアニア、ラトビア、スウェーデンから構成される) で、控訴審はルクセンブルクに設置される控訴裁判所で行われるが、共通の手続ルールが採用されている。中央部のロンドン支部では、医薬品、バイオテクノロジー、化学、農業及び医療デバイスを含む広範囲な訴訟の審理を行うことになった。

UPC 協定は、2013年2月19日、調印された⁵⁶。UPC 協定の締約国は EU 加盟国とされており (UPC84条) 全 EU 加盟国の参加が意図されているが、スペイン、ポーランド

⁵²この協定案の特徴は、EPO が EPC にもとづき EU において単一の効力を有する特許を付与し、欧州特許と共同体特許に関して統一管轄を実現させることにあった。

⁵³ Opinion 1/09 of the Court, Creation of a unified patent litigation system - European and Community Patents Court - Compatibility of the draft agreement with the Treaties. 2011.3.8.

⁵⁴アムステルダム基本条約(1997年10月2日調印, 1999年5月1日発効)は、「緊密化協力」(closer cooperation)に関する第VII章を追加し、すでに行われていた「異なる速度の欧州統合」(variable geometry)を追認した。この手続きは、その後ニース基本条約(2000年12月11日調印, 2003年2月1日発効)により改正され、「強化された協力手続」(enhanced cooperation)と呼ばれるようになり、リスボン条約に引き継がれた。現行ルールのもとでは、EU が排他的管轄権を有する分野及び共通外交・安全保障政策を除き、統合をさらに進める意見のある加盟国が協力する手続で、加盟国の増加に関わらず 8-9 か国の賛成で手続きを開始できる。参加しない加盟国は拒否権を行使しない。この手続きが用いられた案件はこれまで2件ある。

⁵⁵ Regulation (EU) 1257/2012 implementing enhanced cooperation in the area of the creation of unitary patent protection including any subsequent amendments, 2012.12.17.

⁵⁶ Agreement on a Unified Patent Court, 2013/C 175/01.

およびクロアチアは、これまで参加の意思を表明していないため、現在のところ対象国は EU 25 国である。新たに創設される統一特許裁判所 (UPC) は、欧州単一効特許と EPC にもとづく欧州特許に関する訴訟を取り扱う。UPC 協定は英国、ドイツ、フランスを含む EU13 国の批准から 4 か月目の最初の日に発効する。このときから UPC 実現への期待が高まった。

3. 産業との関連性

近年、EU は知財に関する立法を提案するにあたり、産業振興(とくに輸出入データ)、研究開発の費用対効果、イノベーション効果等についての研究を委託したりアンケート調査を重ねてきた。

1990 年代から 2005 年まで続いたフェタ・チーズに関する 2 件の訴訟が表しているように、欧州裁判所においてもその傾向が生まれつつあった。

地理的表示と輸出力

2017 年 12 月末日、EU の登録 GI 数は 3373、うち食品が 1363、スピリッツ 247、ワイン 1758、GI 産品輸出額 (概算) は € 1150 億ユーロであり、EU 食品およびドリンク輸出の 15%といわれる⁵⁷。

1996 年 6 月 21 日、EU 官報に理事会規則 2081/92 が記載され、委員会が基本規則 1107/96 にもとづき、ギリシャのフェタ・チーズに原産地呼称保護 PDO および地理的表示 PGI が与えられた旨掲載された。この決定に対し、フェタ・チーズを生産するデンマーク、ドイツ、フランスが取消訴訟を提起した。他にも多くの加盟国でフェタ・チーズが生産・消費されているなか、何故ギリシャのフェタだけに保護を与えるのか。この裁判で欧州裁判所は、規則 1107/96 の 3 条 (1) が列挙する、食品名が一般名でないことを証明するための要件が満たされていないとして委員会決定を取消した⁵⁸。委員会および特別委員会は、必要な詳細調査 (生産量、消費量や生産・販売の歴史等) をした。この調査の結果は、生産量も消費量もギリシャにおいて圧倒的に多く、生産の歴史はギリシャにおいて最も長いこと、他の 12 加盟国のフェタの生産は特定のルールに基づいて生産されていないこと、多くの加盟国のフェタは、ギリシャのフェタに言及して価値付けていることを示していた。この調査結果にもとづき、委員会は 2002 年 10 月 14 日、さきの規則 1107/96 のうちフェタに関する部分を改正する委員会規則 1829/2002 を採択し、再びギリシャのフェタのみに、PDO および PGI 保護を与えた。ドイツおよびデンマークは、この改正規則 1829/2002 に対し、再び取消訴訟を提起した⁵⁹。

⁵⁷ Natalie Nathon, European Commission, Geographical Indication in the EU, presentation Tel Aviv, 2018.3.7. https://www.moag.gov.il/yhidotmisrad/research_economy_strategy/publication/2018/Documents/NATHON_EU_GI_policy.pdf

⁵⁸ Denmark, Federal Republic of Germany and French Republic v Commission, Joined Cases C-289/96, C-293/96 and C-299/96, 1999.3.16.

⁵⁹ Germany and Denmark v Commission, Joined Cases C-465/02 and C-466/02, 2005.10.25.

この訴訟においては、フェタが地理的表示等品質スキーム規則 2 条(2)(a)にもとづく原産地呼称 (PDO) として記載されていることが問題にされた。原産地呼称であるなら、その食品の品質や特徴は、本質的に「地理的な環境」に拠っているはずであり、生産、加工および調理等がその地域で行われ、地域の環境における自然および人間環境がその産品に特徴を与えていなければならない。ところがフェタについては、ギリシャ本土とレスボス島がその地域とされており、ほとんどギリシャ全土である。デンマーク政府はフェタがバルカン半島全体に存在しており、せいぜい 2 条(3)にもとづく伝統的呼称でしかないとした。また原告とともに訴訟に参加した英国はフェタの名称はイタリア語でスライスを意味し、特定地域とは無関係な名称であること、フランス政府はフェタ同様の製造方法(雌羊とヤギのミルクから作られる白チーズをギリシャの伝統的な塩水につけたもの)を用いて 10 000 から 12 000 トンのフェタを生産しているとした。フェタに関する国内規則を有するのはギリシャとデンマークのみである。欧州裁判所は、このことから、フェタは域内で一般食品名となったとはいえないとした。

知財保護のあり方により、EU 域内でも、域外に対しても貿易量が変化することをこの判決は示している。判決後、2005 年から 10 年間で、デンマークの輸出競争力は減少し、ギリシャ産フェタの輸出額は 2 倍以上になったのに対し、デンマーク産フェタは 1 割強まで落ち込んだといわれる⁶⁰。

営業秘密

欧州委員会は委託研究調査結果を踏まえ、知識と情報に依拠して成長する EU 経済にとって、営業秘密の保護制度の改善と域内法制接近が必要と見た。EU 加盟国間で、営業秘密の漏えいを回避するための制度には大きな隔たりがあり、営業秘密の保護を強化すべきとの声は、企業のみならず、一般的には知財権保護の強化には懐疑的な欧州議会においてさえあがっていた。発案当初、立法案の推進を担った企業は、重電メーカーや設備関係等であった。

委員会のワーキング・ドキュメント⁶¹によれば、パブコメの回答者全体のうち多数が営業秘密保護を有益と認めており、企業内の研究開発を促進し (44%)、中小企業の競争力を強め (42%)、イノベーションの活用を促し (45%)、大企業の国際的役割を促進する (44%) と答えた。企業による回答については、65%の企業が、営業秘密保護の積極的な役割を認め、たとえば企業内研究開発 (44%)、イノベーションの活用 (45%)、中小企業によるイノベーションと競争力向上 (42%)、大企業の国際的役割の向上 (44%) に資するとした。67%の中小企業は営業秘密保護がイノベーションと競争力向上に効果的とみる。これに対し多数の一般市民は、営業秘密保護の役割に対し懐疑的で、イノベ

⁶⁰ 日本経済新聞、2018 年 5 月 22 日。

⁶¹ Public consultation on the protection against misappropriation of trade secrets and confidential business information (2012.12.11 -2013.3.8).

http://ec.europa.eu/growth/content/public-consultation-protection-against-misappropriation-trade-secrets-and-confidential_en, Commission Staff Working Document, Impact Assessment (2014).

ーションの活用には多少の効果があるにせよ、研究開発、企業のイノベーションや競争力、EUの競争力、経済成長と雇用にとってネガティブと考える。一方、研究開発の専門機関の意見は、営業秘密と研究開発へのインパクトに関し両極に分かれており、強いプラス相関を認める回答が31%、強いマイナス相関を認める回答が37%、研究機関にプラス効果を与えるとの回答が26%にとどまったのに対し、37%はマイナス効果があるとした。ただし研究機関の53%が営業秘密保護の強化は、企業の研究開発に関して効果的との意見であった⁶²。

SPC 改正案

2018年5月、SPCの権利制限案が、委員会より提出された⁶³。その目的は、SPCが基本特許に該当する特許が存在しない第三国市場においてEUジェネリックおよびバイオシミラーの競争力の確保を狙うものであり、EU製薬企業にとって開かれた市場を確保するという通商政策を補強する意味を有する（前文(7)）。

委員会案の主旨は、従来のSPC規則4条を改正し4条2項を追加することである。

その1項は、SPCにより与えられた基本特許の保護は、販売が承認された市場における製品であってSPCの有効期限内にのみ及ぶと規定する。4条2項によれば、SPCにより付与された権利は当規則上特定される行為につき、以下の条件が満たされる場合には保護されない。(i) 第三国への輸出目的のためにのみ生産されること、(ii) 厳密にその生産または輸出に必要な関連する行為であること。この改正案は、(4条2項(a))。4条2項(b)は、当該生産者が、関連加盟国政府にこうした生産の意図を通知することを義務付ける。このほか、製品の通知事項(4条3項)や生産輸出される製品の表示月が4条2項(c)およびAnnex Iに示されている。

4条2項の権利制限により、SPCによる特許存続期間にも、ジェネリックおよびバイオシミラーの生産・貯蔵が可能になり、EU市場においてはSPCによる特許延長期間の終了後、ただちに販売することができるようになる。

それに先立ち、2017年から、欧州委員会は複数の研究を委託し、パブコメを募った⁶⁴。

⁶² 前掲パブコメ p.82.

⁶³ Proposal for a Regulation amending Regulation (EC) 469/2009 concerning the supplementary protection certificate for medicinal products, 2018.5.28.

⁶⁴ パブコメは2017.10.12 から2018.1.4 にかけて行われ、231 の回答が得られた。

https://ec.europa.eu/info/consultations/public-consultation-supplementary-protection-certificates-spcs-and-patent-research-exemptions_en

ひとつの委託研究⁶⁵は、シミュレーションなどで、輸出・雇用増加予測などを行っている。それによれば、SPCの権利制限が低分子医薬品の第三国への輸出に与える影響は、2025年までに73億から95億ユーロの増加と予想される。これによりEU域内の雇用は13%から16%に増大する(20000から25000への雇用の増大)。ジェネリックおよび新薬の輸出は73億-74億ユーロ分増大する(年間6-18%)。バイオ医薬については、オリジナルメーカーの輸出が減少し、2025年までに€120億から€210億までバイオシミラーの輸出が増加する。EGA (European Generic and Biosimilar Medicines Association)の調査によれば、雇用については、EUジェネリックとバイオシミラー被雇用者は13-16%増加する。

SPC改正案につき、理事会と欧州議会の合意形成過程で2019年2月15日、EU域内市場担当委員は、急速に拡大しつつあるジェネリックおよびバイオシミラー製品のグローバル市場に注目し、10年間でEU域内に25000の雇用、成長、投資、10億ユーロの収入増を実現したいと述べた⁶⁶。

その後2019年2月20日、理事会と欧州議会によるSPC改正案審議において5条が加えられ、その2項(a)(iii)(iv)において、4条の要件のもとで、SPCの存続期間満期前6か月以内の生産・貯蔵が認められることになった⁶⁷。

4. 国際的側面

EUは、域内市場統合を主な目的として、加盟国間の法制接近、あるいは域内で効力を有する知的財産権の保護制度の創設に努めてきた。知財権の種類によって異なるアプローチが採られてはいるものの、近年は、産業の競争力を視野に保護制度の立法が推進されている。単に関連企業がそれぞれの利益を政府に訴えるロビーを超え、閲覧可能な研究結果あるいは広範囲の意見表示にもとづく公的議論がなされている点、透明性の確保を重んじる姿勢がみられる。数多い加盟国に対して、またEU市民との関係で、「国家」とは異なり、弱い立場にある欧州委員会が、採るべき立場なのである。

著作権に関しては、これまで10余りの指令による制度接近が行われてきたが⁶⁸、依然として各国間の制度は微にいり細にわたって相違している。これに対し、共同体商標や地理的表示については、EUレベルの知財が国際的な役割を果たしつつあるといえる。

⁶⁵ Charles River Associates, 'Assessing the economic impacts of changing exemption provisions during patent and SPC protection in Europe', 218p, 2017.10.5. p.14.

Max Planck Institute for Innovation and Competition, Study on the legal aspects of supplementary protection certificates in the EU, Annex I-IV, 2018.5.31.

⁶⁶ European Commission - Press release Pharmaceuticals: Commission refines intellectual property rules, 2018.5.28.

⁶⁷ Note from General Secretariat of the Council, Council of the European Union, 2019.2.20.

⁶⁸ Maria Martin Prat, 'The Future of Copyright in Europe', Columbia Journal of Law and the Arts, Volume 38, No. 1 (2014).

(1) EU 共通通商政策と知的財産権

共同体は1994年12月22日、理事会決定94/800によりWTO設立条約案を承認した。⁶⁹それに先立ち、欧州委員会は、TRIPS協定およびサービス貿易に関するGATSが共同体の(対外)共通通商政策(EEC条約113条,EC条約133条,TFEU207条)の一環として共同体の排他的権限とみなされるか否かについて裁判所意見を求め、意見1/94⁷⁰が示された。TRIPS協定に関し、意見1/94は、知財権保護の内容、保護水準および執行の権限はほとんど加盟国にあり、不正商品の取締り以外のTRIPS分野はEC条約133条の管轄下にはなく、共同体はTRIPS協定について排他的管轄を主張できず、加盟国の参加が必要であり、加盟国と共同体はともに権限をもつ(jointly competent)とした。この意見を受け、アムステルダム基本条約(1999年5月1日発効)はEC条約133条に(5)項を追加し、理事会が決定さえすれば、同条(1)－(4)項の適用をサービス貿易および知的財産権に関する国際交渉および協定に拡大できるとした。第(5)項によれば、「理事会は、委員会の提案に対し欧州議会を諮問したうえで、上記(1)－(4)項を、これらの条項がカバーしていない場合は、サービスおよび知的財産権に関する国際交渉および協定に適用を拡大するか否か全会一致で決定する」。1995年1月、世界貿易機関(WTO)が設立されTRIPS協定も発効した。

リスボン条約は、共通通商政策に関するEC条約133条を再度改正し、TFEU207条1項には「知的財産権の商業的側面、直接投資、自由化措置の一貫性の達成」が「一律の原則にもとづく」共通通商政策の一環として追加された。

EUは、域内統合を進めると同時にWTOにおいて、また二国間通商条約を通して、知財に関する国際的役割を拡大させている。日本との経済連携協定(EPA)においても、知財に関する14章が、二国間通商関係を拡大させる可能性を広げた。

(2) Brexit

そうしたなかで、英国のEU離脱という、欧州の秩序を大きく変える決定がなされた。

2016年6月23日、英国国民は国民投票により支持率51.9%でEU離脱を選び、政府はEU条約50条にもとづき2017年3月29日、EUに離脱を通告した。2017年6月26日には英国においてEU離脱法が採択され、離脱後の国内法枠組みが成立。2018年11月14日、欧州委員会と英国政府との間で合意された離脱協定案は理事会の承認を経て公表された。協定案およびEUと英国の将来の関係について政治宣言案は2018年11月25日、欧州理事会により承認された。その後、離脱協定案の合意のためEU27か国と英国において批准過程が開始されるはずであったが、英国議会は離脱協定案を否認した。これにより、残された道は①交渉の延長(これにはEU27か国の合意が必要)、②英国に

⁶⁹ ウルグアイ・ラウンド交渉(1986年9月－1994年4月)は、1947年GATTのもとでの多角的貿易交渉でWTOは、マラケシュ協定(WTO協定)にもとづき1995年1月設立された。

⁷⁰ Opinion 1/94 of the Court, 上記注44.

よる離脱通告の撤回（これには英国において国民投票が必要）、あるいは③ハード Brexit（合意なき離脱）となった。2019年3月5日現在の段階では、③に限りなく近い道になる可能性が高い。

離脱協定案は、2019年3月29日から2020年12月31日を移行期間としており、この間、その後の2者の関係に関して新たな協定が結ばれることになっていた。離脱協定案は、特段の手続きなしで、英国において効力のあるEU法と同種の権利を英国法のもとで取得できること、現在、英国とEUにおいて有効なEUの地理的表示を保護すること等を規定していた。

EU法は、直接適用の可能性や国内法に対するEU法の優位等、いくつかの原則のもと、加盟国における統一解釈により機能する。ハード Brexitのもとでは英国の上記EU離脱法の枠内で、欧州裁判所の判決による効力は失われる。離脱後の英国で、こうした原則や、欧州裁判所の判例による拘束がなくなれば、EU法やその他英国の国内法が立法化され、施行されていく過程で、いかなる知的財産権の保護がなされるかについて、予測は容易くない。

今後の英国内における知財保護法の根拠や立法について、これまで多くの議論がなされてきたが、EU法の観点からも、課題が点検されつつある。

さらに、EUが国際的に発展させてきた制度が、Brexitの影響を受けることも考えられる。統一特許裁判所（UPC）にEU法上、組織上の課題を与えていることなども、そのひとつである。

（3） 統一特許裁判所（UPC）

UPC（Unified Patent Court, UPC）協定は、中央部をパリに、中央部支部をロンドンとミュンヘンに置くことを規定する（UPC協定7条2項）。英国はUPC協定を2018年4月に批准している⁷¹。同年7月12日、英国政府は、「英国とEUとの（離脱後の）関係について白書」⁷²を公表した。そこには、EUを離脱した後も、英国は、欧州単一特許制度およびUPC協定に留まる可能性を精査する意向であることが表明されている。「UPCは、EPOが管理する欧州特許およびEU単一効特許の紛争を扱うというユニークな構造を有する国際裁判所であり、英国はUPCが確固とした法的根拠にもとづいて発展するよう他の締約国と協力する」との見解であった⁷³。

⁷¹ 単一特許パッケージの発効には英国、ドイツ及びフランスを含む13のEU加盟国のUPC協定の批准が必要で、これまで英国およびフランスを含むEU加盟15か国がUPC協定を批准している。ドイツが批准すれば（議会は一応の承認）単一特許パッケージは発効することになっているが、現在ドイツでは、UPC協定の批准法案に対する違憲訴訟が提起されており、遅延が予想されている。

⁷² Her Majesty's Government, The Future Relationship between the United Kingdom and the European Union, July 2018.このほか、UK Intellectual Property Office Guide on IP and BREXIT <https://www.gov.uk/government/publications/ip-and-brex-it-the-facts>, 2014年、英国知財庁の委託調査において、英国企業等がいかに欧州単一特許及び統一特許裁判所を使うか、その可能性について実証研究等が公表されている。McDonagh, L. (2014) Exploring perspectives of the Unified Patent Court and Unitary Patent within the business and legal communities, July 2014.

⁷³ 上記白書, paras.149-152, p.46.

UPC協定に関しては、Brexit後、EU加盟国でない英国にUPCの支部を設置できるか否かEU加盟国側でも議論されてきた。

UPC協定は、国際条約であり、条約を修正することでUPCの中央部支部をロンドンに設置する可能性は十分あるとの見解も存在する一方で、国際機関の支部を加盟国でない国に置く慣習はないとの反対意見もある。また、英国にUPC協定上の特定の地位を与え、特許の単一効を及ぼせるべきとの考えもある。

先述のとおり、欧州における特許権の管理を統一的行なうことを可能にする欧州単一特許制度と、特許権についての法的判断を統一的行なう欧州単一特許裁判所はセットされている。ところが欧州単一特許制度はEU規則1257/2012（上記注54,55）に依拠するが、UPC協定は国際条約であり、しかもEU加盟国間の条約である。EU規則にもとづく特許の単一効と条約にもとづく特許裁判所が併合された二つの制度を、非EU加盟国において実施することはどこまで可能か。このことからEU法上、市場統合上、実質的な課題が多く存在するとの見解もある⁷⁴。UPC協定の前文1は、「欧州連合加盟国の特許分野における協力によりヨーロッパの統合とくに域内市場の確立に与すること」とし、市場統合を目指す制度であるとする。

Brexit後の英国によるUPC協定参加およびロンドン中央支部の設置可能性については、国際条約に関する欧州裁判所の意見を重んじる向きもあり、先のECPCに関する意見1/09⁷⁵が参照されている。遡って2011年、ECPCに関して同裁判所意見は以下のことを述べた。

ECPCはTEU19条(1)が規定するEU制度および司法枠組みの外にあり、国際法上、独立した法人格を有するとしている。ECPCは、EU司法制度の外にある国際裁判所に共同体特許について個人の訴訟を審理する排他的権限をECPCに与えている。ECPCは、個人の訴訟を扱い、その法源は国内法を含む。このことは、加盟国の国内裁判所の欧州裁判所によるEU法の解釈および適用について先決判決を請求する権利等、基本条約が加盟国およびEU機関に与える権限の本質的な性格を変更することになる。主にこの理由で、欧州特許および単一欧州特許に関する訴訟制度を創設しようとするECPC協定案は、欧州連合条約（TEU）およびTFEUの規定に不整合との判断が出された。

ただし、2009年に合意されたECPCと2013年のUPC協定との間には多くの相違点があることにも留意すべきであろう。

まず、ECPCはEU加盟国およびEPC加盟のEEA条約国なども一定条件のもとに締約国になれるとしていた点で大きく異なる。これに対し、UPCの加盟国はEU加盟国でなければならない（UPC84条）が、ベネルックス裁判所のように、EU司法制度枠内にはない。さらに、ECPCの控訴審には欧州裁判所の先決判決を求める義務があった（48条）。にもかかわらず、個別案件における適用法に関してECPCに対するEU法順守義

⁷⁴ Matthias Lamping and Hanns Ullrich (ed), The Impact of Brexit on Unitary Patent Protection and its Court, Max Planck Institute for Innovation and Competition research paper No. 18-20, 2018.8.30.

⁷⁵ Opinion 1/09 of the Court,上記注53.

務は限定的であった。ECPC 案の 14a 条は ECPC の裁判官による審理の際、適用される法を定めている。その 1 項 (b) は、「直接適用される」共同体法、とくに 共同体特許および締約国において実施されている共同体特許に関する理事会規則および共同体法を実施する国内法」と限定し、14 条 2 項は、締約国の国内法に依拠する場合、(a)「直接適用される」共同体法、(b)「直接適用される」共同体法が存在しない場合、すべての締約国が参加する国際公法あるいは私法とし、ECPC14a 条 3 項は、EEA 条約加盟国でない場合、ECPC 締約国が EU 加盟国でない場合で、当該 ECPC が国内法に依拠して判断する場合は、(a)国内法、規則および行政規定を特許実体に関する共同体法に整合的にしなければならないとしていた。

意見 1/09 は Brexit と UPC との関係について検討するにあたり、十分参考になるとは言い難い。EU 法との関係において、また EU 市場と EU 離脱後の英国市場との相違から、今後、考慮に入れ、解決しなければならない課題がさらに提示されていくであろうが、まずは交渉の方向性が整理され、定められる必要があると思われる。

以上のように、EU の知財保護制度は、域内市場において重要な発展を遂げつつあり、国際的にも重要な役割を果たしつつある。とはいえクロスボーダーの範囲の変化など、不確定な側面も存在する。とくに Brexit 後の英国における知財保護制度と EU 法との関係を見守る必要があるだろう。